

伊賀南部環境衛生組合 例 規 類 集

編集 伊賀南部環境衛生組合総務室

内容現在 令和6年3月31日

目 次

第1編 総 規

○伊賀南部環境衛生組合規約	1
○伊賀南部環境衛生組合公告式条例	5

第2編 議 会

○伊賀南部環境衛生組合議会定例会の回数を定める条例	7
○伊賀南部環境衛生組合議会会議規則	8
○地方自治法第180条第1項の規定による指定専決処分事項	21

第3編 監査委員・公平委員会

第1章 監査委員

○伊賀南部環境衛生組合監査委員条例	22
-------------------	----

第2章 公平委員会

○伊賀南部環境衛生組合公平委員会設置条例	23
----------------------	----

第4編 行政一般

第1章 組織・処務

○伊賀南部環境衛生組合組織及び事務処理規程	24
○伊賀南部環境衛生組合事務運営委員会設置規程	29
○伊賀南部環境衛生組合職員等の公益通報に関する要綱	31

第2章 情報管理

○伊賀南部環境衛生組合情報公開条例	34
○伊賀南部環境衛生組合情報公開条例施行規則	42
○伊賀南部環境衛生組合個人情報保護法施行条例	59

○伊賀南部環境衛生組合個人情報保護法施行条例施行規則	・ ・ ・ ・ ・	6 2
○伊賀南部環境衛生組合議会の個人情報の保護に関する条例	・ ・ ・ ・ ・	9 4
○伊賀南部環境衛生組合議会の個人情報の保護に関する条例施行規則	・	1 1 3
○伊賀南部環境衛生組合情報公開・個人情報保護審査会設置条例	・ ・	1 5 1
○伊賀南部環境衛生組合情報公開・個人情報保護審査会設置条例施行規則	・ ・ ・ ・ ・	1 5 6
○伊賀南部環境衛生組合行政不服審査会条例	・ ・ ・ ・ ・	1 5 8
○伊賀南部環境衛生組合審査請求等における提出書類等の写し等の交付に係る手数料に関する条例	・ ・ ・ ・ ・	1 6 0
○伊賀南部環境衛生組合所管施設防犯カメラの設置等に関する規程	・	1 6 2

第5編 人 事

第1章 定数・任用

○伊賀南部環境衛生組合職員定数条例	・ ・ ・ ・ ・	1 6 5
○管理職員等の範囲を定める規則	・ ・ ・ ・ ・	1 6 7
○伊賀南部環境衛生組合定年退職者等の暫定再任用に関する規則	・ ・	1 6 9
○伊賀南部環境衛生組合職員の臨時的任用に関する規則	・ ・ ・ ・ ・	1 7 0

第2章 分限・懲戒

○伊賀南部環境衛生組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例	・ ・	1 7 1
○伊賀南部環境衛生組合職員の分限に関する条例	・ ・ ・ ・ ・	1 7 3
○伊賀南部環境衛生組合職員の分限に関する条例施行規則	・ ・ ・ ・ ・	1 7 6
○伊賀南部環境衛生組合職員の定年等に関する条例	・ ・ ・ ・ ・	1 7 7
○職員の定年の引上げ等のための関係条例の整備に関する条例（抄）	・	1 7 8
○伊賀南部環境衛生組合職員の定年等に関する規則	・ ・ ・ ・ ・	1 7 9
○伊賀南部環境衛生組合職員の退職管理に関する規則	・ ・ ・ ・ ・	1 8 0

第3章 服 務

○伊賀南部環境衛生組合職員の服務の宣誓に関する条例	・ ・ ・ ・ ・	1 8 6
○職務に専念する義務の特例に関する条例	・ ・ ・ ・ ・	1 8 7
○伊賀南部環境衛生組合の休日を守る条例	・ ・ ・ ・ ・	1 8 8
○伊賀南部環境衛生組合の休日を守る条例の施行期日を定める規則	・	1 8 9
○伊賀南部環境衛生組合の休日を守る条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則	・ ・ ・ ・ ・	1 8 9

○伊賀南部環境衛生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例	・ ・ ・ 1 9 0
○伊賀南部環境衛生組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則	・ 1 9 1
○伊賀南部環境衛生組合会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則	・ ・ ・ ・ ・ 1 9 2
○伊賀南部環境衛生組合職員の育児休業等に関する条例	・ ・ ・ ・ ・ 1 9 3
○伊賀南部環境衛生組合職員の育児休業等に関する規則	・ ・ ・ ・ ・ 1 9 4
○伊賀南部環境衛生組合における次世代育成支援対策推進法及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則	・ ・ ・ ・ ・ 1 9 5

第4章 職員厚生

○伊賀南部環境衛生組合職員安全衛生管理規程	・ ・ ・ ・ ・ 1 9 6
○伊賀南部環境衛生組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例	・ ・ ・ ・ ・ 2 0 2
○伊賀南部環境衛生組合職員及び議会の議員その他非常勤の職員の公務災害見舞金支給に関する条例	・ ・ ・ ・ ・ 2 0 3

第6編 給 与

第1章 報酬・費用弁償

○伊賀南部環境衛生組合議会の議員の議員報酬及び特別職の報酬並びに費用弁償に関する条例	・ ・ ・ ・ ・ 2 0 4
○伊賀南部環境衛生組合議会等の要求により出頭した者等の実費弁償に関する条例	・ ・ ・ ・ ・ 2 0 7

第2章 給料・手当等

○伊賀南部環境衛生組合職員の給与に関する条例	・ ・ ・ ・ ・ 2 0 8
○伊賀南部環境衛生組合職員給与条例施行規則	・ ・ ・ ・ ・ 2 1 0
○伊賀南部環境衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例	・ ・ ・ ・ ・ 2 1 5
○伊賀南部環境衛生組合会計年度任用職員の給与に関する規則	・ ・ ・ 2 1 7
○伊賀南部環境衛生組合職員の退職手当に関する条例	・ ・ ・ ・ ・ 2 1 9

第3章 旅 費

○伊賀南部環境衛生組合職員の旅費に関する条例	・ ・ ・ ・ ・ 2 2 0
------------------------	-----------------

第7編 財 務

第1章 契約・財産

○議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例	・ 2 2 1
○伊賀南部環境衛生組合長期継続契約に関する条例	・ 2 2 2
○伊賀南部環境衛生組合契約規程	・ 2 2 3
○伊賀南部環境衛生組合工事執行規程	・ 2 2 4
○伊賀南部環境衛生組合入札等監視委員会設置条例	・ 2 2 5
○伊賀南部環境衛生組合有料広告事業実施要綱	・ 2 2 7
○伊賀南部環境衛生組合財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例	・ 2 3 2

第2章 予算・会計

○伊賀南部環境衛生組合財政状況の公表に関する条例	・ 2 3 4
○伊賀南部環境衛生組合会計規則	・ 2 3 5
○伊賀南部環境衛生組合地域振興交付金規則	・ 2 3 7

第8編 業 務

○伊賀南部環境衛生組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例	・ 2 4 3
○伊賀南部環境衛生組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則	・ 2 5 0
○伊賀南部環境衛生組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例	・ 2 5 9
○伊賀南部環境衛生組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例施行規則	・ 2 6 1
○伊賀南部環境衛生組合指定ごみ袋取扱要綱	・ 2 6 3
○資源ごみ自主回収支援事業補助金交付要綱	・ 2 6 9

第9編 施 設

○伊賀南部リサイクルプラザの設置及び管理に関する条例	・ 2 8 0
○伊賀南部リサイクルプラザの設置及び管理に関する条例施行規則	・ 2 8 3

第1編 総 規

○伊賀南部環境衛生組合規約

制定 昭和45年10月1日三重県指令上県総第1220号
変更 昭和51年7月28日三重県指令上振第1379号
〃 昭和63年1月4日三重県指令伊局第2482号
〃 昭和63年4月1日三重県指令伊局第652号
〃 平成3年12月3日三重県指令伊局第2347号
〃 平成8年4月1日
〃 平成16年10月15日三重県指令伊企第311号
〃 平成19年1月17日三重県指令政策第17-843号
〃 平成20年10月1日
〃 令和2年4月1日

(組合の名称)

第1条 この組合の名称は、伊賀南部環境衛生組合（以下「組合」という。）という。

(組合を組織する地方公共団体)

第2条 この組合は、名張市及び伊賀市（以下「関係市」という。）をもって組織する。

(組合の共同処理する事務)

第3条 この組合は、関係市の区域（伊賀市にあっては、平成16年10月31日における青山町の区域に限る。）内の一般廃棄物を衛生的かつ完全に処理するため、次の事務を共同で処理する。

- (1) 廃棄物の処理及び処分計画に関すること。
- (2) 廃棄物の収集、運搬に関すること。
- (3) 廃棄物処理施設の整備及び管理運営に関すること。
- (4) その他廃棄物に関すること。

(組合の事務所の位置)

第4条 この組合の事務所は、伊賀市奥鹿野1990番地に置く。

(議会の組織及び議員の選挙方法)

第5条 この組合に議会を置く。

2 組合の議会議員（以下「組合議員」という。）の定数は、10人とし、組合内関係市に

において選出すべき議員の定数は、次のとおりとする。

名張市 6 人

伊賀市 4 人

組合議員は、関係市の議会において、当該市の議会の議員の中から選挙する。

- 3 組合議員に欠員を生じたときは、管理者は直ちに当該議員の選出せられた市に通知しなければならない。
- 4 前項の通知があった場合は、当該市の議会において、速やかに補充しなければならない。
- 5 当選人が定まった時は、当該市の議会は、直ちに当選人の住所、氏名、生年月日及び職業を管理者に通知しなければならない。

(組合議員の任期)

第 6 条 組合議員の任期は、関係市の議会の議員としての任期による。

(議長及び副議長)

第 7 条 この組合の議会に議長及び副議長各 1 人を置く。

- 2 議長及び副議長は、組合の議会において組合議員のうちから選挙する。

(管理者及び副管理者の設置)

第 8 条 この組合に管理者 1 人及び副管理者 2 人を置く。

- 2 管理者は、関係市の互選による。
- 3 副管理者は、管理者以外の関係市の長及び管理者の属する市の副市長の職にある者をもって充てる。

(管理者及び副管理者の任期)

第 9 条 管理者及び副管理者の任期は、当該市としての任期による。

(会計管理者)

第 10 条 この組合に会計管理者 1 人を置く。

- 2 会計管理者は、管理者の属する市の会計管理者の職にある者をもって充てる。

(職員)

第 11 条 この組合に必要な職員を置き、管理者が任免する。

(監査委員)

第 12 条 この組合に監査委員 2 人を置く。

- 2 監査委員は、組合議員のうちから 1 人、関係市の監査委員のうち、識見を有する者のうちから 1 人を管理者が組合の議会の同意を得て選任する。
- 3 監査委員の任期は、組合議員のうちから選任された者にあつては、組合議員の任期によるものとし、識見を有する者にあつては、当該市の監査委員の任期による。

(組合の経費等)

第 13 条 この組合の経費は、関係市の分担金、国庫支出金、県支出金及びその他の収入

をもって充てる。

- 2 前項に規定する分担金の額は、別表に定めるところによる。

(財産の帰属)

- 第14条 この組合の財産の帰属は、前条第2項施設整備に要した経費の分担割合による。

(委任規定)

- 第15条 この規約に定めるもののほか、組合に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条第1項の規定による組合設立の許可の日から施行する。
- 2 この規約により始めて行う議会は、名張市長が招集する。

附 則(昭和51年7月28日三重県指令上振第1379号)

この規約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定による許可の日から施行する。

附 則 (昭和63年1月4日三重県指令伊局第2482号)

この規約は、昭和63年1月4日から施行する。

附 則 (昭和63年4月1日三重県指令伊局第652号)

この規約は、昭和63年4月1日から施行する。ただし、第4条の改正規定は、同年7月1日から施行する。

附 則 (平成3年12月3日三重県指令伊局第2347号)

- 1 この規約は、三重県知事の許可のあった日から施行する。
- 2 この規約の施行の際現に在職する知識経験を有する者のうちから選任された監査委員は、その任期が満了するまでの間、改正後の伊賀南部環境衛生組合同規約第10条第2項の規定により識見を有する者のうちから選任された監査委員とみなす。

附 則 (平成8年9月26日三重県知事届出)

この規約は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年10月15日三重県指令伊企第311号)

この規約は、平成16年11月1日から施行する。

附 則 (平成19年1月17日三重県指令政策第17-843号)

(施行期日)

- 1 この規約は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規約の施行の際現に在職する収入役は、当該市の任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。
- 3 前項の場合においては、改正後の第10条の規定は適用せず、改正前の第8条第1項及び第5項の規定は、なおその効力を有する。

附 則（平成２０年９月３０日三重県知事届出）
この規約は、平成２０年１０月１日から施行する。

附 則（令和元年１０月４日三重県知事届出）
（施行期日）

１ この規約は、令和２年４月１日から施行する。

（経過措置）

２ 改正後の別表の規定は、令和２年度以後の年度の分担金について適用し、令和元年度までの分担金については、なお従前の例による。

別表（第１３条関係）

区 分	経 費 の 支 弁 方 法
廃棄物処理施設の整備に伴う経費	組合議会の議決による
議会に要する経費	議員定数割による
組合の運営及び一般管理に要する経費	平等割 １０％ 人口割 ９０％
廃棄物の収集及び運搬に要する経費	実績割 １００％
ごみ処理施設の管理運営に要する経費	実績割 １００％
し尿処理施設の管理運営に要する経費	名張市の負担とする

備考

- 人口割については、関係市の区域の前年度１０月１日現在の人口によるものとする。
- 実績割は、関係市の区域の前々年度１０月１日から前年度９月３０日までの間の収集及び処理量の実績によるものとする。
- 実績割による経費の支弁方法が適当でない場合は、関係市が協議の上、当該経費の支弁方法を調整することができるものとする。

○伊賀南部環境衛生組合公告式条例

制定 昭和45年11月13日条例第1号

改正 昭和63年3月29日条例第1号

〃 昭和63年7月4日条例第20号

〃 平成16年11月1日条例第2号

(この条例の目的)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第16条の規定に基づく公告式は、この条例の定めるところによる。

(条例の公布)

第2条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入してその末尾に管理者が署名しなければならない。

2 条例の公布は、伊賀南部環境衛生組合事務所前掲示場並びに名張市役所前掲示場及び伊賀市青山支所前掲示場に掲示してこれを行う。

(規則に関する準用)

第3条 前条の規定は、規則にこれを準用する。

(規程の公表)

第4条 規則を除くほか、管理者の定める規程を公表しようとするときは、公布若しくは、公表の旨の前文、年月日及び管理者名を記入して管理者印を押さなければならない。

2 第2条第2項の規定は、前項の規定にこれを準用する。

(その他の規則及び規程の公表)

第5条 第2条の規定は、議会の会議規則、傍聴人取締規則その他組合の機関の定める規則で公表を要するものにこれを準用する。ただし、第2条中「管理者」とあるのは「当該機関又は当該機関を代表する者」と読み替えるものとする。

2 第4条の規定は、組合の機関の定める規程で公表を要するものにこれを準用する。ただし、同条第1項中「管理者名」とあるのは「当該機関名」、管理者印」とあるのは「当該機関印」と読み替えるものとする。

(施行期日の特例)

第6条 規則又は、組合の機関の定める規則若しくは規程は、それぞれ当該規則又は規程をもって特に施行期日を定めることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和45年11月13日から適用する。

附 則（昭和63年3月29日条例第1号）

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（昭和63年7月4日条例第20号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和63年4月1日から適用する。

附 則（平成16年11月1日条例第2号抄）

この条例は、平成16年11月1日から施行する。

第2編 議 会

○伊賀南部環境衛生組合議会定例会の回数を定める条例

制定 昭和45年11月13日条例第2号

改正 昭和63年3月29日条例第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第102条第2項の規定により伊賀南部環境衛生組合議会の定例会の回数は、年2回とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和45年11月13日から適用する。

附 則（昭和63年3月29日条例第2号）

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

○伊賀南部環境衛生組合議会会議規則

制定 昭和51年7月7日議会規則第1号

改正 昭和63年7月4日議会規則第4号

〃 平成20年10月27日議会規則第1号

〃 平成25年2月15日議会規則第1号

〃 令和3年10月28日議会規則第1号

〃 令和4年2月2日議会規則第1号

第1章 総則

(参集)

第1条 議員は、招集の当日開議定刻前に議場に参集し、その旨を議長に通告しなければならない。

(欠席の届出)

第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。

2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

(議席)

第3条 議員の議席は、最初の会議において、議長が定める。

2 最初の会議後あらたに選挙された議員の議席は、議長が定める。

(会期)

第4条 会期は、毎会期の初めに議会の議決で定める。

2 会期は、招集された日から起算する。

(会期の延長)

第5条 会期は、議会の議決で延長することができる。

(会期中の閉会)

第6条 会議に付された事件をすべて議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。

(議会の開閉)

第7条 議会の開閉は、議長が宣告する。

(会議時間)

第8条 会議時間は、午前10時から午後4時までとする。

2 議長は、必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。

3 会議の開始は、号鈴で報ずる。

(休会)

第9条 組合の休日は、休会とする。

2 議事の都合その他必要があると認めるときは、休会の日でも会議を開くことができる。

(会議の開閉)

第10条 開議、散会、延会、中止又は休憩は、議長が宣告する。

2 議長が開議を宣告する前又は散会、延会、中止若しくは休憩を宣告した後は、何人も、議事について発言することができない。

(定足数に関する措置)

第11条 開議時刻後相当の時間を経ても、なお出席議員が定足数に達しないときは、議長は、延会を宣告することができる。

2 会議中定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、議長は、議員の退席を制止し、又は、議場外の議員に出席を求めることができる。

3 会議中定足数を欠くに至ったときは、議長は、休憩又は延会を宣告する。

第2章 議案及び動議

(議案の提出)

第12条 議員が議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由を付け、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第112条第2項の規定によるものについては、所定の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

(一事不再議)

第13条 議会で議決された事件については、同一会期中は、再び提出することができない。

(動議成立に必要な賛成者の数)

第14条 動議は、法又はこの規則において特別の規定がある場合を除くほか、他に1人以上の賛成者がなければ議題とすることができない。

(修正の動議)

第15条 修正の動議は、その案を備え、法第115条の3の規定によるものについては、所定の発議者が連署して、議長に提出しなければならない。

(先決動議の措置)

第16条 他の事件に先だって表決に付さなければならない動議が競合したときは、議長が表決の順序を定める。ただし、出席議員3人以上から異議があるときは、討論を用いずに会議に諮って決める。

(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)

第 17 条 会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、議会の承認を得なければならない。

2 議員が提出した事件及び動議で前項の承認を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。

第 3 章 議事日程

(日程の作成及び配付)

第 18 条 議長は、開議の日時、会議に付する事件及びその順序等を記載した議事日程を定め、あらかじめ議員に配付する。ただし、やむを得ないときは、議長がこれを報告して配付にかえることができる。

(日程の順序変更及び追加)

第 19 条 議長が必要があると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って、議事日程の順序を変更し、又は他の事件を追加することができる。

(議事日程のない会議の通知)

第 20 条 議長は、必要があると認めるときは、開議の日時だけを議員に通知して会議を開くことができる。

2 前項の場合、議長は、その開議までに議事日程を定めなければならない。

(日程の終了及び延会)

第 21 条 議事日程に記載した事件の議事を終わったときは、議長は、散会を宣告する。

2 議事日程に記載した事件の議事が終らない場合でも、議長が必要があると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って延会することができる。

第 4 章 選挙

(選挙の宣告)

第 22 条 議会において選挙を行うときは、議長は、その旨を宣告する。

(不在議員)

第 23 条 選挙を行う宣告の際議場にいない議員は、選挙に加わることができない。

(議場の出入口閉鎖)

第 24 条 投票による選挙を行うときは、議長は、第 22 条（選挙の宣告）の規定による宣告の後、議場の出入口を閉鎖し、出席議員数を報告する。

(投票用紙の配付及び投票箱の点検)

第 25 条 投票を行うときは、議長は、職員をして議員に所定の投票用紙を配付させた後、配付もれの有無を確かめなければならない。

2 議長は、職員をして投票箱を改めさせなければならない。

(投票)

第26条 議員は、職員の点呼に応じて、順次、投票を備え付けの投票箱に投入する。

(投票の終了)

第27条 議長は、投票が終わったと認めるときは、投票もれの有無を確かめ、投票の終了を宣告する。その宣告があった後は、投票することができない。

(開票及び投票の効力)

第28条 議長は、開票を宣告した後、2人以上の立会人とともに投票を点検しなければならない。

2 前項の立会人は、議長が、議員の中から会議に諮って指名する。

3 投票の効力は、立会人の意見を聞いて議長が決定する。

(選挙結果の報告)

第29条 議長は、選挙の結果を直ちに議場において報告する。

2 議長は、当選人に当選の旨を告知しなければならない。

(選挙関係書類の保存)

第30条 議長は、投票の有効、無効を区別し、当該当選人の任期間、関係書類とともにこれを保存しなければならない。

第5章 議事

(議題の宣告)

第31条 会議に付する事件を議題とするときは、議長は、その旨を宣告する。

(一括議題)

第32条 議長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席議員3人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

(議案等の朗読)

第33条 議長は、必要があると認めるときは、議題になった事件を職員をして朗読させる。

(議案等の説明及び質疑)

第34条 会議に付する事件は、会議において提出者の説明をきき、議員の質疑を行う。

2 提出者の説明は、討論を用いないで会議に諮って省略することができる。

(討論及び表決)

第35条 議長は、前条第1項の質疑が終わったときは、討論に付し、その終結の後、表決に付する。

(議決事件の字句及び数字等の整理)

第36条 議会は、議決の結果生じた条項、字句、数字その他の整理を議長に委任することができる。

(議事の継続)

第37条 延会、中止又は休憩のため事件の議事が中断された場合において、再びその事件が議題となったときは、前の議事を継続する。

第6章 発言

(発言の許可等)

第38条 発言は、すべて議長の許可を得た後、登壇してしなければならない。ただし、簡易な事項については、議席で発言することができる。

2 議長は、議席で発言する議員を登壇させることができる。

(発言の要求)

第39条 会議において発言しようとする者は、起立して、「議長」と呼び、自己の氏名を告げ、議長の許可を求めなければならない。

2 2人以上起立して発言を求めたときは、議長は、先起立者と認める者から指名して発言させる。

(討論の方法)

第40条 討論については、議長は、最初に反対者を発言させ、次に賛成者と反対者を、なるべく交互に指名して発言させなければならない。

(議長の発言、討論)

第41条 議長が議員として発言しようとするときは、議席に着き発言し、発言が終了後、議長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終るまでは、議長席に復することができない。

(発言内容の制限)

第42条 発言は、すべて簡明にするものとし、議題外にわたり、又はその範囲をこえてはならない。

2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは注意し、なお従わない場合は、発言を禁止することができる。

3 議員は、質疑に当っては、自己の意見を述べることができない。

(質疑の回数)

第43条 削除

(発言時間の制限)

第44条 議長は、必要があると認めるときは、あらかじめ発言時間を制限することができる。

2 議長の定めた時間制限について異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

(議事進行に関する発言)

第45条 議事進行に関する発言は、議題に直接関係のあるもの又は直ちに処理する必要があるものでなければならない。

2 議事進行の発言がその趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ちに制止しなければならない。

(発言の継続)

第46条 延会、中止又は休憩のため発言が終らなかった議員は、さらにその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。

(質疑、討論の終結)

第47条 質疑又は、討論が終ったときは、議長は、その終結を宣告する。

2 質疑又は討論が続出して容易に終結しないときは、議員は、質疑又は討論終結の動議を提出することができる。

3 質疑若しくは討論終結の動議については、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

(選挙及び表決時の発言制限)

第48条 選挙及び表決の宣告後は、何人も発言を求めることができない。ただし、選挙及び表決の方法についての発言は、この限りでない。

(一般質問)

第49条 議員は、組合の一般事務について、議長の許可を得て質問することができる。

2 質問者は、議長の定めた期間内に、議長にその要旨を文書で通告しなければならない。

(緊急質問等)

第50条 質問が緊急を要するとき、その他真にやむを得ないと認められるときは、前条の規定にかかわらず、議会の同意を得て質問することができる。この場合における議会の同意については、議長は、討論を用いないで会議に諮らなければならない。

2 前項の質問がその趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ちに制止しなければならない。

(準用規定)

第51条 質問については、第47条（質疑、討論の終結）の規定を準用する。

(発言の取消又は訂正)

第52条 議員は、その会期中に限り、議会の許可を得て自己の発言を取消し又は議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。

第7章 表決

(表決問題の宣告)

第53条 議長は、表決をとろうとするときは、表決に付する問題を会議に宣告する。

(不在議員)

第54条 表決宣告の際、議場にいない議員は、表決に加わることはできない。

(条件の禁止)

第55条 表決には、条件を付けることができない。

(起立による表決)

第56条 議長は、表決をとろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

- 2 議長が、起立者の多少を認定しがたいとき、又は議長の宣告に対して出席議員3人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決をとらなければならない。

(投票による表決)

第57条 議長が必要があると認めるとき、又は出席議員3人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決をとる。

- 2 同時に記名投票と無記名投票の要求があるときは、議長は、いずれの方法によるかを無記名投票で決める。

(記名及び無記名投票)

第58条 投票による表決を行う場合には、問題を可とする者は賛成と、否とする者は反対と、所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。ただし、記名投票の場合は、議員の氏名を併記しなければならない。

(選挙規定の準用)

第59条 投票を行う場合には、第24条(議場の出入口閉鎖)、第25条(投票用紙の配付及び投票箱の点検)、第26条(投票)、第27条(投票の終了)、第28条(開票及び投票の効力)第29条(選挙結果の報告)第1項及び第30条(選挙関係書類の保存)の規定を準用する。

(表決の訂正)

第60条 議員は、自己の表決の訂正を求めることができない。

(簡易表決)

第61条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員3人以上から異議があるときは、議長は、起立の方法で表決をとらなければならない。

(表決の順序)

第62条 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を定める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決をとる。ただし、表決の順序について出席議員3人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

- 2 修正案がすべて否決されたときは、原案について表決をとる。

第8章 公聴会、参考人

(公聴会開催の手続)

第63条 会議において公聴会を開く議決があったときは、議長は、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(意見を述べようとする者の申出)

第64条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、議長に申し出なければならない。

(公述人の決定)

第65条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

(公述人の発言)

第66条 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

2 公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、議長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(議員と公述人の質疑)

第67条 議員は、公述人に対して質疑をすることができる。

2 公述人は、議員に対して質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第68条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、議会が特に許可した場合は、この限りでない。

(参考人)

第69条 会議において参考人の出席を求める議決があったときは、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

2 参考人については、前3条の規定を準用する。

第9章 請願

(請願書の記載事項等)

第70条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名押印しなければならない。

2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印しなければならない。

3 前2項の請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印しなければならない。

4 請願書の提出は、平穏になされなければならない。

5 請願者が請願書（会議の議題となったものを除く。）を撤回しようとするときは、議長の承認を得なければならない。

（請願の送付等）

第71条 議長は、議会が採択すべきものと決定した請願で、管理者その他の関係執行機関に送付することが適当と認めたものはこれを送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求することを適当と認めるものについては、その旨を付記しなければならない。

（陳情書等の処理）

第72条 議長は、陳情書又は、これに類するもので、その内容が請願に適合するものは、請願書の例により処理するものとする。

第10章 秘密会

（指定者以外の退場）

第73条 秘密会を開く議決があつたときは、議長は、傍聴人及び議長の指定する者以外の者を議場の外に退去させなければならない。

（秘密の保持）

第74条 秘密会の議事の記録は、公表しない。

2 秘密会の議事は、何人も秘密性の継続する限り、他にもらしてはならない。

第11章 辞職

（議長及び副議長の辞職）

第75条 議長が辞職しようとするときは副議長に、副議長が辞職しようとするときは議長に、辞表を提出しなければならない。

2 前項の辞表は、議会に報告し、討論を用いないで会議に諮ってその許否を決める。

3 閉会中に副議長の辞職を許可した場合は、議長は、その旨を次の議会に報告しなければならない。

（議員の辞職）

第76条 議員が辞職しようとするときは、議長に辞表を提出しなければならない。

2 前条第2項及び第3項の規定は、議員の辞職について準用する。

第12章 規律

（品位の尊重）

第77条 議員は、議会の品位を重んじなければならない。

（携帯品）

第78条 議場に入る者は、帽子、外とう、えり巻、つえ、かさの類を着用し又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。

（議事妨害の禁止）

第79条 何人も会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をして

はならない。

(離席)

第80条 議員は、会議中みだりに議席を離れてはならない。

(禁煙)

第81条 何人も、会議中は、喫煙してはならない。

(新聞等の閲読禁止)

第82条 何人も、会議中は、参考のためにするもののほか、新聞紙又は書籍類を閲読してはならない。

(許可のない登壇の禁止)

第83条 何人も、議長の許可がなければ演壇に登ってはならない。

(議長の秩序保持権)

第84条 すべて規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

第13章 懲罰

(懲罰動議の提出)

第85条 懲罰の動議は、文書をもって所定の発議者が連署して、議長に提出しなければならない。

2 前項の動議は、懲罰事犯があった翌日までに提出しなければならない。ただし、第74条(秘密の保持)第2項の違反に係るものについては、この限りでない。

(懲罰の審査)

第86条 懲罰事犯については、議会は、委員会に付託しなければ決定することができない。

(戒告又は陳謝の方法)

第87条 戒告又は陳謝は、議会の決めた戒告文又は陳謝文によって行うものとする。

(出席停止の期間)

第88条 出席停止は、5日をこえることができない。ただし、数個の懲罰事犯が併発した場合又はすでに出席を停止された者についてその停止期間内にさらに懲罰事犯が生じた場合は、この限りでない。

(出席停止期間中出席したときの措置)

第89条 出席を停止された議員がその期間内に議会の会議に出席したときは、議長は直ちに退去を命じなければならない。

(懲罰の宣告)

第90条 議会が懲罰の議決をしたときは、議長は、公開の議場において宣告する。

第14章 協議又は調整を行うための場

(協議又は調整を行うための場)

第91条 法第100条第12項の規定による議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場（以下「協議等の場」という。）を別表のとおり設ける。

2 前項で定めるもののほか、協議等の場を臨時に設けようとするときは、議会の議決でこれを決定する。

3 前項の規定により、協議等の場を設けるに当たっては、名称、目的、構成員、招集権者及び期間を明らかにしなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。

第15章 会議録

（会議録の記載事項）

第92条 会議録に記載する事項は、次のとおりとする。

- （1） 開会及び閉会に関する事項並びにその年月日時
- （2） 開議、散会、延会、中止及び休憩の日時
- （3） 出席及び欠席議員の氏名
- （4） 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名
- （5） 説明のため出席した者の職氏名
- （6） 議事日程
- （7） 議長の諸報告
- （8） 議員の異動並びに議席の指定及び変更
- （9） 会議に付した事件
- （10） 議案の提出、撤回及び訂正に関する事項
- （11） 選挙の経過
- （12） 議事の経過
- （13） 記名投票における賛否の氏名
- （14） その他議長又は議会において必要と認めた事項

（会議録署名議員）

第93条 会議録に署名すべき議員は、2人とし、議長が会議において指名する。

第16章 補則

（会議規則の疑義）

第94条 この規則の疑義は、議長が決める。ただし、異議があるときは、会議に諮って決める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和63年7月4日議会規則第4号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和63年4月1日から適用する。

附 則（平成２０年１０月２７日議会規則第１号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成２５年２月１５日議会規則第１号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和３年１０月２８日議会規則第１号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和４年２月２日議会規則第１号）
この規則は、公布の日から施行する。

別表（第 9 1 条関係）

名 称	目 的	構成員	招集権者
全員協議会	議案の審査等に関し協議又は調整を行うこと。	全議員	議長

○地方自治法第 180 条第 1 項の規定による指定専決処分事項

平成 10 年 2 月 26 日議決

組合が当事者である 1 件 100 万円（自動車事故に係るものについては、自動車損害賠償保障法（昭和 30 年法律第 97 号）による保険金額の最高限度額）以下の法律上の義務にかかわる和解又は損害賠償の額を定めること。

第3編 監査委員・公平委員会

第1章 監査委員

○伊賀南部環境衛生組合監査委員条例

制定 昭和46年2月7日条例第1号

改正 昭和63年3月29日条例第3号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第195条第2項の規定により監査委員2人を置く。

2 監査委員の事務執行については、法令に規定のあるものの外、この条例の定めるところによる。

(公表、告示の方法)

第2条 監査委員の行なう公表及び告示は、伊賀南部環境衛生組合公告式条例(昭和45年条例第1号)を準用する。

(監査及び検査)

第3条 監査及び検査については、名張市監査委員条例(昭和39年名張市条例第22号。以下「条例」という。)を準用する。この場合において、条例中「市長」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和45年11月13日から適用する。

附 則(昭和63年3月29日条例第3号)

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

第2章 公平委員会

○伊賀南部環境衛生組合公平委員会設置条例

制定 昭和47年3月10日条例第10号

改正 昭和63年3月29日条例第14号

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条第3項の規定に基づき、伊賀南部環境衛生組合公平委員会を設置する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和63年3月29日条例第14号）

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

第4編 行政一般

第1章 組織・処務

○伊賀南部環境衛生組合組織及び事務処理規程

制定 昭和46年1月14日規程第1号
改正 昭和50年12月10日規程第2号
〃 昭和51年5月14日規程第1号
〃 昭和53年6月26日規程第1号
〃 昭和63年3月29日規程第1号
〃 昭和63年7月4日規程第3号
〃 平成3年3月30日規程第1号
〃 平成4年5月19日規程第4号
〃 平成11年4月14日規程第1号
〃 平成13年3月30日規程第2号
〃 平成15年4月14日規程第1号
〃 平成16年4月7日規程第1号
〃 平成18年7月14日規程第1号
〃 平成19年4月17日規程第1号
〃 平成20年4月25日規程第2号
〃 平成21年4月21日規程第1号

(設置)

第1条 伊賀南部環境衛生組合（以下「組合」という。）に事務局を設置し、次の担当部門を設け、事務局長、室長及びその他の職員を置き、必要があると認めるときは、理事、担当監、副参事、主幹、副主幹、主査及び主任を置くことができる。

総務室

業務室

(事務分掌)

第2条 前条に規定する室の事務分掌は、次のとおりとする。ただし、室は、当該室の所

掌事務に関連し、他の室及び関係機関と調整を必要とする事項について、相互に連携協力し、調整しなければならない。

総務室

- 組合運営計画の策定及び計画実施による調整に関すること。
- 組合議会の招集及び提案事項に関すること。
- 組合に属する人事、予算及び議会関係事務の総括に関すること。
- 組合に属する条例、規則、規程等に関すること。
- 組合に係る危機管理の総括に関すること。
- 組合に係る行政改革の実施の総括に関すること。
- 公告式に関すること。
- 組合に係る公聴広報に関すること。
- 文書の收受、発送及び保管に関すること。
- 組合職員の研修に関すること。
- 各室の連絡調整に関すること。
- 関係機関との連絡調整に関すること。
- 公印の管守に関すること。
- 職員の給与及び福利厚生に関すること。
- 公務災害補償に関すること。
- 訴訟及び異議の申立て並びに和解の提起に関すること。
- 労働安全衛生に関すること。
- 市町村職員共済組合に関すること。
- 廃棄物処理施設の整備計画に関すること。
- その他、他の室に属さない事務に関すること。

業務室

- 廃棄物の収集運搬に関すること。（し尿関係を含む。）
- 清掃指導に関すること。
- 車両の運行及び器具の管理に関すること。
- 廃棄物処理計画に関すること。（清掃思想の普及関係を含む。）
- 各施設の統合管理に関すること。
- 施設の管理及び運営に関すること。
- 廃棄物の処理に関すること。
- し尿及び汚泥の処理に関すること。

（会計管理者の補助組織）

第3条 会計管理者の権限に属する事務（以下「出納事務」という。）を処理させるため、

出納室を設置する。

- 2 出納室に主幹、主査及びその他の職員を置く。
- 3 出納事務の処理については、名張市の出納事務処理の例による。

(事務処理)

第4条 事務処理のすべては、名張市の事務処理の例による。

- 2 副管理者、事務局長及び室長の専決事項に関しては、名張市の職務権限規程の例による。この場合において「副市長」とあるのは「副管理者」、「部長」とあるのは「事務局長」と読み替えるものとする。

(公印)

第5条 管理者、副管理者及び会計管理者の公印は、別表のとおりとする。

- 2 公印は、慎重に取扱い、盗難、不正使用のないよう管守を厳重にするとともに、常に鮮明にしておかなければならない。
- 3 公印の管守は、管理者及び副管理者の公印にあつては事務局長が、会計管理者の公印にあつては出納主幹がそれぞれこれにあたる。

(職務)

第6条 事務局長は、管理者の命を受け、組合に関する事務を掌理し、職員を指導監督する。

- 2 室長は、上司の命を受け、所管事務を掌理し、事務局長事故あるときは、その事務を代行する。
- 3 施設の長は、上司の命を受け、所管施設を管理し、その事務を処理する。
- 4 理事は、管理者及び副管理者の命を受け、重要課題事項の事務処理及び特定の事務について、複数部局との調整を行う。
- 5 その他の職員は、上司の指揮を受け組合に関する事務事業に従事する。

(服務、給与等)

第7条 職員の服務、給与その他身分の取扱いについては、名張市職員の例による。

附 則

この規程は、告示の日から施行し、昭和45年11月13日から適用する。

附 則(昭和50年12月10日規程第2号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(昭和51年5月14日規程第1号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(昭和53年6月26日規程第1号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(昭和63年3月29日規程第1号)

この規程は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（昭和 6 3 年 7 月 4 日規程第 3 号）

この規程は、公布の日から施行し、昭和 6 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 3 年 3 月 3 0 日規程第 1 号）

この規程は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 4 年 5 月 1 9 日規程第 4 号）

この規程は、公布の日から施行し、平成 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 1 1 年 4 月 1 4 日規程第 1 号）

この規程は、公布の日から施行し、平成 1 1 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 1 3 年 3 月 3 0 日規程第 2 号）

この規定は、平成 1 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 5 年 4 月 1 4 日規程第 1 号）

この規程は、公布の日から施行し、改正後の伊賀南部環境衛生組合組織及び事務処理規程の規定は、平成 1 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 1 6 年 4 月 7 日規程第 1 号）

この規程は、公布の日から施行し、改正後の伊賀南部環境衛生組合組織及び事務処理規程の規定は、平成 1 6 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 1 8 年 7 月 1 4 日規程第 1 号）

この規程は、公表の日から施行し、改正後の伊賀南部環境衛生組合組織及び事務処理規程の規定は、平成 1 8 年 7 月 1 日から適用する。

附 則（平成 1 9 年 4 月 1 7 日規程第 1 号抄）

（施行期日）

- 1 この規程は、公表の日から施行し、改正後の伊賀南部環境衛生組合組織及び事務処理規程及び伊賀南部環境衛生組合出納員事務取扱規程の規定は、平成 1 9 年 4 月 1 日から適用する。

（伊賀南部環境衛生組合組織及び事務処理規程の一部改正に伴う経過措置）

- 2 地方自治法の一部を改正する法律（平成 1 8 年法律第 5 3 号。以下「改正法」という。）附則第 3 条第 1 項の規定により収入役として在職するものとされた者については、第 1 条の規定による改正前の伊賀南部環境衛生組合組織及び事務処理規程第 3 条見出し、同条第 1 項、第 5 条第 1 項、同条第 3 項及び別表の規定は、なおその効力を有する。

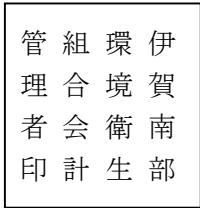
附 則（平成 2 0 年 4 月 2 5 日規程第 2 号）

この規程は、公表の日から施行し、改正後の伊賀南部環境衛生組合組織及び事務処理規程の規定は、平成 2 0 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 2 1 年 4 月 2 1 日規程第 1 号）

この規程は、公表の日から施行し、改正後の伊賀南部環境衛生組合組織及び事務処理規程の規定は、平成 2 1 年 4 月 1 日から適用する。

別表（第5条関係）

公 印 名	ひ な 形	書 体	寸 法	用 途	管 守 者
伊賀南部 環 境 衛 生 組 合 管理者印		てん書	ミリメート ル 方 23.0	管理者名をも ってする一般 文書	事務局長
伊賀南部環 境衛生組合 副管理者印		てん書	方 23.0	副管理者名を もってする一 般文書	事務局長
伊賀南部環 境衛生組合 会計管理者		れい書	方 23.0	会計管理者名 をもってする 一般文書	出納主幹
伊賀南部環 境衛生組合 会計管理者		楷書	円 直径 26.0	支出命令書	出納主幹
伊賀南部環 境衛生組合 会計管理者		てん書	円 直径 17.0	領収及び小切 手	出納主幹

○伊賀南部環境衛生組合事務運営委員会設置規程

制定 昭和63年7月4日規程第2号

改正 平成4年5月19日規程第5号

〃 平成6年8月11日規程第1号

〃 平成15年4月14日規程第2号

〃 平成16年11月1日規程第2号

(設置)

第1条 伊賀南部環境衛生組合の共同処理する事務の円滑なる運営推進を図るため、事務運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員20名以内をもって組織する。

2 委員は、名張市、伊賀市及び伊賀南部環境衛生組合職員のうちから、管理者が任命又は委嘱する。

(会長)

第3条 委員会の会長は、伊賀南部環境衛生組合事務局長をもって充てる。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、必要に応じ会長が招集し、会長が議長となる。

2 委員会は、次の事項について審議する。

- (1) 組合規約に関すること。
- (2) 施設整備計画に関すること。
- (3) 財政計画に関すること。
- (4) 廃棄物処理計画に関すること。
- (5) 人事に関すること。
- (6) 経費の負担に関すること。
- (7) その他前各号の関連事項について。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、伊賀南部環境衛生組合事務局総務室において処理する。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営、その他必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成４年５月１９日規程第５号）

この規程は、公布の日から施行し、平成４年４月１日から適用する。

附 則（平成６年８月１１日規程第１号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成１５年４月１４日規程第２号）

この規程は、公布の日から施行し、改正後の伊賀南部環境衛生組合事務運営委員会の規定は、平成１５年４月１日から適用する。

附 則（平成１６年１１月１日規程第２号）

この規程は、平成１６年１１月１日から施行する。

○伊賀南部環境衛生組合職員等の公益通報に関する要綱

制定 平成20年9月18日告示第18号

改正 令和元年11月1日告示第11号

(目的)

第1条 この要綱は、法令遵守の公正な組合運営を実施するため、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）に定めるほか、組合行政における職員等の公益通報等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、使用する用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員等 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職の職員、同法第3条第3項第3号に規定する非常勤の職員及び同法第22条の3第4項に規定する臨時の職員
- (2) 公益 組合行政の適法かつ公正な執行を通じて実現される社会一般の利益をいう。
- (3) 公益通報 組合行政の適法かつ公正な執行を期するために、職員等により行われる通報及び相談をいう。
- (4) 通報者 職員等で、公益通報を行う者をいう。

(公益通報の対象)

第3条 公益通報の対象は、組合の事務事業に関する行為であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 法令（条例、規則等を含む。）に違反する事実
- (2) 人の生命、健康、財産若しくは生活環境を害し、又はこれらに重大な影響を与えるおそれのある事実（前号に該当する事実を除く。）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、これらに準じると認められる不当な事実

2 職員等は、前項各号に該当する事案があるときは、公益通報相談員（第6条の規定により設置するもの。）に公益通報することができる。

(通報者の責務)

第4条 通報者は、公益通報に当たっては、原則として実名で、確実な資料に基づき誠実に行うよう努めなければならない。

(管理者の責務)

第5条 管理者は、公益通報を行った職員等に対し、不利益な取扱いを受けないよう適切

な措置を講じるとともに、不利益な取扱い（事実行為を含む。）を行ってはならない。

（公益通報相談員）

第6条 管理者は、職員等からの公益通報を処理するため、弁護士の資格を有する者に公益通報相談員（以下「相談員」という。）として、委嘱又は任命する。

2 相談員の任期は、2年（任期途中で交代したときの任期は、前任者の残任期間）とする。ただし、再任を妨げない。

3 管理者は、相談員としてふさわしくない場合又は相談員が辞職を希望する場合は、任期途中でであっても、その職務を解くことができる。

4 相談員は、この要綱に定める場合を除き、職務に関して知り得た秘密（通報者の氏名を含む。）を漏らしてはならない。相談員でなくなった後も、同様とする。

（公益通報の受付）

第7条 相談員は、職員等から通報を受けたときは、その内容を誠実に聴取し、趣旨の確認に努め、公益通報の要件に該当するかどうかを判断し、その旨を通報者に伝えるとともに、通報の内容（本人同意のある場合を除き、個人を特定されない情報に限る。）及び取扱方針を管理者に通知するものとする。

2 前項の通知は、軽微なものにあつては、期間を定めて定期的に行うことができる。

（事実調査）

第8条 相談員は、前条の通報が公益通報であり調査の必要があると判断した場合は、その事業について、違法又は不当な事実の有無に関する調査を速やかに行わなければならない。この場合において、相談員は、管理者の補助機関である職員に、当該調査を行わせ、又は補助させることができる。

2 相談員は、調査が終了したときは、必要な資料を添付して、その結果を管理者に報告し、通報者に通知しなければならない。

（違法な事実に対する措置等）

第9条 管理者は、調査結果の報告により、違法又は不当な事実があることが判明したときは、速やかに是正措置を行うほか、必要に応じて違法又は不当な事実に関係した者を懲戒処分又は告発するなど、再発防止のために必要な措置を講じなければならない。

2 管理者は、前項の措置を講じた場合は、その内容を相談員に報告し、調査結果及びその顛末を告示その他の方法で公表しなければならない。

（勧告）

第10条 相談員は、管理者が前条第1項の措置の一部又は全部を行わないときは、措置を行うように勧告し、なお改善が見られない場合は、その旨を公表することができる。

（不利益の取扱いへの対応）

第11条 公益通報を行った後に特段の事由がない限り、不利益な取扱いを受けた通報者は、その旨を相談員に相談し、又は公平委員会に相談若しくは不服申立てすることがで

きる。

- 2 前項の相談を受けた相談員は、適切な助言を行うほか、管理者に対し、必要に応じて公平委員会と協力しながら、改善又は防止のため必要な措置を講じるよう勧告することができる。

(事務局)

第12条 公益通報に関する庶務は、伊賀南部環境衛生組合総務室において行うものとする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、公益通報等に関し必要な事項については、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則（令和元年11月1日）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

第2章 情報管理

○伊賀南部環境衛生組合情報公開条例

制定 令和元年12月26日条例第5号

改正 令和5年2月28日条例第1号

目次

第1章 総則（第1条－第4条）

第2章 公文書の公開等（第5条－第17条）

第3章 審査請求（第18条－第20条）

第4章 補則（第21条－第26条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、市民の知る権利に基づく情報公開請求権を保障し、伊賀南部環境衛生組合（以下「組合」という。）の市民に対する説明責任を果たすことにより、一層開かれた行政を実現するとともに、組合運営をより公正かつ効率的に推進し、組合に対する市民の理解と信頼を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「実施機関」とは、管理者、公平委員会、監査委員及び議会をいう。

2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

（1）官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

（2）一般の利用に供することを目的として保管している図書、資料、刊行物等

（実施機関の責務）

第3条 実施機関は、第1条の目的が達成されるようこの条例を解釈し、公文書は、公開を原則としなければならない。

- 2 実施機関は、公文書を公開するときは、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

(利用者の責務)

第4条 公文書の公開を請求しようとする者は、この条例により保障された権利を正当に行使しなければならない。

- 2 公文書の公開を受けた者は、公開によって得た情報をこの条例の目的に即して適正に使用するとともに、第三者の権利を侵害することのないよう努めなければならない。

第2章 公文書の公開等

(公開請求権)

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し当該実施機関の保有する公文書の公開を請求することができる。

- 2 何人も、この条例に基づく公文書の公開を請求する権利を濫用してはならない。

(公開請求の手続)

第6条 前条第1項の規定により公文書の公開を請求する者(以下「公開請求者」という。)は、次に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所又は居所(法人その他の団体にあっては、名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名)

(2) 公開を請求する公文書を特定するために必要な事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

- 2 公開請求者は、実施機関が公文書の特定を容易にできるよう必要な協力をしなければならない。

- 3 実施機関は、第1項の請求書(以下単に「請求書」という。)に形式上の不備があると認めるときは、公開請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求め、又は当該請求書により求められた公文書の公開を拒否しなければならない。

- 4 実施機関は、前項の規定による補正を求める場合には、公開請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(公文書の公開義務)

第7条 実施機関は、前条第1項の規定による公文書の公開の請求(以下「公開請求」という。)があつたときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「非公開情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

(1) 法令等(法令又は他の条例をいう。以下同じ。)の定めるところにより、又は実施機関が法律若しくはこれに基づく政令の規定により従う義務を有する各大臣その他国の機関若しくは三重県の機関の指示により、公にすることができないと認められる情報

(2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当

該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画、写真、フィルム若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 個人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。以下同じ。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

（3）法人その他の団体（国、地方公共団体、独立行政法人等及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、個人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

（4）公にすることにより、犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

（5）組合の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

（6）組合の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれ

その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、組合、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 指導、診断、判定、選考、評価、相談等に関する事務に関し、その適正な執行に支障が生ずるおそれ

エ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

オ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

カ 組合、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(部分公開)

第8条 実施機関は、公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、公開請求者に対し、当該部分を除いた部分につき公開しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 公開請求に係る公文書に前条第2号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(公文書の存否に関する情報)

第9条 公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。

(公開請求に対する措置)

第10条 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部又は一部を公開するときは、その旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨並びに公開を実施する日時及び場所を速やかに書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部を公開しないとき（第6条第3項又は前条の規定により公開請求を拒否するとき、及び公開請求に係る公文書を保有していないときを含む。）は、公開しない旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨を書面により通知

しなければならない。

(公開決定等の期限)

第11条 前条各項の決定(以下「公開決定等」という。)は、公開請求があった日から14日以内(第14条第1項又は第2項の規定による通知を行う場合にあっては、29日以内)にしなければならない。ただし、第6条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を15日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(公開決定等の期限の特例)

第12条 公開請求に係る公文書が著しく大量であるため、公開請求があった日から29日以内(第14条第1項又は第2項の規定による通知を行う場合にあっては、44日以内)にその全てについて公開決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に公開決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、公開請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの公文書について公開決定等をする期限

(理由付記等)

第13条 実施機関は、第10条各項の規定により公開請求に係る公文書の全部又は一部を公開しないときは、公開請求者に対し、同条各項に規定する書面によりその理由を示さなければならない。

2 前項の場合において、実施機関は、当該理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、その期日を記載しなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第14条 公開請求に係る公文書に組合、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び公開請求者以外の者(以下この条、第19条及び第20条において「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、実施機関は、公開決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示、当該第三者に関する情報の内容、公開請求の年月日並びに意見書を提出する場合の提出先及び提出期限を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、第三者に関する情報が記録されている公文書を公開しようとする場合で

あって、当該第三者に関する情報が第7条第2号イ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるときは、公開決定（第10条第1項の決定をいう。以下同じ。）に先立ち、当該第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示、当該第三者に関する情報の内容、公開請求の年月日、公開しようとする理由並びに意見書を提出する場合の提出先及び提出期限を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

- 3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の公開に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、公開決定をするときは、公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、公開決定後直ちに、当該意見書（第19条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。

（公開の実施）

第15条 公文書の公開は、次の各号に掲げる公文書の区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。

- （1）文書、図画又は写真に記録されている公文書 閲覧又は写しの交付
- （2）フィルムに記録されている公文書 視聴又は写しの交付
- （3）電磁的記録に記録されている公文書 視聴、閲覧、写しの交付等でその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が別に定める方法

- 2 前項の規定にかかわらず、視聴又は閲覧の方法による公文書の公開にあっては、実施機関は、当該公文書の保存に支障を生じるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

（他の法令等による公開の実施との調整）

第16条 実施機関は、他の法令等の規定により、何人にも公開請求に係る公文書が前条第1項に規定する方法と同一の方法で公開することとされている場合（公開の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項の規定にかかわらず、当該公文書については、当該同一の方法による公開を行わない。ただし、当該他の法令等の規定に一定の場合には公開をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

- 2 他の法令等の規定に定める公開の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

（公開請求に係る手数料等）

第17条 公開請求に係る手数料の額は、無料とする。ただし、公文書（電磁的記録を除く。）の写しの交付又は電磁的記録の公開を受ける者は、実施機関が定めるところにより、当該写しの交付又は電磁的記録の公開に要する費用を負担しなければならない。

第3章 審査請求

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第18条 公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

(審査会への諮問等)

第19条 公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、伊賀南部環境衛生組合情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が明らかに不適法であり、却下するとき。
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開することとするとき（当該公文書の公開について反対意見書が提出されているときを除く。）。

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書その他の同法第41条第3項に規定する事件記録の写しを添えてしなければならない。

3 第1項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）
- (2) 公開請求者（公開請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該審査請求に係る公文書の公開について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

4 公開決定に対する第三者からの審査請求があったときは、実施機関は、伊賀南部環境衛生組合情報公開・個人情報保護審査会の答申を受けるまで、公開を停止するものとする。

5 実施機関は、第1項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、速やかに、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等)

第20条 第14条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 公開決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る公開決定等（公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る公文書を公開する旨の裁決（第三者である参加人が当該公文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。）

第4章 補則

(公文書の目録)

第21条 実施機関は、公文書の目録を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。

(公文書の管理体制の整備)

第 2 2 条 実施機関は、この条例の円滑な運用を図るため、公文書の適切な保管及び保存並びに迅速な検索を行うことができる管理体制の整備に努めるものとする。

(情報提供の充実)

第 2 3 条 実施機関は、市民が組合に関する情報を容易に得られるよう情報提供に関する施策の推進に努めるものとする。

(制度の周知)

第 2 4 条 実施機関は、市民がこの条例を適正かつ有効に活用できるようにするため、この条例の目的、利用方法等について広く周知を図るよう努めるものとする。

(運用状況の公表)

第 2 5 条 管理者は、この条例の運用状況について、毎年 1 回、市民に公表しなければならない。

(委任)

第 2 6 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にされた公開請求及び審査請求については、なお従前の例による。

(伊賀南部環境衛生組合個人情報保護条例の一部改正)

3 伊賀南部環境衛生組合個人情報保護条例（平成 1 9 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(伊賀南部環境衛生組合情報公開・個人情報保護審査会設置条例の一部改正)

4 伊賀南部環境衛生組合情報公開・個人情報保護審査会設置条例（平成 2 9 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（令和 5 年 2 月 2 8 日条例第 1 号）

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

○伊賀南部環境衛生組合情報公開条例施行規則

制定 令和2年1月6日規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、伊賀南部環境衛生組合情報公開条例（令和元年条例第5号。以下「条例」という。）第26条の規定に基づき、管理者が管理する公文書（条例第2条第2項に規定する公文書をいう。以下同じ。）の公開その他条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公文書公開請求書の様式)

第2条 条例第6条第1項に規定する請求書の様式は、公文書公開請求書（様式第1号）とする。

(公文書公開決定通知書等の様式)

第3条 条例第10条に規定する書面の様式は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 公文書の全部を公開する旨の決定 公文書公開決定通知書（様式第2号）
- (2) 公文書の一部を公開する旨の決定 公文書部分公開決定通知書（様式第3号）
- (3) 公文書の全部を公開しない旨の決定 アからウまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該アからウまでに定める様式
 - ア イ及びウに掲げる場合以外の場合 公文書非公開決定通知書（様式第4号）
 - イ 条例第9条の規定により公開請求を拒否する場合 公文書の存否を明らかにしない決定通知書（様式第5号）
 - ウ 公文書を保有していない場合 公文書不存在決定通知書（様式第6号）

(公文書公開決定等期間延長通知書等の様式)

第4条 条例第11条第2項に規定する書面の様式は、公文書公開決定等期間延長通知書（様式第7号）とする。

2 条例第12条に規定する書面の様式は、公文書公開決定等期間特例延長通知書（様式第8号）とする。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第5条 条例第14条第2項に規定する書面の様式は、公文書の公開に係る意見照会書（様式第9号）とする。

2 条例第14条第1項及び第2項に規定する意見書は、公文書の公開に係る意見書（様式第10号）とする。

3 条例第14条第3項に規定する書面の様式は、公文書を公開決定した旨の通知書（様式第1

1号)とする。

(公開の実施)

第6条 条例第15条第1項の規定により公文書を視聴し、又は閲覧する者は、当該公文書を丁寧に取り扱い、汚損し、破損し、又は加筆してはならない。

2 視聴は、前項の規定に違反した者又は違反するおそれがあると認められる者に対し、公文書の閲覧又は視聴を停止させ、又は禁止することができる。

3 公文書の写しの交付部数は、公開請求1件につき1部とする。

(電磁的記録の公開方法)

第7条 条例第15条第1項の規定による電磁的記録(映像又は音声が記録されたものであって用紙に出力することが適当でないものを除く。以下この項及び次項において同じ。)の公開は、当該電磁的記録を用紙に出力したもの(閲覧にあつては白黒出力に限る。)を閲覧させ、又は交付することにより行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれにも該当するときは、電磁的記録を光ディスクその他の電磁的記録媒体に複写したもの(以下この項において「複写物」という。)を映像の出力装置に出力したものを閲覧させ、又は複写物を交付することにより公開を行うことができる。

(1) 非公開情報がないこと。

(2) 公開に必要な電子計算機その他の機器及びプログラム(電子計算機に対する指令であつて一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。以下同じ。)が配備され、閲覧又は複写が技術的に容易であること。

(3) 情報セキュリティの確保に支障を生じるおそれがないこと。

(4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が別に定める事項に該当しないこと。

3 次の各号のいずれにも該当するときは、電磁的記録(映像又は音声が記録されたものであって用紙に出力することが適当でないものに限る。以下この項及び次項において同じ。)を光ディスクその他の電磁的記録媒体に複写したもの(以下この項において「複写物」という。)を映像若しくは音声の出力装置に出力したものを視聴させ、又は複写物を交付することにより公開を行うことができる。

(1) 非公開情報がないこと。

(2) 公開に必要な電子計算機その他の機器及びプログラムが配備され、視聴又は複写が技術的に容易であること。

(3) 情報セキュリティの確保に支障を生じるおそれがないこと。

(4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が別に定める事項に該当しないこと。

4 前項の規定にかかわらず、電磁的記録から非公開情報が記録されている部分を区分して除く

ために要する費用を公開請求者が前納する場合は、当該電磁的記録を複写したものから非公開情報が記録されている部分を区分して除いたものを映像若しくは音声の出力装置に出力したものを視聴させ、又はこれを複写したものを交付することにより公開を行うことができる。

- 5 電磁的記録の写しの交付は、当該電磁的記録を伊賀南部環境衛生組合が所有する電磁的記録媒体に複写し、交付することにより行う。

(費用の納付等)

第8条 条例第17条第2項に規定する費用(次項において「交付に要する費用」という。)の額は、次の表に定める写しの作成に要する費用の額に送付に要する費用の額を加算した額とする。

区分	公開の実施方法	費用の額
1 文書、図画又は写真	複写機により用紙に複写したもの(日本産業規格A列3番(以下「A3判」という。))以下の大きさの用紙に複写したものに限る。)の交付	白黒の場合にあつては、1枚につき10円。カラーの場合にあつては、1枚につき50円
2 電磁的記録	(1) 用紙に出力したもの(A3判以下の大きさの用紙に複写したものに限る。)の交付	白黒の場合にあつては、1枚につき10円。カラーの場合にあては、1枚につき50円
	(2) 電磁的記録媒体に複写したものの交付	電磁的記録媒体の購入経費に相当する額(非公開情報が記録されている電磁的記録を電磁的記録媒体に複写する場合については、当該電磁的記録から非公開情報が記録されている部分を区分して除くために要する費用に相当する額を加算した額)
	(3) 非公開情報が記録されている電磁的記録又はこれを複写したものの視聴	電磁的記録から非公開情報が記録されている部分を区分して除くために要する費用に相当する額
3 1及び2に掲げる方法以外の交付		作成に要する費用の額

備考

(1) 区分1及び区分2(1)の場合において、用紙の両面を使用するときは、片面を1枚として費用の額を算定する。

(2) 区分1及び区分2(1)の場合において、A3判を超える大きさの用紙を用いるときは、A3判に相当する大きさに換算した枚数として費用の額を算定する。

(3) 伊賀南部環境衛生組合以外のものに委託して写しを作成した場合における費用の額は、本表の規定にかかわらず、当該委託に要する費用に相当する額とする。

- 2 交付に要する費用は、前納とする。ただし、交付に要する費用は、公開請求に係る公文書の写しの作成の後において精算し、過不足が生じたときは、これを還付し、又は追徴するものとする。

(諮問等の様式)

第9条 条例第19条第1項の規定による諮問は、情報公開審査諮問書（様式第12号）によるものとする。

2 条例第19条第3項の規定による通知は、情報公開審査諮問通知書（様式第13号）によるものとする。

(実施状況の公表)

第10条 条例第25条の規定による公表は、請求件数、公文書の公開等に関する決定の状況、審査請求の状況その他必要な事項について行うものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

公文書公開請求書

年 月 日

伊賀南部環境衛生組合管理者

宛て

請求者（〒 — ）

住所又は居所

氏名

電話番号

（法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地、名称及び代表者の氏名並びに担当者の氏名及び連絡先）

伊賀南部環境衛生組合情報公開条例（令和元年条例第5号）第6条第1項の規定に基づき、次のとおり公文書の公開を請求します。

公開請求に係る公文書を特定するために必要な事項	公文書の名称又は知りたいと思う事項の概要を具体的に記入してください。
公開の方法 （該当する□に、レ印を付してください。）	☐ 閲覧 ☐ 視聴 ☐ 写しの交付〔 ☐ 窓口での交付 ☐ 送付による交付〕

以下は、記入しないでください。

担当室	室 〔電話番号 〕		
備考		整理番号	

様式第2号（第3条関係）

公文書公開決定通知書

第 号
年 月 日

様

伊賀南部環境衛生組合管理者 印

年 月 日付けで請求のあった公文書の公開については、伊賀南部環境衛生組合情報公開条例（令和元年条例第5号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり公開することと決定しましたので通知します。

公文書の表示	公開請求者が請求した内容	
	実施機関が特定した公文書の件	
公文書の公開の方法		閲覧・視聴・写しの交付・写しの送付
公開を実施する日時		年 月 日（ ）午前・午後 時
公開を実施する場所		
担当室		室 〔電話番号 〕
備考		

- 注1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に伊賀南部環境衛生組合管理者に対し審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分に係る取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（この処分に係る審査請求をした場合にあつては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、伊賀南部環境衛生組合を被告（訴訟において伊賀南部環境衛生組合を代表する者は伊賀南部環境衛生組合管理者となります。）として、提起することができます。なお、この処分があったことを知った日（この処分に係る審査請求をした場合にあつては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日（この処分に係る審査請求をした場合にあつては、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分に係る取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 公文書の公開を受けるときは、この通知書を提示してください。
- 4 指定された日時が都合の悪い場合は、あらかじめ事務担当まで必ず連絡してください。
- 5 この処分に対し第三者から審査請求があったときは、伊賀南部環境衛生組合情報公開条例第19条第4項の規定により公開が停止されますので、御了承ください。

様式第3号（第3条関係）

公文書部分公開決定通知書

第 号
年 月 日

様

伊賀南部環境衛生組合管理者 印

年 月 日付けで請求のあった公文書の公開については、伊賀南部環境衛生組合情報公開条例（令和元年条例第5号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり部分公開することと決定しましたので通知します。

公文書の表示	公開請求者が請求した内容	
	実施機関が特定した公文書の件	
公文書の公開の方法		閲覧・視聴・写しの交付・写しの送付
公開を実施する日時		年 月 日（ ）午前・午後 時
公開を実施する場所		
公開しない部分		
上記部分を公開しない理由		
公開しない理由がなくなる期日及びその部分		
担当室		室 〔電話番号 〕
備考		

- 注1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に伊賀南部環境衛生組合管理者に対し審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分に係る取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（この処分に係る審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、伊賀南部環境衛生組合を被告（訴訟において伊賀南部環境衛生組合を代表する者は伊賀南部環境衛生組合管理者となります。）として、提起することができます。なお、この処分があったことを知った日（この処分に係る審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日（この処分に係る審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分に係る取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 公文書の公開を受けるときは、この通知書を提示してください。
- 4 指定された日時が都合の悪い場合は、あらかじめ事務担当まで必ず連絡してください。
- 5 この処分に対し第三者から審査請求があったときは、伊賀南部環境衛生組合情報公開条例第19条第4項の規定により公開が停止されますので、御了承ください。
- 6 「公開しない理由がなくなる期日及びその部分」欄は、その期日をあらかじめ明示することができる場合に限り記載しています。公文書の公開を希望する場合には、記載された期日以後に改めて公文書の公開を請求してください。

様式第4号（第3条関係）

公文書非公開決定通知書

第 号
年 月 日

様

伊賀南部環境衛生組合管理者 印

年 月 日付けで請求のあった公文書の公開については、伊賀南部環境衛生組合情報公開条例（令和元年条例第5号）第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公開しないことと決定しましたので通知します。

公文書の表示	公開請求者が請求した内容	
	実施機関が特定した公文書の件	
公開しない理由		
公開しない理由がなくなる期日		
担当室	室 〔電話番号 〕	
備考		

- 注1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に伊賀南部環境衛生組合管理者に対し審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分に係る取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（この処分に係る審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、伊賀南部環境衛生組合を被告（訴訟において伊賀南部環境衛生組合を代表する者は伊賀南部環境衛生組合管理者となります。）として、提起することができます。なお、この処分があったことを知った日（この処分に係る審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日（この処分に係る審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分に係る取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 「公開しない理由がなくなる期日」欄は、その期日をあらかじめ明示することができる場合に限り記載しています。公文書の公開を希望する場合には、記載された期日以後に改めて公文書の公開を請求してください。

様式第5号（第3条関係）

公文書の存否を明らかにしない決定通知書

第 号
年 月 日

様

伊賀南部環境衛生組合管理者

印

年 月 日付けで請求のあった公文書の公開については、伊賀南部環境衛生組合情報公開条例（令和元年条例第5号）第9条及び第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公文書の存否を明らかにしないことと決定しましたので通知します。

公文書の表示 公開請求者が請求した内容	
公文書の存否を明らかにしない理由	
担当室	部 室 〔電話番号 〕
備考	

注1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に伊賀南部環境衛生組合管理者に対し審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 この処分に係る取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（この処分に係る審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、伊賀南部環境衛生組合を被告（訴訟において伊賀南部環境衛生組合を代表する者は伊賀南部環境衛生組合管理者となります。）として、提起することができます。なお、この処分があったことを知った日（この処分に係る審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日（この処分に係る審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分に係る取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第6号（第3条関係）

公文書不存在決定通知書

第 号
年 月 日

様

伊賀南部環境衛生組合管理者 印

年 月 日付けで請求のあった公文書の公開については、伊賀南部環境衛生組合情報公開条例（令和元年条例第5号）第10条第2項の規定に基づき、公文書の不存在の決定をしましたので通知します。

公文書の表示 〔公開請求者が請求した内容〕	
公文書が存在しない理由	
担当室	室 〔電話番号 〕
備考	

注1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に伊賀南部環境衛生組合管理者に対し審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 この処分に係る取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（この処分に係る審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、伊賀南部環境衛生組合を被告（訴訟において伊賀南部環境衛生組合を代表する者は伊賀南部環境衛生組合管理者となります。）として、提起することができます。なお、この処分があったことを知った日（この処分に係る審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日（この処分に係る審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分に係る取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第7号（第4条関係）

公文書公開決定等期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

伊賀南部環境衛生組合管理者

印

年 月 日付けで請求のあった公文書の公開については、伊賀南部環境衛生組合情報公開条例（令和元年条例第5号）第11条第2項の規定に基づき、次のとおり公開決定等の期間を延長しましたので通知します。

公文書の表示 〔公開請求者が請求した内容〕	
延長前の期間	年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで（ ）日間
延長後の期間	年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで（ ）日間
延長の理由	
担当室	室 〔電話番号 〕
備考	

注1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に伊賀南部環境衛生組合管理者に対し審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 この処分に係る取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（この処分に係る審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、伊賀南部環境衛生組合を被告（訴訟において伊賀南部環境衛生組合を代表する者は伊賀南部環境衛生組合管理者となります。）として、提起することができます。なお、この処分があったことを知った日（この処分に係る審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日（この処分に係る審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分に係る取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第8号（第4条関係）

公文書公開決定等期間特例延長通知書

第 号
年 月 日

様

伊賀南部環境衛生組合管理者

印

年 月 日付けで請求のあった公文書の公開については、伊賀南部環境衛生組合情報公開条例（令和元年条例第5号）第12条の規定に基づき、次のとおり公開決定等の期間を延長しましたので通知します。

公文書の表示 〔公開請求者が請求した内容〕	
上記請求内容のうち、公開請求があった日から起算して30日（45日）以内に公開決定等をする部分	
残りの公文書について公開決定等をする期限	年 月 日（ ）
特例延長の理由	
担当室	室 〔電話番号 〕
備考	

注1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に伊賀南部環境衛生組合管理者に対し審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 この処分に係る取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（この処分に係る審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、伊賀南部環境衛生組合を被告（訴訟において伊賀南部環境衛生組合を代表する者は伊賀南部環境衛生組合管理者となります。）として、提起することができます。なお、この処分があったことを知った日（この処分に係る審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日（この処分に係る審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分に係る取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第9号（第5条関係）

公文書の公開に係る意見照会書

第 号
年 月 日

様

伊賀南部環境衛生組合管理者

印

伊賀南部環境衛生組合情報公開条例（令和元年条例第5号）第6条第1項の規定に基づき、次のとおりあなた（貴 ）に関する情報が記録された公文書について、公開の請求がありました。

つきましては、当該公文書を公開するかどうかの決定を行うに当たり、伊賀南部環境衛生組合情報公開条例第14条第2項の規定に基づき、御意見をお聴きしたいので、別紙「公文書の公開に係る意見書」に御記入の上、別添返信用封筒又はファクシミリで御返送くださるようお願いいたします。

なお、期限までに提出がない場合は、「公開されても支障がない。」と回答されたものとして取り扱わせていただきます。

公開請求の年月日	年 月 日（ ）
実施機関が特定した公文書の件名	
上記公文書のうち、あなた（貴 ）に関する情報の内容	
公開しようとする理由	
意見書の提出先	（〒 — ） 室 担当者 電話番号 ファクシミリ番号
意見書の提出期限	年 月 日（ ）
備考	

様式第10号（第5条関係）

公文書の公開に係る意見書

年 月 日

伊賀南部環境衛生組合管理者

宛て

提出者（〒 — ）

住所又は居所

氏名

（法人その他の団体にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名）

年 月 日付け 第 号で照会のあったことについて、次のとおり回答します。

実施機関が特定した公文書の件名	
意見	1 公開されても支障がない。 2 公開されると支障がある。 （1）支障がある部分 （2）支障がある理由
連絡先（法人その他の団体にあつては、担当者の氏名及び連絡先）	〔 電話番号 ファクシミリ番号 〕

備考

- 「意見」欄は、該当する番号を○印で囲んでください。
- 「2」を○印で囲んだ場合には、「（1）支障がある部分」欄及び「（2）支障がある理由」欄も記載してください。

様式第 11 号（第 5 条関係）

公文書を公開決定した旨の通知書

第 号
年 月 日

様

伊賀南部環境衛生組合管理者

印

先に照会しましたあなた（貴 ）に関する情報が記録された公文書については、次のとおり公開することと決定しましたので、伊賀南部環境衛生組合情報公開条例（令和元年条例第 5 号）第 14 条第 3 項の規定に基づき通知します。

公文書の表示	実施機関が特定した公文書の件名	
	公開する情報の内容	
公開決定の種類		年 月 日付け 第 号公開（部分公開）決定
公開する理由		
公開の予定日		年 月 日（ ）
担当室		室 〔電話番号 〕
備考		

注 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に伊賀南部環境衛生組合管理者に対し審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 この処分に係る取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（この処分に係る審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して 6 か月以内に、伊賀南部環境衛生組合を被告（訴訟において伊賀南部環境衛生組合を代表する者は伊賀南部環境衛生組合管理者となります。）として、提起することができます。なお、この処分があったことを知った日（この処分に係る審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分があった日（この処分に係る審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して 1 年を経過したときは、この処分に係る取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第 12 号（第 9 条関係）

情報公開審査諮問書

第 号
年 月 日

伊賀南部環境衛生組合情報公開・個人情報保護審査会会長

様

伊賀南部環境衛生組合管理者

印

公文書の公開請求に係る決定について、行政不服審査法の規定により審査請求がありましたので、伊賀南部環境衛生組合情報公開条例（令和元年条例第 5 号）第 19 条第 1 項の規定により諮問します。

審査請求の年月日	年 月 日（ ）
審査請求の対象となった決定	年 月 日付け 第 号
審査請求の対象となった決定の内容	
審査請求の趣旨及び理由	1 趣旨 2 理由
担当室	室 〔電話番号 〕

様式第13号（第9条関係）

情報公開審査諮問通知書

第 号
年 月 日

様

伊賀南部環境衛生組合管理者

印

年 月 日付けで審査請求のありました事案については、伊賀南部環境衛生組合情報公開条例（令和元年条例第5号）第19条第1項の規定に基づき、別紙のとおり伊賀南部環境衛生組合情報公開・個人情報保護審査会に諮問しましたので、同条第3項の規定により通知します。

事務担当

室

電話番号

○伊賀南部環境衛生組合個人情報保護法施行条例

制定 令和5年2月28日条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）で使用する用語の例による。

(不開示情報)

第3条 法第78条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の不開示とする必要があるものとして条例で定めるものは、伊賀南部環境衛生組合情報公開条例（令和元年条例第5号）第7条第1号に掲げる情報とする。

(開示請求に係る手数料等)

第4条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない開示請求に係る手数料の額は、無料とする。ただし、保有個人情報（電磁的記録を除く。）の写しの交付又は電磁的記録の開示を受ける者は、伊賀南部環境衛生組合（以下「組合」という。）の機関（議会を除く。以下同じ。）が定めるところにより、当該写しの交付又は電磁的記録の開示に要する費用を負担しなければならない。

(開示決定等の期限)

第5条 開示決定等は、開示請求があった日から14日以内（法第86条第1項又は第2項の規定による通知を行う場合にあっては、29日以内）にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、組合の機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を15日以内に限り延長することができる。この場合において、組合の機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第6条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から29日以内（法第86条第1項又は第2項の規定による通知を行う場合にあっては、44日以内）にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、組合の機関は、開示請求に係

る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、組合の機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(訂正決定等の期限)

第7条 訂正決定等は、訂正請求があった日から29日以内にしなければならない。ただし、法第91条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、組合の機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を15日以内に限り延長することができる。この場合において、組合の機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限)

第8条 利用停止決定等は、利用停止請求があった日から29日以内にしなければならない。ただし、法第99条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、組合の機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を15日以内に限り延長することができる。この場合において、組合の機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(伊賀南部環境衛生組合情報公開・個人情報保護審査会への諮問)

第9条 組合の機関は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、伊賀南部環境衛生組合情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、組合の機関が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(伊賀南部環境衛生組合個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)

3 次に掲げる者に係る前項の規定による廃止前の伊賀南部環境衛生組合個人情報保護条例（以下「旧個人情報保護条例」という。）第9条の2の規定によるその業務に関して

知り得た旧個人情報保護条例第2条第2号に規定する個人情報（以下「旧実施機関個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、同項の規定の施行後も、なお従前の例による。

（1）前項の規定の施行の際現に旧個人情報保護条例第2条第1号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又は同項の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、同項の規定の施行前において旧実施機関個人情報の取扱いに従事していた者

（2）前項の規定の施行前において旧実施機関から旧実施機関個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者

4 附則第2項の規定の施行の日前に旧個人情報保護条例第10条第1項若しくは第2項（旧個人情報保護条例第23条第2項又は第23条の8第2項において準用する場合を含む。）又は旧個人情報保護条例第23条第1項若しくは第23条の8第1項の規定による請求がされた場合における旧個人情報保護条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

5 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、附則第2項の規定の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧個人情報保護条例第2条第4号に規定する個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を同項の規定の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

（1）附則第2項の規定の施行の際現に旧実施機関の職員である者又は同項の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者

（2）附則第3項第2号に掲げる者

6 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た附則第2項の規定の施行前において旧実施機関が保有していた旧個人情報保護条例第2条第3号に規定する保有個人情報を同項の規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

7 附則第2項の規定により旧個人情報保護条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

8 旧個人情報保護条例第27条の規定による旧個人情報保護条例の運用状況の公表については、なお従前の例による。

○伊賀南部環境衛生組合個人情報保護法施行条例施行規則

制定 令和5年3月31日規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）及びこれに基づく命令並びに伊賀南部環境衛生組合個人情報保護法施行条例（令和5年条例第1号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、管理者の保有個人情報の保護に関し必要な事項を定めるものとする。

(提供の申請手続)

第2条 法第69条第2項の規定により、利用目的以外の目的のために保有個人情報の提供を受けようとする者は、管理者に次に掲げる事項を記載した書面を提出することにより、申請しなければならない。

- (1) 提供を受けようとする保有個人情報の内容
- (2) 提供を受けようとする期間
- (3) 提供を受けることを必要とする理由
- (4) 法第69条第2項各号のうち、該当すると思料する号

2 管理者は、前項の規定による申請があったときは、その可否を決定し、その旨を書面により当該申請をした者に通知するものとする。この場合において、管理者は、その可否の決定に際し、保有個人情報を保護するために必要な条件を付することができる。

(書面による同意)

第3条 法第69条第2項第1号の本人の同意は、書面によるものとする。

(開示請求の方法等)

第4条 法第77条第1項に規定する開示請求書の様式は、保有個人情報開示請求書（様式第1号）とする。

2 個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「施行令」という。）第26条第1項の書面の様式は、保有個人情報開示の実施方法等申出書（様式第2号）とする。

3 施行令第22条第1項第2号(施行令第29条において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により管理者が適当と認める書類は、地方公共団体の条例又は執行機関の規則（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規程及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程を含む。）の規

定により交付された書類であつて、請求をする者が本人であることを確認するに足りるものとする。

4 施行令第22条第3項（施行令第29条において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する代理人の資格を証明する書類は、次のとおりとする。

（1）未成年者又は成年被後見人の法定代理人による場合 当該法定代理人に係る戸籍謄本、成年後見制度における審判書の謄本その他法定代理人であることを証明する書類

（2）本人の委任による代理人（以下「任意代理人」という。）による場合 当該本人の押印がある委任状（押印した印鑑に係る印鑑登録証明書（請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。）又は当該本人に係る施行令第22条第1項各号に掲げる書類（管理者が適当と認めるものに限る。）の写しが添付されている場合に限る。）

5 管理者は、法定代理人又は任意代理人が本人（未成年者のうち、開示請求を行う十分な意思能力を有する者に限る。以下この項において同じ。）に代わって保有個人情報の開示請求をした場合は、当該保有個人情報に法第78条第1項第1号に掲げる情報が含まれているかどうかを判断するために、当該本人に対し、当該開示請求をする意思の有無を確認することができる。

（第三者意見照会書等の様式）

第5条 法第86条第1項の規定による通知は、保有個人情報開示に係る第三者意見照会書（様式第3号）により行うものとする。

2 法第86条第2項の書面の様式は、保有個人情報開示に係る第三者意見照会書（様式第4号）とする。

3 法第86条第1項又は第2項の意見書の様式は、保有個人情報開示に係る第三者意見書（様式第5号）とする。

4 法第86条第3項の書面の様式は、保有個人情報開示決定通知を行った旨の反対意見書提出者への通知書（様式第6号）とする。

（開示請求に対する決定通知書等の様式）

第6条 法第82条第1項の書面の様式は、保有個人情報開示決定通知書（様式第7号）とする。

2 法第82条第2項の書面の様式は、保有個人情報の開示をしない旨の決定通知書（様式第8号）とする。

3 条例第5条第2項の書面の様式は、保有個人情報開示決定等期限延長通知書（様式第9号）とする。

4 条例第6条の書面の様式は、保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書（様式第10号）とする。

（電磁的記録の開示方法）

第7条 法第87条第1項の規定による電磁的記録（映像又は音声が記録されたものであ

って用紙に出力することが適当でないものを除く。以下この項及び次項において同じ。）の開示は、当該電磁的記録を用紙に出力したもの（閲覧にあつては白黒出力に限る。）を閲覧させ、又は交付することにより行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれにも該当するときは、電磁的記録を光ディスクその他の電磁的記録媒体に複写したもの（以下この項において「複写物」という。）を映像の出力装置に出力したものを閲覧させ、又は複写物を交付することにより開示を行うことができる。

- (1) 不開示情報がないこと。
- (2) 開示に必要な電子計算機その他の機器及びプログラム（電子計算機に対する指令であつて一の結果を得ることができるよう組み合わせられたものをいう。以下同じ。）が配備され、閲覧又は複写が技術的に容易であること。
- (3) 情報セキュリティの確保に支障を生じるおそれがないこと。

- 3 次の各号のいずれにも該当するときは、電磁的記録（映像又は音声が記録されたものであつて用紙に出力することが適当でないものに限る。以下この項及び次項において同じ。）を光ディスクその他の電磁的記録媒体に複写したもの（以下この項において「複写物」という。）を映像若しくは音声の出力装置に出力したものを視聴させ、又は複写物を交付することにより開示を行うことができる。

- (1) 不開示情報がないこと。
- (2) 開示に必要な電子計算機その他の機器及びプログラムが配備され、視聴又は複写が技術的に容易であること。
- (3) 情報セキュリティの確保に支障を生じるおそれがないこと。

- 4 前項の規定にかかわらず、電磁的記録から不開示情報が記録されている部分を区分して除くために要する費用を開示請求者が前納する場合は、当該電磁的記録を複写したものから不開示情報が記録されている部分を区分して除いたものを映像若しくは音声の出力装置に出力したものを視聴させ、又はこれを複写したものを交付することにより開示を行うことができる。

- 5 電磁的記録の写しの交付は、当該電磁的記録を伊賀南部環境衛生組合（次条第1項において「組合」という。）が所有する電磁的記録媒体に複写し、交付することにより行う。

（費用の納付等）

第8条 条例第4条ただし書に規定する費用（次項において「開示に係る費用」という。）の額は、次の表に定める写しの作成に要する費用の額に送付に要する費用の額を加算した額とする。

区分	開示の実施方法	費用の額
----	---------	------

1 文書、図画又は写真	複写機により用紙に複写したもの（日本産業規格A列3番（以下「A3判」という。）以下の大きさの用紙に複写したものに限る。）の交付	白黒の場合にあつては、1枚につき10円。カラーの場合にあつては、1枚につき50円
2 電磁的記録	（1）用紙に出力したもの（A3判以下の大きさの用紙に複写したものに限る。）の交付	白黒の場合にあつては、1枚につき10円。カラーの場合にあつては、1枚につき50円
	（2）電磁的記録媒体に複写したものの交付	電磁的記録媒体の購入経費に相当する額（不開示情報が記録されている電磁的記録を電磁的記録媒体に複写する場合については、当該電磁的記録から不開示情報が記録されている部分を区分して除くために要する費用に相当する額を加算した額）
	（3）不開示情報が記録されている電磁的記録又はこれを複写したものの視聴	電磁的記録から不開示情報が記録されている部分を区分して除くために要する費用に相当する額
3 1及び2に掲げる方法以外の交付		作成に要する費用の額

備考

（1）区分1及び区分2（1）の場合において、用紙の両面を使用するときは、片面を1枚として費用の額を算定する。

（2）区分1及び区分2（1）の場合において、A3判を超える大きさの用紙を用いるときは、A3判に相当する大きさに換算した枚数として費用の額を算定する。

（3）組合以外の者に委託して写しを作成した場合における費用の額は、本表の規定にかかわらず、当該委託に要する費用に相当する額とする。

2 開示に係る費用は、前納とする。ただし、開示に係る費用は、開示請求に係る保有個人情報の写しの作成の後において精算し、過不足が生じたときは、これを還付し、又は追徴するものとする。

（訂正請求の方法）

第9条 法第91条第1項に規定する訂正請求書の様式は、保有個人情報訂正請求書（様式第11号）とする。

（訂正請求に対する決定通知書等の様式）

第10条 法第93条第1項の書面の様式は、保有個人情報訂正決定通知書（様式第12号）とする。

2 法第93条第2項の書面の様式は、保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書（様式第13号）とする。

3 条例第7条第2項の書面の様式は、保有個人情報訂正決定等期限延長通知書（様式第14号）とする。

4 法第95条の書面の様式は、保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書（様式第15号）とする。

5 法第97条の書面の様式は、保有個人情報提供先への訂正決定通知書（様式第16号）とする。

（利用停止請求の方法）

第11条 法第99条1項に規定する利用停止請求書の様式は、保有個人情報利用停止請求書（様式第17号）とする。

（利用停止請求に対する決定通知書等の様式）

第12条 法第101条第1項の書面の様式は、保有個人情報利用停止決定通知書（様式第18号）とする。

2 法第101条第2項の書面の様式は、保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書（様式第19号）とする。

3 条例第8条第2項の書面の様式は、保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書（様式第20号）とする。

4 法第103条の書面の様式は、保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書（様式第21号）とする。

（審査請求の手続等）

第13条 法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問は、個人情報保護審査諮問書（様式第22号）によるものとする。

2 法第105条第3項において準用する同条第2項の規定による通知は、個人情報保護審査に係る諮問をした旨の通知書（様式第23号）によるものとする。

（補則）

第14条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 4 条関係）

保有個人情報開示請求書

年 月 日

伊賀南部環境衛生組合管理者 宛て

氏名

請求者 住所又は居所

電話番号

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 77 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

1 開示を請求する保有個人情報（具体的に特定してください。）

--

2 求める開示の実施方法（本欄の記載は任意です。）

☐ 閲覧 ☐ 写しの交付（ ☐ 窓口 ☐ 郵送 ）
☐ その他（ ）

（裏面あり）

3 本人確認等

ア 開示請求者 ☐ 本人 ☐ 法定代理人 ☐ 任意代理人
イ 請求者本人確認書類 ☐ 運転免許証 ☐ 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） ☐ 身体障害者手帳 ☐ 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 ☐ その他（ ） ※この請求書を送付して請求をする場合には、上記の書類の写しに加えて、住民票の写し等（開示請求をする日前３０日以内に作成されたもの）を添付してください。
ウ 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。） （ア）本人の状況 ☐ 未成年者（ 年 月 日生） ☐ 成年被後見人 ☐ 任意代理人委任者 （イ）本人の氏名（ふりがな） （ウ）本人の住所又は居所
エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類（開示請求をする日前３０日以内に作成されたもの）を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 ☐ 戸籍謄本 ☐ 後見に係る登記事項証明書 ☐ その他（ ）
オ 任意代理人が請求する場合、次に掲げる書類を提出してください。 請求資格確認書類 ☐ 委任状（委任者が署名又は押印をしたものに限りです。） ☐ 次のいずれかの書類 ①委任者が委任状に押印した印鑑に係る印鑑登録証明書（開示請求をする日前３０日以内に作成されたもの） ②委任者に係る上記イの「本人確認書類」の写し

様式第2号（第4条関係）

保有個人情報開示の実施方法等申出書

年 月 日

伊賀南部環境衛生組合管理者 宛て

氏名

申出者 住所又は居所

電話番号

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第87条第3項の規定に基づき、次のとおり申出をします。

1 開示決定通知書の番号等

文書番号：

日 付：

2 求める開示の実施方法

開示請求に係る 保有個人情報の 名称等		
実施の方法	(1) 閲覧	①全部 ②一部 ()
	(2) 写しの交付	①全部 ②一部 ()
	(3) その他 ()	①全部 ②一部 ()

3 開示の実施を希望する日

年 月 日 (曜日) 午前・午後 時 分

4 「写しの送付」の希望の有無

有 ・ 無

様式第3号（第5条関係）

保有個人情報開示に係る第三者意見照会書

第 号
年 月 日

（第三者利害関係人） 様

伊賀南部環境衛生組合管理者

（あなた、貴社等）に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第86条第1項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有個人情報開示に係る第三者意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
開示請求に係る保有個人情報に含まれている（あなた、貴社等）に関する情報の内容	
意見書の提出先	（所管部室名） （連絡先）
意見書の提出期限	年 月 日

様式第4号（第5条関係）

保有個人情報開示に係る第三者意見照会書

第 号
年 月 日

（第三者利害関係人） 様

伊賀南部環境衛生組合管理者

（あなた、貴社等）に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」といいます。）第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第86条第2項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有個人情報開示に係る第三者意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
法第86条第2項第1号 又は第2号の規定の適用 区分及びその理由	適用区分 ☐ 第1号 ☐ 第2号 (適用理由)
開示請求に係る保有個人情報に含まれている（あなた、貴社等）に関する 情報の内容	
意見書の提出先	(所管部室名) (連絡先)
意見書の提出期限	年 月 日

様式第5号（第5条関係）

保有個人情報開示に係る第三者意見書

年 月 日

伊賀南部環境衛生組合管理者 宛て

氏名又は名称

住所又は居所

年 月 日付けで照会のあった保有個人情報の開示について、次のとおり意見を提出します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示に関しての御意見	☐保有個人情報を開示されることについて支障がない。 ☐保有個人情報を開示されることについて支障がある。 （１）支障（不利益）がある部分 （２）支障（不利益）の具体的理由
連絡先	

様式第6号（第5条関係）

保有個人情報開示決定通知を行った旨の反対意見書提出者への通知書

第 号
年 月 日

（反対意見書を提出した第三者） 様

伊賀南部環境衛生組合管理者

（あなた、貴社等）から 年 月 日付けで「保有個人情報開示に係る第三者意見書」の提出がありました保有個人情報については、次のとおり開示決定しましたので、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第86条第3項の規定により通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示することとした理由	
開示決定をした日	年 月 日
開示を実施する日	年 月 日

※ この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に伊賀南部環境衛生組合管理者に対し審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この処分に係る取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（この処分に係る審査請求をした場合にあつては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、伊賀南部環境衛生組合を被告（訴訟において伊賀南部環境衛生組合を代表する者は伊賀南部環境衛生組合管理者となります。）として、提起することができます。なお、この処分があったことを知った日（この処分に係る審査請求をした場合にあつては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日（この処分に係る審査請求をした場合にあつては、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分に係る取消しの訴えを提起することができなくなります。

保有個人情報開示決定通知書

第 号
年 月 日

（開示請求者） 様

伊賀南部環境衛生組合管理者

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第1項の規定に基づき、次のとおり、開示することに決定したので通知します。

1 開示する保有個人情報（ 全部開示 ・ 部分開示 ）

--

2 不開示とした部分とその理由

--

※ この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に伊賀南部環境衛生組合管理者に対し審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この処分に係る取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（この処分に係る審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、伊賀南部環境衛生組合を被告（訴訟において伊賀南部環境衛生組合を代表する者は伊賀南部環境衛生組合管理者となります。）として、提起することができます。なお、この処分があったことを知った日（この処分に係る審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日（この処分に係る審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分に係る取消しの訴えを提起することができなくなります。（裏面あり）

3 開示する保有個人情報の利用目的

--

4 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法 (2) 事務所における開示を実施することができる日時及び場所 実施日 : 年 月 日 (曜日) 時 分 実施場所 : (3) 写しの送付での開示を希望する場合の準備日数 (4) 開示に要する費用 (この費用は、前納する必要があります。)
--

※ 開示の実施の方法等について上記以外を希望する場合は、この通知があった日から30日以内に、別紙「保有個人情報開示の実施方法等申出書」により申し出てください。

様式第8号（第6条関係）

保有個人情報の開示をしない旨の決定通知書

第 号
年 月 日

（開示請求者）様

伊賀南部環境衛生組合管理者

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第2項の規定により、次のとおり全部を開示しないことに決定したので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示をしないこととした理由	

※ この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に伊賀南部環境衛生組合管理者に対し審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この処分に係る取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（この処分に係る審査請求をした場合にあつては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、伊賀南部環境衛生組合を被告（訴訟において伊賀南部環境衛生組合を代表する者は伊賀南部環境衛生組合管理者となります。）として、提起することができます。なお、この処分があったことを知った日（この処分に係る審査請求をした場合にあつては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日（この処分に係る審査請求をした場合にあつては、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分に係る取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第 9 号（第 6 条関係）

保有個人情報開示決定等期限延長通知書

第 号
年 月 日

（開示請求者） 様

伊賀南部環境衛生組合管理者

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、伊賀南部環境衛生組合
個人情報保護法施行条例（令和 5 年条例第 1 号）第 5 条第 2 項の規定により、次のとおり
開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

開示請求に係る保有 個人情報の名称等	
延長後の期間	日（開示決定等期限 年 月 日）
延長の理由	

保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書

第 号
年 月 日

（開示請求者） 様

伊賀南部環境衛生組合管理者

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、伊賀南部環境衛生組合
個人情報保護法施行条例（令和 5 年条例第 1 号。以下「条例」といいます。）第 6 条の規定
により、次のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
条例第 6 条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用する理由	
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	（ 年 月 日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次に掲載する期限までに開示決定等を行う予定です。） 年 月 日

様式第 11 号（第 9 条関係）

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

伊賀南部環境衛生組合管理者 宛て

氏名

住所又は居所

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 9 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

訂正請求に係る保有個人情報 の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を 受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： 日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等 _____
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨) (理由)

1 訂正請求者 ☐ 本人 ☐ 法定代理人 ☐ 任意代理人

2 請求者本人確認書類 ☐運転免許証 ☐個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） ☐身体障害者手帳 ☐在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 ☐その他（ ） ※請求書を送付して請求をする場合には、上記の書類の写しに加えて、住民票の写し等（訂正請求をする日前30日以内に作成されたもの）を添付してください。
3 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。） ア 本人の状況 ☐未成年者（ 年 月 日生） ☐成年被後見人 ☐任意代理人委任者 イ 本人の氏名（ふりがな） ウ 本人の住所又は居所
4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類（訂正請求をする日前30日以内に作成されたもの）を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 ☐戸籍謄本 ☐後見に係る登記事項証明書 ☐その他（ ）
5 任意代理人が請求する場合、次に掲げる書類を提出してください。 請求資格確認書類 ☐委任状（委任者が署名又は押印をしたものに限りします。） ☐次のいずれかの書類 ①委任者が委任状に押印した印鑑に係る印鑑登録証明書（訂正請求をする日前30日以内に作成されたもの） ②委任者に係る裏面2の「本人確認書類」の写し

保有個人情報訂正決定通知書

第 号
年 月 日

（訂正請求者） 様

伊賀南部環境衛生組合管理者

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 9 条第 1 項の規定により、次のとおり訂正することと決定したので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	（訂正内容） （訂正理由）

※ この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に伊賀南部環境衛生組合管理者に対し審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この処分に係る取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（この処分に係る審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して 6 か月以内に、伊賀南部環境衛生組合を被告（訴訟において伊賀南部環境衛生組合を代表する者は伊賀南部環境衛生組合管理者となります。）として、提起することができます。なお、この処分があったことを知った日（この処分に係る審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分があった日（この処分に係る審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して 1 年を経過したときは、この処分に係る取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第13号（第10条関係）

保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書

第 号
年 月 日

（訂正請求者） 様

伊賀南部環境衛生組合管理者

年 月 日付で訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第93条第2項の規定により、訂正をしない旨の決定をしたので、次のとおり通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正をしないこととした理由	

※ この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に伊賀南部環境衛生組合管理者に対し審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この処分に係る取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（この処分に係る審査請求をした場合にあつては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、伊賀南部環境衛生組合を被告（訴訟において伊賀南部環境衛生組合を代表する者は伊賀南部環境衛生組合管理者となります。）として、提起することができます。なお、この処分があったことを知った日（この処分に係る審査請求をした場合にあつては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日（この処分に係る審査請求をした場合にあつては、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分に係る取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第 14 号（第 10 条関係）

保有個人情報訂正決定等期限延長通知書

第 号
年 月 日

（訂正請求者） 様

伊賀南部環境衛生組合管理者

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、伊賀南部環境衛生組合
個人情報保護法施行条例（令和 5 年条例第 1 号）第 7 条第 2 項の規定により、次のとおり
訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日（訂正決定等期限 年 月 日）
延長の理由	

様式第 15 号（第 10 条関係）

保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書

第 号
年 月 日

（訂正請求者） 様

伊賀南部環境衛生組合管理者

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」といいます。）第 95 条の規定により、次のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
法第 95 条の規定（訂正決定等の期限の特例）を適用する理由	
訂正決定等をする期限	年 月 日

様式第 16 号（第 10 条関係）

保有個人情報提供先への訂正決定通知書

第 号
年 月 日

様

伊賀南部環境衛生組合管理者

に提供している次の保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 93 条第 1 項の規定により訂正を実施しましたので、同法第 97 条の規定により、通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者の氏名等 保有個人情報の特定 するための情報	（氏名、住所等）
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容 及び理由	（訂正内容） （訂正理由）

様式第 17 号（第 11 条関係）

保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

伊賀南部環境衛生組合管理者 宛て

氏名

住所又は居所

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」といいます。）第 99 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： 日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等
利用停止請求の趣旨及び理由	(趣旨) ☐ 法第 98 条第 1 項第 1 号該当 → ☐ 利用の停止 ☐ 消去 ☐ 法第 98 条第 1 項第 2 号該当 → 提供の停止 (理由)

(裏面あり)

保有個人情報利用停止決定通知書

第 号
年 月 日

（利用停止請求者） 様

伊賀南部環境衛生組合管理者

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第101条第1項の規定により、次のとおり、利用停止することに決定したので通知します。

利用停止請求に係る 保有個人情報の名称等	
利用停止請求の趣旨	
利用停止決定をする 内容及び理由	(利用停止決定の内容) (利用停止の理由)

※ この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に伊賀南部環境衛生組合管理者に対し審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この処分に係る取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（この処分に係る審査請求をした場合にあつては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、伊賀南部環境衛生組合を被告（訴訟において伊賀南部環境衛生組合を代表する者は伊賀南部環境衛生組合管理者となります。）として、提起することができます。なお、この処分があったことを知った日（この処分に係る審査請求をした場合にあつては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日（この処分に係る審査請求をした場合にあつては、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分に係る取消しの訴えを提起することができなくなります。

保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書

第 号
年 月 日

（利用停止請求者） 様

伊賀南部環境衛生組合管理者

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第101条第2項の規定により、利用停止をしないことに決定をしたので、次のとおり通知します。

利用停止請求に係る 保有個人情報の名称等	
利用停止をしない こととした理由	

※ この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に伊賀南部環境衛生組合管理者に対し審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この処分に係る取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（この処分に係る審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、伊賀南部環境衛生組合を被告（訴訟において伊賀南部環境衛生組合を代表する者は伊賀南部環境衛生組合管理者となります。）として、提起することができます。なお、この処分があったことを知った日（この処分に係る審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日（この処分に係る審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分に係る取消しの訴えを提起することができなくなります。

保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書

第 号
年 月 日

（利用停止請求者） 様

伊賀南部環境衛生組合管理者

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、伊賀南部環境衛生組合個人情報保護法施行条例（令和 5 年条例第 1 号）第 8 条第 2 項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日（利用停止決定等の期限 年 月 日）
延長の理由	

様式第 2 1 号（第 1 2 条関係）

保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書

第 号
年 月 日

（利用停止請求者） 様

伊賀南部環境衛生組合管理者

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号。以下「法」といいます。）第 1 0 3 条の規定により、次のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
法第 1 0 3 条の規定（利用停止決定等の期限の特例）を適用する理由	
利用停止決定等をする期限	年 月 日

様式第 2 2 号（第 1 3 条関係）

個人情報保護審査諮問書

第 号
年 月 日

伊賀南部環境衛生組合情報公開・個人情報保護審査会 会長 様

伊賀南部環境衛生組合管理者

保有個人情報の開示等の請求に対する決定について、行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 6 8 号）の規定により審査請求がありましたので、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）第 1 0 5 条第 3 項において準用する同条第 1 項の規定により諮問します。

審査請求の年月日	年 月 日（ ）
審査請求の対象となつた決定	年 月 日付け 第 号
審査請求の対象となつた決定の内容	
審査請求の趣旨及び理由	1 趣旨 2 理由
所管部室名	部 室 電話番号

様式第 23 号（第 13 条関係）

個人情報保護審査に係る諮問をした旨の通知書

第 号
年 月 日

（審査請求人等） 様

伊賀南部環境衛生組合管理者

年 月 日付けの伊賀南部環境衛生組合管理者に対する審査請求について、次のとおり伊賀南部環境衛生組合情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 105 条第 3 項において準用する同条第 2 項の規定により通知します。

審査請求に係る保有個人情報の名称等	
審査請求に係る開示決定等〔訂正決定等、利用停止決定等〕	
審査請求	（1）審査請求日 （2）審査請求の趣旨
諮問日	年 月 日

○伊賀南部環境衛生組合議会の個人情報保護に関する 条例

制定 令和5年2月28日条例第2号

目次

- 第1章 総則（第1条－第3条）
- 第2章 個人情報等の取扱い（第4条－第16条）
- 第3章 個人情報ファイル（第17条）
- 第4章 開示、訂正及び利用停止
 - 第1節 開示（第18条－第30条）
 - 第2節 訂正（第31条－第37条）
 - 第3節 利用停止（第38条－第43条）
 - 第4節 審査請求（第44条－第46条）
- 第5章 雑則（第47条－第51条）
- 第6章 罰則（第52条－第55条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、伊賀南部環境衛生組合議会（以下「議会」という。）における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- （1）当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第2号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

- (2) 個人識別符号が含まれるもの
- 2 この条例において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、議長が定めるものをいう。
- (1) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの
- (2) 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの
- 3 この条例において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして議長が定める記述等が含まれる個人情報をいう。
- 4 この条例において「保有個人情報」とは、議会の事務局の職員（以下この章から第3章まで及び第6章において「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、伊賀南部環境衛生組合情報公開条例（令和元年条例第5号。以下「情報公開条例」という。）第2条第2項に規定する公文書（以下「公文書」という。）に記録されているものに限る。
- 5 この条例において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。
- (1) 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの
- 6 この条例において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。
- 7 この条例において「仮名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。
- (1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の

記述等に置き換えることを含む。) 。

- (2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること (当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。) 。

8 この条例において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であつて、当該個人情報を復元することができないようにしたものという。

- (1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること (当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。) 。

- (2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること (当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。) 。

9 この条例において「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。

10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。) 第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

11 この条例において「保有特定個人情報」とは、職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であつて、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。

12 この条例において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法 (平成11年法律第103号) 第2条第1項に規定する独立行政法人及び個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第57号。以下「法」という。) 別表第1に掲げる法人をいう。

13 この条例において「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法 (平成15年法律第118号) 第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。

(議会の責務)

第3条 議会は、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。

第2章 個人情報等の取扱い

(個人情報の保有の制限等)

第4条 議会は、個人情報を保有するに当たっては、法令 (条例を含む。第12条第2項第2号及び第3号並びに第4章において同じ。) の規定によりその権限に属する事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければな

らない。

2 議会は、前項の規定により特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報保有してはならない。

3 議会は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

（利用目的の明示）

第5条 議会は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

（1）人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

（2）利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。

（3）利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

（4）取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

（不適正な利用の禁止）

第6条 議会は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

（適正な取得）

第7条 議会は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

（正確性の確保）

第8条 議会は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

（安全管理措置）

第9条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、議会に係る個人情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。

（従事者の義務）

第10条 個人情報の取扱いに従事する職員若しくは職員であった者、前条第2項の業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下こ

の条及び第52条において同じ。)若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(漏えい等の通知)

第11条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものとしてその定めるものが生じたときは、本人に対し、その定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるとき。

(2) 当該保有個人情報に第20条各号に掲げる情報のいずれかが含まれるとき。

(利用及び提供の制限)

第12条 議会は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、議会は、議長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

(2) 議会が法令の規定によりその権限に属する事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

(3) 管理者、監査委員、公平委員会、他の地方公共団体の機関、他の地方公共団体が設立した地方独立行政法人、法第2条第8項に規定する行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の条例の規定の適用を妨げるものではない。

4 議長は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための議会の内部における利用を特定の職員に限るものとす

る。

- 5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで及び第29条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

第12条第1項	法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的	利用目的以外の目的
	自ら利用し、又は提供してはならない	自ら利用してはならない
第12条第2項	自ら利用し、又は提供する	自ら利用する
第12条第2項第1号	本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき	人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき
第38条第1項第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
第38条第1項第2号	第12条第1項及び第2項	番号利用法第19条

（保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求）

- 第13条 議長は、利用目的のために又は前条第2項第3号若しくは第4号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

（個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求）

第14条 議長は、第三者に個人関連情報を提供する場合（当該第三者が当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合に限る。）において、必要があると認めるときは、当該第三者に対し、提供に係る個人関連情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人関連情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

（仮名加工情報の取扱いに係る義務）

第15条 議会は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報（個人情報であるものを除く。以下この条及び第49条において同じ。）を第三者（当該仮名加工情報の取扱いの委託を受けた者を除く。）に提供してはならない。

2 議長は、その取り扱う仮名加工情報の漏えいの防止その他仮名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

3 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに法第41条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。）を取得し、又は当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。

4 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて議長が定めるものをいう。）を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。

5 前各項の規定は、議会に係る仮名加工情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

（匿名加工情報の取扱いに係る義務）

第16条 議会は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは法第43条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

2 議会は、匿名加工情報の漏えいを防止するために必要なものとして議長が定める基準に従い、匿名加工情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 前2項の規定は、議会に係る匿名加工情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

第3章 個人情報ファイル

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（以下「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

- (1) 個人情報ファイルの名称
- (2) 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称
- (3) 個人情報ファイルの利用目的
- (4) 個人情報ファイルに記録される項目（以下この条において「記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第1号カにおいて同じ。）として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（次項第2号において「記録範囲」という。）
- (5) 個人情報ファイルに記録される個人情報（以下この条において「記録情報」という。）の収集方法
- (6) 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
- (7) 記録情報を議会以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先
- (8) 次条第1項、第31条第1項又は第38条第1項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地
- (9) 第31条第1項ただし書又は第38条第1項ただし書に該当するときは、その旨

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

(1) 次に掲げる個人情報ファイル

ア 議会の議員若しくは議員であつた者又は職員若しくは職員であつた者に係る個人情報ファイルであつて、専らその人事、議員報酬、給与、報酬又は福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの（議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）

イ 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル

ウ 1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル

エ 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであつて、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの

オ 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであつて、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの

カ 本人の数が議長が定める数に満たない個人情報ファイル

キ アからカまでに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル

(2) 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの

(3) 前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル

3 第1項の規定にかかわらず、議長は、記録項目の一部若しくは同項第5号若しくは第7号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

第4章 開示、訂正及び利用停止

第1節 開示

(開示請求権)

第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下この章において「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下この章及び第48条において「開示請求」という。）をすることができる。

(開示請求の手續)

第19条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「開示請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

(1) 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 開示請求に係る保有個人情報が記録されている公文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項

2 前項の場合において、開示請求をする者は、議長が定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下この章において「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(保有個人情報の開示義務)

第20条 議長は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報又は情報公開条例第7条第1号に掲げる情報（以下これらを「不開示情報」

という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

- (1) 開示請求者(第18条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項並びに第27条第1項において同じ。)の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報
- (2) 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

- (3) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。)に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 議会の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

- (4) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間

における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(5) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 議長が第24条各項の決定（以下「開示決定等」という。）をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ
イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ウ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

エ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

オ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

カ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

（部分開示）

第21条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第2号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

（裁量的開示）

第22条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

（保有個人情報の存否に関する情報）

第23条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、議長は、当該保有個人情報の存

否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第24条 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し議長が定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第5条第2号又は第3号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

2 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

第25条 開示決定等は、開示請求があった日から14日以内（第27条第1項又は第2項の規定による通知を行う場合にあっては、29日以内）にしなければならない。ただし、第19条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を15日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第26条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から29日以内（次条第1項又は第2項の規定による通知を行う場合にあっては、44日以内）にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、議長は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

2 前条の規定による開示決定等を行わなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第27条 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第45条第2項第3号及び第46条に

において「第三者」という。)に関する情報が含まれているときは、議長は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、議長が定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第24条第1項の決定（以下この章において「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第20条第2号イ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第22条の規定により開示しようとするとき。

3 議長は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、議長は、開示決定後直ちに、当該意見書（第45条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

（開示の実施）

第28条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して議長が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、議長は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 議長は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。

3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、議長が定めるところにより、議長に対し、その求める開示の実施の方法等を申し出なければならない。

4 前項の規定による申出は、第24条第1項に規定する通知があつた日から30日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

（他の法令による開示の実施との調整）

第29条 議長は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報に前条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあっては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

（開示請求に係る手数料等）

第30条 開示請求に係る手数料の額は、無料とする。ただし、保有個人情報（電磁的記録を除く。）の写しの交付又は電磁的記録の開示を受ける者は、議長が定めるところにより、当該写しの交付又は電磁的記録の開示に要する費用を負担しなければならない。

第2節 訂正

（訂正請求権）

第31条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第38条第1項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下この章において同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

（1）開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

（2）開示決定に係る保有個人情報であって、第29条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下この章及び第48条において「訂正請求」という。）をすることができる。

3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

（訂正請求の手続）

第32条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「訂正請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

（1）訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所

（2）訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

（3）訂正請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、訂正請求をする者は、議長が定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による訂正請求にあっては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出

しなければならない。

- 3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下この章において「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（保有個人情報の訂正義務）

第33条 議長は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

（訂正請求に対する措置）

第34条 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

- 2 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（訂正決定等の期限）

第35条 前条各項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正請求があった日から29日以内にしなければならない。ただし、第32条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を15日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（訂正決定等の期限の特例）

第36条 議長は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

（1）この条の規定を適用する旨及びその理由

（2）訂正決定等をする期限

- 2 前条の規定による訂正決定等をしてしなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

（保有個人情報の提供先への通知）

第37条 議長は、第34条第1項の決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第3節 利用停止

(利用停止請求権)

第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報に次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この章において「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

(1) 第4条第2項の規定に違反して保有されているとき、第6条の規定に違反して取り扱われているとき、第7条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第12条第1項及び第2項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下この章及び第48条において「利用停止請求」という。）をすることができる。

3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

(利用停止請求の手続)

第39条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「利用停止請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

(1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

(3) 利用停止請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、議長が定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による利用停止請求にあっては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下この章において「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(保有個人情報の利用停止義務)

第40条 議長は、利用停止請求があつた場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、議会における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又

は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(利用停止請求に対する措置)

第41条 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限)

第42条 前条各項の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があった日から29日以内にしなければならない。ただし、第39条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を15日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限の特例)

第43条 議長は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 利用停止決定等をする期限

2 前条の規定による利用停止決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

第4節 審査請求

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第44条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

(審査会への諮問)

第45条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、議長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、伊賀南部環境衛生組合情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）
- (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合
- (4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

2 前項の規定により諮問した場合には、議長は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この項及び次条第2号において同じ。）
- (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等）

第46条 第27条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

第5章 雑則

（適用除外）

第47条 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する公文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第4章（第4節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。

（開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等）

第48条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

(個人情報等の取扱いに関する苦情処理)

第49条 議長は、議会における個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(審査会への諮問)

第50条 議長は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審査会に諮問することができる。

(委任)

第51条 この条例の実施に関し必要な事項は、議長が定める。

第6章 罰則

第52条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第53条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第54条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第55条 偽りその他不正の手段により、第24条第1項の決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

○伊賀南部環境衛生組合議会の個人情報保護に関する 条例施行規程

制定 令和5年3月31日議会規程第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、伊賀南部環境衛生組合議会の個人情報保護に関する条例（令和4年条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規程において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(個人識別符号)

第3条 条例第2条第2項の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

(1) 次に掲げる身体の特徴のいずれかを特定の個人を識別することができる水準が確保されるよう、適切な範囲を適切な手法により電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号

ア 細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名DNA）を構成する塩基の配列

イ 顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌

ウ 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様

エ 発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化

オ 歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様

カ 手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状

キ 指紋又は掌紋

(2) 健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第11項に規定する保険者番号及び同条第12項に規定する被保険者等記号・番号

(3) 船員保険法（昭和14年法律第73号）第2条第10項に規定する保険者番号及び同条第11項に規定する被保険者等記号・番号

(4) 旅券法（昭和26年法律第267号）第6条第1項第1号の旅券の番号

(5) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条第5号に規定する旅券（日本国政府の発行したものを除く。）の番号及び同法第19条の4第1項第5号の在留カードの番号

- (6) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）第45条第1項に規定する保険者番号及び加入者等記号・番号
- (7) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第112条の2第1項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号
- (8) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第111条の2第1項に規定する保険者番号及び被保険者記号・番号
- (9) 国民年金法（昭和34年法律第141号）第14条に規定する基礎年金番号
- (10) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第93条第1項第1号の免許証の番号
- (11) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第144条の24の2第1項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号
- (12) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第13号に規定する住民票コード
- (13) 雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第10条第1項の雇用保険被保険者証の被保険者番号
- (14) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第161条の2第1項に規定する保険者番号及び被保険者番号
- (15) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第8条第1項第3号の特別永住者証明書の番号
- (16) 介護保険法（平成9年法律第123号）第12条第3項の被保険者証の番号及び保険者番号
- (17) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号
(要配慮個人情報)

第4条 条例第2条第3項の議長が定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。

- (1) 次に掲げる身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害があること。
 - ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）別表に掲げる身体上の障害
 - イ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第1項に規定する発達障害を含み、イに掲げるものを除く。）
 - エ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であ

るもの

- (2) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果
- (3) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。
- (4) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。
- (5) 本人を少年法（昭和23年法律第168号）第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

（個人の権利利益を害するおそれ大きいもの）

第5条 条例第11条の個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして議長が定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 要配慮個人情報が含まれる保有個人情報（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下この条において同じ。）の漏えい、滅失若しくは毀損（以下この条において「漏えい等」という。）が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (2) 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (3) 不正の目的をもって行われたおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (4) 保有個人情報に係る本人の数が100人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

2 議長は、条例第11条本文の規定による通知をする場合には、前項各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、次に定める事項を通知しなければならない。

- (1) 概要
- (2) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報の項目
- (3) 原因
- (4) 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容
- (5) その他参考となる事項

（提供の申請手続）

第6条 条例第12条第2項の規定により、利用目的以外の目的のために保有個人情報の

提供を受けようとする者は、議長に次に掲げる事項を記載した書面を提出することにより、申請しなければならない。

- (1) 提供を受けようとする保有個人情報の内容
 - (2) 提供を受けようとする期間
 - (3) 提供を受けることを必要とする理由
 - (4) 条例第12条第2項各号のうち、該当すると思料する号
- 2 議長は、前項の規定による申請があったときは、その可否を決定し、その旨を書面により当該申請をした者に通知するものとする。この場合において、議長は、その可否の決定に際し、保有個人情報を保護するために必要な条件を付することができる。

(書面による同意)

第7条 条例第12条第2項第1号の本人の同意は、書面によるものとする。

(電磁的方法)

第8条 条例第15条第4項に規定する電磁的方法は、次に掲げる方法とする。

- (1) 電話番号を送受信のために用いて電磁的記録を相手方の使用に係る携帯して使用する通信端末機器に送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）
- (2) 電子メールを送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）
- (3) 前号に定めるもののほか、その受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第1号に規定する電気通信をいう。）を送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）

(匿名加工情報の安全管理措置の基準)

第9条 条例第16条第2項の議長が定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 匿名加工情報を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること。
- (2) 匿名加工情報の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って匿名加工情報を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること。
- (3) 匿名加工情報を取り扱う正当な権限を有しない者による匿名加工情報の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること。

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第10条 議長は、個人情報ファイル（条例第17条第2項各号に掲げるもの及び同条第3項の規定により個人情報ファイル簿に掲載しないものを除く。次項及び第4項において同じ。）を保有するに至ったときは、直ちに、個人情報ファイル簿を作成しなければならない。

- 2 個人情報ファイル簿は、議会が保有している個人情報ファイルを通じて一の帳簿とする。
- 3 議長は、個人情報ファイル簿に記載すべき事項に変更があったときは、直ちに、当該

個人情報ファイル簿を修正しなければならない。

4 議長は、個人情報ファイル簿に掲載した個人情報ファイルの保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが条例第17条第2項第1号カに該当するに至ったときは、遅滞なく、当該個人情報ファイルについての記載を削除しなければならない。

5 議長は、個人情報ファイル簿を作成したときは、遅滞なく、これを事務所に備えて置き一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。

6 条例第17条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル又は同項第2号に係る個人情報ファイルの別

(2) 条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイルについて、第9項に規定する個人情報ファイルがあるときは、その旨

7 条例第17条第2項第1号カの議長が定める数は、1,000人とする。

8 条例第17条第2項第1号キの議長が定める個人情報ファイルは、次に掲げる個人情報ファイルとする。

(1) 次に掲げる者に係る個人情報ファイルであつて、専らその人事、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの（アに掲げる者の採用又は選定のための試験に関する個人情報ファイルを含む。）

ア 執行機関の職員又は当該職員であつた者

イ 条例第17条第2項第1号アに規定する者又はアに掲げる者の被扶養者又は遺族

(2) 条例第17条第2項第1号アに規定する者及び前号ア又はイに掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであつて、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの

9 条例第17条第2項第3号の議長が定める個人情報ファイルは、条例第2条第5項第2号に係る個人情報ファイルで、その利用目的及び記録範囲が条例第17条第1項の規定による公表に係る条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるものとする。

(開示請求書)

第11条 条例第19条第1項に規定する開示請求書の様式は、保有個人情報開示請求書（様式第1号）とする。

(開示請求等における本人確認手続等)

第12条 条例第19条第2項、第32条第2項又は第39条第2項の規定により提示し、又は提出しなければならない書類は、次の各号に掲げる書類のいずれかとする。

(1) 開示請求書、訂正請求書又は利用停止請求書（以下この条において「開示請求書等」という。）に記載されている開示請求をする者、訂正請求をする者又は利用停止請求を

する者（以下この条において「開示請求者等」という。）の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該開示請求者等が本人であることを確認するに足りるもの

- (2) 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあっては、地方公共団体の条例又は執行機関の規則（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規程及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程を含む。）の規定により交付された書類その他の当該開示請求者等が本人であることを確認するため議長が適当と認める書類

- 2 開示請求書等を議長に送付して開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この項及び次項において「開示請求等」という。）をする場合には、開示請求者等は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる書類を議長に提出すれば足りる。

- (1) 前項各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したもの

- (2) その者の住民票の写しその他その者が前号に掲げる書類に記載された本人であることを示すものとして議長が適当と認める書類であって、開示請求等をする日前30日以内に作成されたもの

- 3 条例第18条第2項、第31条第2項又は第38条第2項の規定により代理人が開示請求等をする場合には、当該代理人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類（開示請求等をする日前30日以内に作成されたものに限る。）を議長に提示し、又は提出しなければならない。

- (1) 未成年者又は成年被後見人の法定代理人による場合 当該法定代理人に係る戸籍謄本、成年後見制度における審判書の謄本その他法定代理人であることを証明する書類

- (2) 本人の委任による代理人（以下この号及び次項において「任意代理人」という。）による場合 当該本人の押印がある委任状（押印した印鑑に係る印鑑登録証明書（開示請求等をする日前30日以内に作成されたものに限る。）又は当該本人に係る第1項各号に掲げる書類（議長が適当と認めるものに限る。）の写しが添付されている場合に限る。）

- 4 議長は、法定代理人又は任意代理人が本人（未成年者のうち、開示請求を行う十分な意思能力を有する者に限る。以下この項において同じ。）に代わって保有個人情報の開示請求をした場合は、当該保有個人情報に条例第20条第1項第1号に掲げる情報が含まれているかどうかを判断するために、当該本人に対し、当該開示請求をする意思の有無

を確認することができる。

5 開示請求をした代理人は、当該開示請求に係る保有個人情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに、書面でその旨を議長に届け出なければならない。

6 前項の規定による届出があったときは、当該開示請求は、取り下げられたものとみなす。

(開示決定の通知)

第13条 条例第24条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 開示決定に係る保有個人情報について求めることができる開示の実施の方法

(2) 事務所における開示を実施することができる日、時間及び場所並びに事務所における開示の実施を求める場合にあっては、条例第28条第3項の規定による申出をする際に事務所における開示を実施することができる日のうちから事務所における開示の実施を希望する日を選択すべき旨

(3) 写しの送付の方法による保有個人情報の開示を実施する場合における準備に要する日数及び送付に要する費用

(4) 電子情報処理組織（議会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。第16条において同じ。）と開示を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。同項において同じ。）を使用して保有個人情報の開示を実施する場合における準備に要する日数その他当該開示の実施に必要な事項

(開示請求に対する決定通知書等)

第14条 条例第24条第1項の書面の様式は、保有個人情報開示決定通知書（様式第2号）とする。

2 条例第24条第2項の書面の様式は、保有個人情報の開示をしない旨の決定通知書（様式第3号）とする。

3 条例第25条第2項の書面の様式は、保有個人情報開示決定等期限延長通知書（様式第4号）とする。

4 条例第26条第1項の書面の様式は、保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書（様式第5号）とする。

(第三者意見照会書等)

第15条 条例第27条第1項の規定による通知は、保有個人情報開示に係る第三者意見照会書（様式第6号）により行うものとする。

2 条例第27条第2項の書面の様式は、保有個人情報開示に係る第三者意見照会書（様式第7号）とする。

3 条例第27条第1項又は第2項の意見書の様式は、保有個人情報開示に係る第三者意見書（様式第8号）とする。

4 議長は、条例第27条第1項又は第2項の規定により、同条第1項に規定する第三者

に対し、当該第三者に関する情報の内容を通知するに当たっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の権利利益を不当に侵害しないように留意しなければならない。

5 条例第27条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示請求の年月日
- (2) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

6 条例第27条第2項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 前項各号に掲げる事項
- (2) 条例第27条第2項各号のいずれに該当するかの特及びその理由

7 条例第27条第3項の書面の様式は、保有個人情報開示決定通知を行った旨の反対意見書提出者への通知書（様式第9号）とする。

（電磁的記録の開示方法）

第16条 条例第28条第1項の規定による電磁的記録（映像又は音声が記録されたものであって用紙に出力することが適当でないものを除く。以下この項及び次項において同じ。）の開示は、当該電磁的記録を用紙に出力したもの（閲覧にあっては白黒出力に限る。）を閲覧させ、又は交付することにより行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれにも該当するときは、電磁的記録を光ディスクその他の電磁的記録媒体に複写したもの（以下この項において「複写物」という。）を映像の出力装置に出力したものを閲覧させ、又は複写物を交付することにより開示を行うことができる。

- (1) 不開示情報がないこと。
- (2) 開示に必要な電子計算機その他の機器及びプログラム（電子計算機に対する指令であって一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。以下同じ。）が配備され、閲覧又は複写が技術的に容易であること。
- (3) 情報セキュリティの確保に支障を生じるおそれがないこと。

3 次の各号のいずれにも該当するときは、電磁的記録（映像又は音声が記録されたものであって用紙に出力することが適当でないものに限る。以下この項及び次項において同じ。）を光ディスクその他の電磁的記録媒体に複写したもの（以下この項において「複写物」という。）を映像若しくは音声の出力装置に出力したものを視聴させ、又は複写物を交付することにより開示を行うことができる。

- (1) 不開示情報がないこと。
- (2) 開示に必要な電子計算機その他の機器及びプログラムが配備され、視聴又は複写が技術的に容易であること。
- (3) 情報セキュリティの確保に支障を生じるおそれがないこと。

4 前項の規定にかかわらず、電磁的記録から不開示情報が記録されている部分を区分して除くために要する費用を開示請求者が前納する場合は、当該電磁的記録を複写したも

のから不開示情報が記録されている部分を区分して除いたものを映像若しくは音声の出力装置に出力したものを視聴させ、又はこれを複写したものを交付することにより開示を行うことができる。

- 5 電磁的記録の写しの交付は、当該電磁的記録を伊賀南部環境衛生組合（第18条第2項において「組合」という。）が所有する電磁的記録媒体に複写し、交付することにより行う。

（開示の実施の方法等の申出）

第17条 条例第28条第3項の規定による申出は、保有個人情報開示の実施方法等申出書（様式第10号）により行わなければならない。

- 2 条例第24条第1項の規定による通知があった場合において、保有個人情報開示請求書に記載された事項を変更しないときは、条例第28条第3項の規定による申出は、することを要しない。

（費用の納付等）

第18条 条例第30条ただし書に規定する費用（次項において「開示に係る費用」という。）の額は、次の表に定める写しの作成に要する費用の額に送付に要する費用の額を加算した額とする。

区分	開示の実施方法	費用の額
1 文書、図画又は写真	複写機により用紙に複写したもの（日本産業規格A列3番（以下「A3判」という。）以下の大きさの用紙に複写したものに限る。）の交付	白黒の場合にあっては、1枚につき10円。カラーの場合にあっては、1枚につき50円
2 電磁的記録	（1）用紙に出力したもの（A3判以下の大きさの用紙に複写したものに限る。）の交付	白黒の場合にあっては、1枚につき10円。カラーの場合にあっては、1枚につき50円
	（2）電磁的記録媒体に複写したものの交付	電磁的記録媒体の購入経費に相当する額（不開示情報が記録されている電磁的記録を電磁的記録媒体に複写する場合については、当該電磁的記録から不開示情報が記録されている部分を区分して除くために要する費用に相当する額を加算した額）

	(3) 不開示情報が記録されている電磁的記録又はこれを複写したものの視聴	電磁的記録から不開示情報が記録されている部分を区分して除くために要する費用に相当する額
3	1 及び 2 に掲げる方法以外の交付	作成に要する費用の額

備考

(1) 区分 1 及び区分 2 (1) の場合において、用紙の両面を使用するときは、片面を 1 枚として費用の額を算定する。

(2) 区分 1 及び区分 2 (1) の場合において、A 3 判を超える大きさの用紙を用いるときは、A 3 判に相当する大きさを換算した枚数として費用の額を算定する。

(3) 組合以外の者に委託して写しを作成した場合における費用の額は、本表の規定にかかわらず、当該委託に要する費用に相当する額とする。

2 開示に係る費用は、前納とする。ただし、開示に係る費用は、開示請求に係る保有個人情報写しの作成の後において精算し、過不足が生じたときは、これを還付し、又は追徴するものとする。

(訂正請求書)

第 19 条 条例第 32 条第 1 項に規定する訂正請求書の様式は、保有個人情報訂正請求書(様式第 11 号)とする。

(訂正請求に対する決定通知書等)

第 20 条 条例第 34 条第 1 項の書面の様式は、保有個人情報訂正決定通知書(様式第 12 号)とする。

2 条例第 34 条第 2 項の書面の様式は、保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書(様式第 13 号)とする。

3 条例第 35 条第 2 項の書面の様式は、保有個人情報訂正決定等期限延長通知書(様式第 14 号)とする。

4 条例第 36 条第 1 項の書面の様式は、保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書(様式第 15 号)とする。

5 条例第 37 条の書面の様式は、保有個人情報提供先への訂正決定通知書(様式第 16 号)とする。

(利用停止請求書)

第 21 条 条例第 39 条第 1 項に規定する利用停止請求書の様式は、保有個人情報利用停止請求書(様式第 17 号)とする。

(利用停止請求に対する決定通知書等)

第 22 条 条例第 41 条第 1 項の書面の様式は、保有個人情報利用停止決定通知書(様式第 18 号)とする。

2 条例第41条第2項の書面の様式は、保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書（様式第19号）とする。

3 条例第42条第2項の書面の様式は、保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書（様式第20号）とする。

4 条例第43条第1項の書面の様式は、保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書（様式第21号）とする。

（審査請求の手続等）

第23条 条例第45条第1項の規定による諮問は、個人情報保護審査諮問書（様式第22号）によるものとする。

2 条例第45条第2項の規定による通知は、個人情報保護審査に係る諮問をした旨の通知書（様式第23号）によるものとする。

（補則）

第24条 この規程に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

（施行期日）

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の際現に議会が保有している個人情報ファイルについての第10条第1項の規定の適用については、同項中「直ちに」とあるのは、「伊賀南部環境衛生組合議会の個人情報の保護に関する条例施行規程（令和5年議会規程第1号）の施行後遅滞なく」とする。

様式第 1 号（第 11 条関係）

保有個人情報開示請求書

年 月 日

伊賀南部環境衛生組合議会議長

宛て

氏名

請求者 住所又は居所

電話番号

伊賀南部環境衛生組合議会の個人情報の保護に関する条例（令和 5 年条例第 2 号）第 19 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

1 開示を請求する保有個人情報（具体的に特定してください。）

--

2 求める開示の実施方法（本欄の記載は任意です。）

☐ 閲覧 ☐ 写しの交付（ ☐ 窓口 ☐ 郵送 ）

☐ その他（ ）

（裏面あり）

3 本人確認等

ア 開示請求者 ☐ 本人 ☐ 法定代理人 ☐ 任意代理人
イ 請求者本人確認書類 ☐ 運転免許証 ☐ 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） ☐ 身体障害者手帳 ☐ 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 ☐ その他（ ） ※この請求書を送付して請求をする場合には、上記の書類の写しに加えて、住民票の写し等（開示請求をする日前３０日以内に作成されたもの）を添付してください。
ウ 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。） （ア）本人の状況 ☐ 未成年者（ 年 月 日生） ☐ 成年被後見人 ☐ 任意代理人委任者 （イ）本人の氏名（ふりがな） （ウ）本人の住所又は居所
エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類（開示請求をする日前３０日以内に作成されたもの）を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 ☐ 戸籍謄本 ☐ 後見に係る登記事項証明書 ☐ その他（ ）
オ 任意代理人が請求する場合、次に掲げる書類を提出してください。 請求資格確認書類 ☐ 委任状（委任者が署名又は押印をしたものに限りです。） ☐ 次のいずれかの書類 ①委任者が委任状に押印した印鑑に係る印鑑登録証明書（開示請求をする日前３０日以内に作成されたもの） ②委任者に係る上記イの「本人確認書類」の写し

保有個人情報開示決定通知書

第 号
年 月 日

（開示請求者） 様

伊賀南部環境衛生組合議会議長

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、伊賀南部環境衛生組合議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第2号）第24条第1項の規定に基づき、次のとおり、開示することに決定したので通知します。

1 開示する保有個人情報（ 全部開示 ・ 部分開示 ）

--

2 不開示とした部分とその理由

--

※ この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に伊賀南部環境衛生組合議会議長に対し審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この処分に係る取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（この処分に係る審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、伊賀南部環境衛生組合を被告（訴訟において伊賀南部環境衛生組合を代表する者は伊賀南部環境衛生組合議会議長となります。）として、提起することができます。なお、この処分があったことを知った日（この処分に係る審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日（この処分に係る審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分に係る取消しの訴えを提起することができなくなります。

（裏面あり）

3 開示する保有個人情報の利用目的

--

4 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法 (2) 事務所における開示を実施することができる日時及び場所 実施日 : 年 月 日 (曜日) 時 分 実施場所 : (3) 写しの送付での開示を希望する場合の準備日数 (4) 開示に要する費用 (この費用は、前納する必要があります。)
--

※ 開示の実施の方法等について上記以外を希望する場合は、この通知があった日から 30 日以内に、別紙「保有個人情報開示の実施方法等申出書」により申し出てください。

様式第3号（第14条関係）

保有個人情報の開示をしない旨の決定通知書

第 号
年 月 日

（開示請求者）様

伊賀南部環境衛生組合議会議長

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、伊賀南部環境衛生組合議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第2号）第24条第2項の規定により、次のとおり全部を開示しないことに決定したので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示をしないこととした理由	

※ この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に伊賀南部環境衛生組合議会議長に対し審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この処分に係る取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（この処分に係る審査請求をした場合にあつては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、伊賀南部環境衛生組合を被告（訴訟において伊賀南部環境衛生組合を代表する者は伊賀南部環境衛生組合議会議長となります。）として、提起することができます。なお、この処分があったことを知った日（この処分に係る審査請求をした場合にあつては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日（この処分に係る審査請求をした場合にあつては、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分に係る取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第 4 号（第 1 4 条関係）

保有個人情報開示決定等期限延長通知書

第 号
年 月 日

（開示請求者） 様

伊賀南部環境衛生組合議会議長

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、伊賀南部環境衛生組合議会の個人情報の保護に関する条例（令和 5 年条例第 2 号）第 2 5 条第 2 項の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

開示請求に係る保有 個人情報の名称等	
延長後の期間	日（開示決定等期限 年 月 日）
延長の理由	

様式第 5 号（第 1 4 条関係）

保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書

第 号
年 月 日

（開示請求者） 様

伊賀南部環境衛生組合議会議長

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、伊賀南部環境衛生組合議会の個人情報の保護に関する条例（令和 5 年条例第 2 号。以下「条例」といいます。）第 2 6 条の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
条例第 2 6 条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用する理由	
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	（ 年 月 日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次に掲載する期限までに開示決定等を行う予定です。） 年 月 日

様式第 6 号（第 15 条関係）

保有個人情報開示に係る第三者意見照会書

第 号
年 月 日

（第三者利害関係人） 様

伊賀南部環境衛生組合議会議長

（あなた、貴社等）に関する情報が含まれている保有個人情報について、伊賀南部環境衛生組合議会の個人情報の保護に関する条例（令和 5 年条例第 2 号）第 19 条第 1 項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同条例第 27 条第 1 項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有個人情報開示に係る第三者意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
開示請求に係る保有個人情報に含まれている（あなた、貴社等）に関する情報の内容	
意見書の提出先	（伊賀南部環境衛生組合議会事務局） （連絡先）
意見書の提出期限	年 月 日

様式第 7 号（第 15 条関係）

保有個人情報開示に係る第三者意見照会書

第 号
年 月 日

（第三者利害関係人） 様

伊賀南部環境衛生組合議会議長

（あなた、貴社等）に関する情報が含まれている保有個人情報について、伊賀南部環境衛生組合議会の個人情報の保護に関する条例（令和 5 年条例第 2 号）第 19 条第 1 項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同条例第 27 条第 2 項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有個人情報開示に係る第三者意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
条例第 27 条第 2 項第 1 号又は第 2 号の規定の適用区分及びその理由	適用区分 ☐ 第 1 号 ☐ 第 2 号 (適用理由)
開示請求に係る保有個人情報に含まれている（あなた、貴社等）に関する情報の内容	
意見書の提出先	(伊賀南部環境衛生組合議会事務局) (連絡先)
意見書の提出期限	年 月 日

様式第 8 号（第 1 5 条関係）

保有個人情報開示に係る第三者意見書

年 月 日

伊賀南部環境衛生組合議会議長 宛て

氏名又は名称

住所又は居所

年 月 日付けで照会のあった保有個人情報の開示について、次のとおり意見を提出します。

開示請求に係る保有個人情報 の名称等	
開示に関しての御意見	☐保有個人情報を開示されることについて支障がない。 ☐保有個人情報を開示されることについて支障がある。 （１）支障（不利益）がある部分 （２）支障（不利益）の具体的理由
連絡先	

様式第9号（第15条関係）

保有個人情報開示決定通知を行った旨の反対意見書提出者への通知書

第 号
年 月 日

（反対意見書を提出した第三者） 様

伊賀南部環境衛生組合議会議長

（あなた、貴社等）から 年 月 日付けで「保有個人情報開示に係る第三者意見書」の提出がありました保有個人情報については、次のとおり開示決定しましたので、伊賀南部環境衛生組合議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第2号）第27条第3項の規定により通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示することとした理由	
開示決定をした日	年 月 日
開示を実施する日	年 月 日

※ この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に伊賀南部環境衛生組合議会議長に対し審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この処分に係る取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（この処分に係る審査請求をした場合にあつては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、伊賀南部環境衛生組合を被告（訴訟において伊賀南部環境衛生組合を代表する者は伊賀南部環境衛生組合議会議長となります。）として、提起することができます。なお、この処分があったことを知った日（この処分に係る審査請求をした場合にあつては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日（この処分に係る審査請求をした場合にあつては、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分に係る取消しの訴えを提起することができなくなります。

保有個人情報開示の実施方法等申出書

年 月 日

伊賀南部環境衛生組合議会議長 宛て

氏名
申出者 住所又は居所
電話番号

伊賀南部環境衛生組合議会の個人情報の保護に関する条例（令和 5 年条例第 2 号）第 28 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり申出をします。

1 開示決定通知書の番号等

文書番号：
日 付：

2 求める開示の実施方法

開示請求に係る 保有個人情報の 名称等		
実施の方法	（1）閲覧	①全部 ②一部（ ）
	（2）写しの交付	①全部 ②一部（ ）
	（3）その他 （ ）	①全部 ②一部（ ）

3 開示の実施を希望する日

年 月 日（ 曜日） 午前・午後 時 分

4 「写しの送付」の希望の有無

有 ・ 無

様式第 11 号 (第 9 条関係)

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

伊賀南部環境衛生組合議会議長

宛て

氏名

住所又は居所

伊賀南部環境衛生組合議会の個人情報の保護に関する条例（令和５年条例第２号）第３２条第１項の規定に基づき、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： 日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨) (理由)

1 訂正請求者 ☐ 本人 ☐ 法定代理人 ☐ 任意代理人

2 請求者本人確認書類

☐ 運転免許証 ☐ 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）

☐ 身体障害者手帳

☐ 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書

☐ その他（ ）

※この請求書を送付して請求をする場合には、上記の書類の写しに加えて、住民票の写し等（訂正請求をする日前３０日以内に作成されたもの）を添付してください。

3 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。） ア 本人の状況 ☐未成年者（ 年 月 日生） ☐成年被後見人 ☐任意代理人委任者 イ 本人の氏名（ふりがな） ウ 本人の住所又は居所
4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類（訂正請求をする日前30日以内に作成されたもの）を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 ☐戸籍謄本 ☐後見に係る登記事項証明書 ☐その他（ ）
5 任意代理人が請求する場合、次に掲げる書類を提出してください。 請求資格確認書類 ☐委任状（委任者が署名又は押印をしたものに限りします。） ☐次のいずれかの書類 ①委任者が委任状に押印した印鑑に係る印鑑登録証明書（訂正請求をする日前30日以内に作成されたもの） ②委任者に係る裏面2の「本人確認書類」の写し

保有個人情報訂正決定通知書

第 号
年 月 日

（訂正請求者） 様

伊賀南部環境衛生組合議会議長

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、伊賀南部環境衛生組合議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第2号）第34条第1項の規定により、次のとおり訂正することと決定したので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	（訂正内容） （訂正理由）

※ この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に伊賀南部環境衛生組合議会議長に対し審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この処分に係る取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（この処分に係る審査請求をした場合にあつては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、伊賀南部環境衛生組合を被告（訴訟において伊賀南部環境衛生組合を代表する者は伊賀南部環境衛生組合議会議長となります。）として、提起することができます。なお、この処分があったことを知った日（この処分に係る審査請求をした場合にあつては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日（この処分に係る審査請求をした場合にあつては、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分に係る取消しの訴えを提起することができなくなります。

保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書

第 号
年 月 日

（訂正請求者） 様

伊賀南部環境衛生組合議会議長

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、伊賀南部環境衛生組合議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第2号）第34条第2項の規定により、訂正をしない旨の決定をしたので、次のとおり通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正をしないこととした理由	

※ この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に伊賀南部環境衛生組合議会議長に対し審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この処分に係る取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（この処分に係る審査請求をした場合にあつては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、伊賀南部環境衛生組合を被告（訴訟において伊賀南部環境衛生組合を代表する者は伊賀南部環境衛生組合議会議長となります。）として、提起することができます。なお、この処分があったことを知った日（この処分に係る審査請求をした場合にあつては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日（この処分に係る審査請求をした場合にあつては、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分に係る取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第 1 4 号（第 2 0 条関係）

保有個人情報訂正決定等期限延長通知書

第 号
年 月 日

（訂正請求者） 様

伊賀南部環境衛生組合議会議長

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、伊賀南部環境衛生組合議会の個人情報の保護に関する条例(令和 5 年条例第 2 号)第 3 5 条第 2 項の規定により、次のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日（訂正決定等期限 年 月 日）
延長の理由	

様式第 15 号（第 10 条関係）

保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書

第 号
年 月 日

（訂正請求者） 様

伊賀南部環境衛生組合議会議長

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、伊賀南部環境衛生組合議会の個人情報の保護に関する条例（令和 5 年条例第 2 号。以下「条例」といいます。）第 36 条第 1 項の規定により、次のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
条例第 36 条第 1 項の規定（訂正決定等の期限の特例）を適用する理由	
訂正決定等をする期限	年 月 日

様式第 16 号（第 20 条関係）

保有個人情報提供先への訂正決定通知書

第 号
年 月 日

様

伊賀南部環境衛生組合議会議長

に提供している次の保有個人情報については、伊賀南部環境衛生組合議会の個人情報の保護に関する条例（令和 5 年条例第 2 号）第 33 条の規定により訂正を実施しましたので、同条例第 37 条の規定により、通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者の氏名等 保有個人情報の特定 するための情報	（氏名、住所等）
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容 及び理由	（訂正内容） （訂正理由）

保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

伊賀南部環境衛生組合議会議長

宛て

氏名

住所又は居所

伊賀南部環境衛生組合議会の個人情報の保護に関する条例（令和 5 年条例第 2 号。以下「条例」といいます。）第 39 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： 日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等 _____
利用停止請求の趣旨及び理由	(趣旨) ☐ 条例第 38 条第 1 項第 1 号該当 → ☐ 利用の停止 ☐ 消去 ☐ 条例第 38 条第 1 項第 2 号該当 → 提供の停止 (理由)

(裏面あり)

保有個人情報利用停止決定通知書

第 号
年 月 日

（利用停止請求者） 様

伊賀南部環境衛生組合議会議長

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、伊賀南部環境衛生組合議会の個人情報の保護に関する条例（令和 5 年条例第 2 号）第 4 1 条第 1 項の規定により、次のとおり、利用停止することに決定したので通知します。

利用停止請求に係る 保有個人情報の名称等	
利用停止請求の趣旨	
利用停止決定をする 内容及び理由	（利用停止決定の内容） （利用停止の理由）

※ この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に伊賀南部環境衛生組合議会議長に対し審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この処分に係る取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（この処分に係る審査請求をした場合にあつては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して 6 か月以内に、伊賀南部環境衛生組合を被告（訴訟において伊賀南部環境衛生組合を代表する者は伊賀南部環境衛生組合議会議長となります。）として、提起することができます。なお、この処分があったことを知った日（この処分に係る審査請求をした場合にあつては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分があった日（この処分に係る審査請求をした場合にあつては、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して 1 年を経過したときは、この処分に係る取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第19号（第22条関係）

保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書

第 号
年 月 日

（利用停止請求者） 様

伊賀南部環境衛生組合議会議長

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、伊賀南部環境衛生組合議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第2号）第41条第2項の規定により、利用停止をしないことに決定をしたので、次のとおり通知します。

利用停止請求に係る 保有個人情報の名称等	
利用停止をしない こととした理由	

※ この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に伊賀南部環境衛生組合議会議長に対し審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この処分に係る取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（この処分に係る審査請求をした場合にあつては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、伊賀南部環境衛生組合を被告（訴訟において伊賀南部環境衛生組合を代表する者は伊賀南部環境衛生組合議会議長となります。）として、提起することができます。なお、この処分があったことを知った日（この処分に係る審査請求をした場合にあつては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日（この処分に係る審査請求をした場合にあつては、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分に係る取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第 2 0 号（第 2 2 条関係）

保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書

第 号
年 月 日

（利用停止請求者） 様

伊賀南部環境衛生組合議会議長

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、伊賀南部環境衛生組合議会の個人情報の保護に関する条例（令和 5 年条例第 2 号）第 4 2 条第 2 項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日（利用停止決定等の期限 年 月 日）
延長の理由	

様式第 2 1 号（第 2 2 条関係）

保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書

第 号
年 月 日

（利用停止請求者） 様

伊賀南部環境衛生組合議会議長

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、伊賀南部環境衛生組合議会の個人情報の保護に関する条例（令和 5 年条例第 2 号。以下「条例」といいます。）第 4 3 条第 1 項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
条例第 4 3 条第 1 項の規定（利用停止決定等の期限の特例）を適用する理由	
利用停止決定等をする期限	年 月 日

様式第 2 2 号（第 2 3 条関係）

個人情報保護審査諮問書

第 号
年 月 日

伊賀南部環境衛生組合情報公開・個人情報保護審査会 会長 様

伊賀南部環境衛生組合議会議長

保有個人情報の開示等の請求に対する決定について、行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 6 8 号）の規定により審査請求がありましたので、伊賀南部環境衛生組合議会の個人情報保護に関する条例（令和 5 年条例第 2 号）第 4 5 条第 1 項の規定により諮問します。

審査請求の年月日	年 月 日（ ）
審査請求の対象となつた決定	年 月 日付け 第 号
審査請求の対象となつた決定の内容	
審査請求の趣旨及び理由	1 趣旨 2 理由

様式第 2 3 号（第 2 3 条関係）

個人情報保護審査に係る諮問をした旨の通知書

第 号
年 月 日

（審査請求人等） 様

伊賀南部環境衛生組合議会議長

年 月 日付けの伊賀南部環境衛生組合議会議長に対する審査請求について、次のとおり伊賀南部環境衛生組合情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので、伊賀南部環境衛生組合議会の個人情報の保護に関する条例（令和 5 年条例第 2 号）第 4 5 条第 2 項の規定により通知します。

審査請求に係る保有個人情報 の名称等	
審査請求に係る開示決定等 〔訂正決定等、利用停止決定等〕	
審査請求	(1) 審査請求日 (2) 審査請求の趣旨
諮問日	年 月 日

○伊賀南部環境衛生組合情報公開・個人情報保護審査会設置条例

制定 平成 29 年 6 月 30 日 条例第 2 号

改正 令和元年 12 月 26 日 条例第 5 号

〃 令和 5 年 2 月 28 日 条例第 1 号

〃 令和 5 年 2 月 28 日 条例第 2 号

目次

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

第 2 章 設置、組織及び会議（第 3 条―第 7 条）

第 3 章 審査会の調査審議の手續（第 8 条―第 13 条）

第 4 章 雑則（第 14 条・第 15 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この条例は、伊賀南部環境衛生組合情報公開・個人情報保護審査会の設置、組織及び会議並びに調査審議の手續等について定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この条例において、「実施機関」とは、伊賀南部環境衛生組合情報公開条例（令和元年条例第 5 号）第 2 条第 1 項に規定する実施機関をいう。

2 この条例において、「諮問庁」とは、次に掲げる規定により諮問した伊賀南部環境衛生組合（以下「組合」という。）の機関（第 1 号の場合にあつては、実施機関）をいう。

（1）伊賀南部環境衛生組合情報公開条例第 19 条第 1 項の規定

（2）個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 105 条第 3 項において読み替えて準用する同条第 1 項の規定

（3）伊賀南部環境衛生組合議会の個人情報の保護に関する条例（令和 5 年条例第 2 号）第 45 条第 1 項の規定

第 2 章 設置、組織及び会議

（設置等）

第 3 条 諮問庁による諮問に応じ、審査請求についての調査審議をするほか、法又は条例によりその権限に属させられた事項を行うため、伊賀南部環境衛生組合情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、前項に定めるもののほか、情報公開又は個人情報の保護に関する重要な事項について調査審議し、組合の機関に意見を述べることができる。

(組織)

第4条 審査会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、非常勤とする。

(委員)

第5条 委員は、優れた識見を有する者のうちから、管理者が委嘱する。

2 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

3 管理者は、委員が心身の故障のために職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合には、その委員を罷免することができる。

4 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長)

第6条 審査会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 審査会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員は、自己の利害に関係する議事に参与することができない。

第3章 審査会の調査審議の手續

(審査会の調査権限)

第8条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、公文書（伊賀南部環境衛生組合情報公開条例第11条第1項に規定する公開決定等に係る同条例第2条第2項に規定する公文書をいう。以下同じ。）又は保有個人情報（個人情報の保護に関する法律第78条第1項第4号、第94条第1項若しくは第102条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等に係る同法第60条第1項に規定する保有個人情報又は伊賀南部環境衛生組合議会の個人情報の保護に関する条例第20条第5号、第35条第1項若しくは第42条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等に係る同条例第2条第4項に規定する保有個人情報をいう。以下同じ。）の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書又は保有個人情報の開示を求めることができない。

2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、公文書に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）又は諮問庁（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述）

第9条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

（意見書等の提出）

第10条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

（委員による調査手続）

第10条の2 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第8条第1項の規定により提示された公文書若しくは保有個人情報を閲覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第9条第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

（提出資料の写しの送付等）

第11条 審査会は、第8条第3項若しくは第4項又は前条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び次項において同じ。）にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧（電磁的

記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 審査会は、第2項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。
(調査審議手続の非公開)

第12条 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

(答申書の送付等)

第13条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

第4章 雑則

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第15条 第5条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に伊賀南部環境衛生組合情報公開審査会又は伊賀南部環境衛生組合個人情報保護審査会にされた諮問でこの条例の施行の際当該諮問に対する答申がされていないものは審査会にされた諮問とみなし、当該諮問について伊賀南部環境衛生組合情報公開審査会又は伊賀南部環境衛生組合個人情報保護審査会がした調査審議の手続は審査会がした調査審議の手続とみなす。

附 則 (令和元年12月26日条例第5号)

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和5年2月28日条例第1号)

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(伊賀南部環境衛生組合情報公開・個人情報保護審査会設置条例の一部改正に伴う経過措置)

- 1 1 前項の規定の施行前に同項の規定による改正前の伊賀南部環境衛生組合情報公開・個人情報保護審査会設置条例第3条各号列記以外の部分に規定する諮問がされた場合における調査審議については、なお従前の例による。

附 則 (令和5年2月28日条例第2号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

○伊賀南部環境衛生組合情報公開・個人情報保護審査会

設置条例施行規則

制定 平成29年6月30日規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、伊賀南部環境衛生組合情報公開・個人情報保護審査会設置条例（平成29年条例第2号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、伊賀南部環境衛生組合情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(手続の併合又は分離)

第2条 審査会は、必要があると認めるときは、数個の審査請求に係る事件の手続を併合し、又は併合された数個の審査請求に係る事件の手続を分離することができる。

2 審査会は、前項の規定により、審査請求に係る事件の手続を併合し、又は分離したときは、審査請求人、参加人及び諮問庁にその旨を通知しなければならない。

(諮問庁の申出)

第3条 諮問庁は、公文書に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報が、その取扱いについて特別の配慮を必要とするものであるときは、審査会に対し、その旨を申し出ることができる。

2 審査会は、前項の規定による申出を受けた場合において、条例第8条第1項の規定により当該公文書又は当該保有個人情報の提示を求めようとするときは、当該諮問庁の意見を聴かななければならない。

(審査請求人等の意見の聴取)

第4条 審査会は、審査会に提出された意見書又は資料について、条例第8条第4項の規定に基づき鑑定を求めようとするときは、当該意見書又は資料を提出した審査請求人、参加人又は諮問庁の意見を聴かななければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

(公表)

第5条 審査会は、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 会議の開催に関すること。
- (2) 諮問に対する答申の内容に関すること。
- (3) 実施機関への建議の内容に関すること。
- (4) その他審査会が必要と認めたこと。

(庶務)

第6条 審査会の庶務は、伊賀南部環境衛生組合事務局総務室において行う。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成29年7月1日から施行する。

(伊賀南部環境衛生組合情報公開審査会規則及び伊賀南部環境衛生組合個人情報保護審査会規則の廃止)

2 次に掲げる規則は、廃止する。

(1) 伊賀南部環境衛生組合情報公開審査会規則(平成19年規則第2号)

(2) 伊賀南部環境衛生組合個人情報保護審査会規則(平成19年規則第3号)

○伊賀南部環境衛生組合行政不服審査会条例

制定 平成28年2月29日条例第1号

(設置)

第1条 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の規定に基づき、同法の規定によりその権限に属させられた事項を処理するため、伊賀南部環境衛生組合行政不服審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(組織)

第2条 審査会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、非常勤とする。

(委員)

第3条 委員は、優れた識見を有する者のうちから、管理者が委嘱する。

2 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

3 管理者は、委員が心身の故障のために職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合には、その委員を罷免することができる。

4 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長)

第4条 審査会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(専門委員)

第5条 審査会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、管理者が委嘱する。

3 専門委員は、その者の委嘱に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱されるものとする。

4 専門委員は、非常勤とする。

5 専門委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会議)

第6条 審査会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員又は専門委員は、自己の利害に関係する議事に参与することができない。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審査会の調査審議の手續に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第8条 第3条第4項及び第5条第5項の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日（次項において「施行日」という。）から施行する。

(委員の任期の特例)

2 施行日以後最初に委嘱される審査会の委員の任期は、第3条第2項本文の規定にかかわらず、平成29年6月30日までとする。

○伊賀南部環境衛生組合審査請求等における提出書

類等の写し等の交付に係る手数料に関する条例

制定 平成 28 年 2 月 29 日 条例第 2 号

改正 令和元年 10 月 23 日 条例第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号。以下「法」という。）第 38 条第 6 項の規定により読み替えて適用する同条第 4 項（他の法律において準用する場合を含む。）及び法第 81 条第 3 項の規定により読み替えて準用する法第 78 条第 4 項に規定する手数料（以下単に「手数料」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(手数料の額等)

第 2 条 法第 38 条第 1 項（他の法律において準用する場合を含む。）又は法第 81 条第 3 項の規定により準用する法第 78 条第 1 項の規定による交付を受ける者は、別表に定める額の手数料を納めなければならない。

2 手数料は、現金で前納しなければならない。

(手数料の減免)

第 3 条 審理員（法第 9 条第 1 項ただし書（他の法律において準用する場合を含む。）の規定により審理員を指名しない場合にあつては、審査庁。次項において同じ。）又は伊賀南部環境衛生組合行政不服審査会（以下「審査会」という。）は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。

2 前項の規定による手数料の減額又は免除を受けようとする者は、前条第 1 項の交付を求める際に、併せて当該減額又は免除を求める旨及びその理由を記載した書面を審理員又は審査会に提出しなければならない。

3 前項の書面には、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 11 条第 1 項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあつては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあつては当該事実を証明する書面を、それぞれ添付しなければならない。

附 則

この条例は、平成２８年４月１日から施行する。

附 則（令和元年１０月２３日条例第３号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第２条関係）

区分	交付の方法	単位	額
文書又は図画	複写機により 用紙に複写し たもの	用紙１枚（日本産業規格Ａ列 ３番（以下「Ａ３判」という。） を超える大きさの用紙につ いては、Ａ３判に換算した枚 数として算定し、両面に複写 した場合にあっては、片面を １枚として算定する。）につ き	白黒 １０円
			カラー ５０円
電 磁 的 記 録 （法第３８条 第１項に規定 する電磁的記 録をいう。）	用紙に出力し たもの	用紙１枚（Ａ３判を超える大 きさの用紙については、Ａ３ 判に換算した枚数として算 定し、両面に出力した場合に あっては、片面を１枚として 算定する。）につ	白黒 １０円
			カラー ５０円

○伊賀南部環境衛生組合所管施設防犯カメラの設置 等に関する規程

制定 令和3年10月1日規程第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、犯罪の予防その他公共の安全と秩序の維持を図ることを目的として、住民の権利利益の保護に配慮しつつ、組合施設（管理者が管理する施設をいい、その敷地を含む。以下同じ。）に設置する防犯カメラに関し、伊賀南部環境衛生組合個人情報保護条例（平成19年条例第2号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯カメラ 前条に定める目的のため、特定の場所に継続的に設置する撮影装置であって、映像表示装置に画像を映し出すことのできるものをいう。
- (2) 画像データ 防犯カメラにより撮影され、又は録画された画像を記録媒体に保存したものをいう。
- (3) 個人情報 画像データにより、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。
- (4) 記録媒体 電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって電子計算機による情報処理の用に供されるものに係るハードディスク、メモリーカード、光学ディスク等の記録媒体をいう。

(防犯カメラの設置に係る留意事項)

第3条 防犯カメラを設置するに当たっては、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 防犯カメラの撮影の対象となる区域（以下「撮影対象区域」という。）は、その設置の目的の達成に必要最小限の区域とし、個人の住居その他の私的な空間が撮影対象区域とならないよう努めること。
- (2) 防犯カメラを設置している場所において、できるだけ公衆の見やすい箇所に、

防犯カメラを設置している旨を表示すること。

(管理責任者等)

第4条 防犯カメラの設置並びに画像データの管理及び運用に関する事務を適正に行うため、管理責任者及び管理担当者を置く。

2 管理責任者は、業務室長の職にある者をもって充てる。

3 管理担当者は、管理責任者の指揮監督の下にある職員のうちから、当該管理責任者が指名する。

4 管理責任者は第1項の事務を統括管理し、管理担当者は管理責任者の指示に従い当該事務を行うものとする。

5 管理責任者、管理担当者又は次条第1項第2号ただし書の規定により画像データの閲覧若しくは利用をした職員は、第1項の事務又は当該閲覧若しくは利用により知り得た情報を漏らしてはならない。管理責任者、管理担当者又は職員でなくなった後も、また、同様とする。

(データの管理)

第5条 管理担当者以外の者は、記録媒体又は画像データについて、次に掲げることを行ってはならない。

(1) 画像データを防犯カメラ（記録媒体に録画をする機能を有するものに限る。以下この条において同じ。）から取り出すこと。

(2) 記録媒体の画像データの閲覧、複製の作成、利用又は他の者への提供をすること。ただし、次項ただし書各号に掲げる場合において、管理担当者が防犯カメラから取り出した画像データの閲覧又は利用をするときは、この限りでない。

2 管理担当者は、撮影対象区域の状況を撮影できるように、常時、記録媒体を防犯カメラに装着しておかなければならない。ただし、次に掲げる場合において、管理担当者が、管理責任者の承認を得て画像データを防犯カメラから取り出すときは、この限りでない。

(1) 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第197条第2項の規定による報告の求めがあった場合その他第1条に定める目的のために画像データを利用し、又は管理者以外の者へ提供する場合

(2) 前号に掲げるもののほか、個人情報が含まれている画像データについて、条例第6条第1項に規定する目的外利用又は外部提供をする場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、組合施設、防犯カメラ又は画像データの管理上必要である場合

3 管理担当者は、前項ただし書の場合には、その取り出した記録媒体及びその画

像データを管理責任者の指示の下、適切に保管するものとし、並びにその保管する場所から当該記録媒体又はその画像データを持ち出し、又はそれらを当該場所に返却するときには、あらかじめ、管理責任者の承認を得なければならない。

4 前項に定めるもののほか、管理担当者は、第2項ただし書の場合において、記録媒体に記録された画像データの利用、提供等をするときは、管理責任者の指示の下、次に掲げることを行わなければならない。

(1) その理由、期日及び画像データの内容（当該画像データを提供する場合にあっては、これらの事項及びその相手方の名称等）を記載した記録書を作成し、並びに当該画像データについて次項に定める期間内保存すること。

(2) 当該画像データに個人情報を含む場合においては、条例の趣旨を踏まえ、必要以上に個人情報が公開されることがないように必要な措置を講じる等、個人情報の保護及び適正な管理のための措置を講じること。

(3) 管理担当者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録するときは、管理責任者が指定する職員以外の者の利用を制限したファイルに記録すること。

5 管理責任者及び管理担当者は、画像データについて、防犯カメラにおける記録上限を超えて自動で上書きされるまでの期間（管理責任者が第1条に定める目的の達成に必要と認める場合にあっては、管理責任者が定める期間）保存しなければならない。

6 管理担当者は、管理責任者の指示の下、前項に規定する保存期間が経過した画像データを直ちに消去しなければならない。

7 管理担当者は、画像データを記録した記録媒体その他画像データを化体する物件（以下「記録媒体等」という。）を廃棄する際は、管理責任者の指示の下、粉碎、細断、破壊その他の当該記録媒体等を復元することができないようにするための方法により確実に行わなければならない。

（その他）

第6条 この規程に定めるもののほか、防犯カメラの設置等について必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

第5編 人 事

第1章 定数・任用

○伊賀南部環境衛生組合職員定数条例

制定 昭和47年3月10日条例第2号
改正 昭和48年3月14日条例第1号
〃 昭和50年6月26日条例第3号
〃 昭和63年3月29日条例第7号
〃 昭和63年7月4日条例第22号
〃 平成4年7月14日条例第2号
〃 平成19年2月26日条例第4号
〃 令和元年10月23日条例第2号

(定義)

第1条 この条例で職員とは、伊賀南部環境衛生組合に常時勤務する職員（臨時職員（臨時の職に関する場合において臨時的に任用される職員に限る。）を除く。）をいう。

(定数)

第2条 職員の定数は、76人とする。

(配分)

第3条 前条に掲げる職員の定数の配分は、任命権者が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和48年3月14日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和50年6月26日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和63年3月29日条例第7号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和63年7月4日条例第22号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和63年4月1日から適用する。

附 則（平成４年７月１４日条例第２号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成１９年２月２６日条例第４号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年１０月２３日条例第２号）

この条例は、令和２年４月１日から施行する。

○管理職員等の範囲を定める規則

制定 昭和63年3月31日公平委員会規則第1号

改正 昭和63年9月6日公平委員会規則第2号

〃 平成3年4月12日公平委員会規則第1号

〃 平成4年5月11日公平委員会規則第1号

〃 平成10年7月30日公平委員会規則第1号

〃 平成15年4月17日公平委員会規則第1号

〃 平成16年4月21日公平委員会規則第1号

〃 平成18年8月7日公平委員会規則第1号

〃 平成20年4月23日公平委員会規則第1号

〃 平成22年6月4日公平委員会規則第1号

〃 平成24年4月6日公平委員会規則第1号

(目的)

第1条 この規則は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第52条第4項の規定に基づき、法第52条第3項ただし書に規定する管理職員等の範囲を定めることを目的とする。

(管理職員等の範囲)

第2条 伊賀南部環境衛生組合に勤務する職員のうち管理職員等は、事務局長、理事、担当監、室長及び担当室長とする。

(管理職員等の変更についての通知)

第3条 任命権者は、管理職員等若しくはこれに相当すると認められる職員の職の改廃若しくは新設があったとき、又は管理職員等に異動があったときは、速やかにその旨を公平委員会に通知しなければならない。

附 則

この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則 (昭和63年9月6日公平委員会規則第2号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和63年7月1日から適用する。

附 則 (平成3年4月12日公平委員会規則第1号)

この規則は、公布の日から施行し、平成3年4月1日から適用する。

附 則 (平成4年5月11日公平委員会規則第1号)

この規則は、公布の日から施行し、平成4年4月1日から適用する。

附 則 (平成10年7月30日公平委員会規則第1号)

この規則は、公布の日から施行し、平成１０年７月１日から適用する。

附 則（平成１５年４月１７日公平委員会規則第１号）

この規則は、公布の日から施行し、平成１５年４月１日から適用する。

附 則（平成１６年４月２１日公平委員会規則第１号）

この規則は、公布の日から施行し、平成１６年４月１日から適用する。

附 則（平成１８年８月７日公平委員会規則第１号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の管理職員等の範囲を定める規則の規定は、平成１８年７月１日から適用する。

附 則（平成２０年４月２３日公平委員会規則第１号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の管理職員等の範囲を定める規則の規定は、平成２０年４月１日から適用する。

附 則（平成２２年６月４日公平委員会規則第１号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の管理職員等の範囲を定める規則の規定は、平成２２年６月１日から適用する。

附 則（平成２４年４月６日公平委員会規則第１号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の管理職員等の範囲を定める規則の規定は、平成２４年４月１日から適用する。

○伊賀南部環境衛生組合定年退職者等の暫定再任用に関する規則

制定 令和5年1月16日規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、暫定再任用（伊賀南部環境衛生組合職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第1号）第2条において読み替えて準用する職員の定年の引上げ等のための関係条例の整備に関する条例（令和4年名張市条例第17号）附則第5項、第6項、第10項、第11項、第13項、第14項、第16項又は第17項の規定により採用することをいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(暫定再任用)

第2条 職員の暫定再任用については、名張市定年退職者等の暫定再任用に関する規則（令和4年名張市規則第43号）の規定を準用する。この場合において、同規則第1条中「職員の定年の引上げ等のための関係条例の整備に関する条例（令和4年条例第17号。以下「定年整備条例」という。）」とあるのは「伊賀南部環境衛生組合職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第1号）第2条において読み替えて準用する職員の定年の引上げ等のための関係条例の整備に関する条例（令和4年名張市条例第17号）（以下「定年整備条例」という。）」と、同規則第6条及び第7条中「市長」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。

2 暫定再任用をする場合における選考のための事務については、管理者が別に定める場合を除くほか、名張市の例による。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 第2条第2項に規定する事務及び同条第1項の規定により読み替えて準用する名張市定年退職者等の暫定再任用に関する規則第3条の規定による暫定再任用の手続は、この規則の施行前においても行うことができる。

○伊賀南部環境衛生組合職員の臨時的任用に関する規則

制定 令和元年 1 1 月 1 日規則第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 2 2 条の 3 第 4 項の規定に基づき、職員の臨時的任用に関し必要な事項を定めるものとする。

(臨時的任用)

第 2 条 職員の臨時的任用については、名張市職員の臨時的任用に関する規則（令和元年名張市規則第 2 1 号）の規定（第 1 条及び第 4 条の規定を除く。）を準用する。この場合において、第 2 条各号列記以外の部分中「地方公務員法」とあるのは「地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）」と読み替えるものとする。

(その他)

第 3 条 この規則に定めるもののほか、職員の臨時的任用に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

第2章 分限・懲戒

○伊賀南部環境衛生組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例

制定 昭和47年3月10日条例第7号

改正 昭和63年3月29日条例第11号

〃 平成11年12月28日条例第2号

〃 平成28年11月1日条例第8号

〃 令和元年10月23日条例第2号

〃 令和4年12月28日条例第1号

(この条例の目的)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第29条第4項の規定に基づき、職員の懲戒の手續及び効果に関し規定することを目的とする。

(懲戒の手續)

第2条 戒告、減給、停職又は懲戒処分としての免職の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行なわなければならない。

(減給の効果)

第3条 減給は、1日以上1年以下の期間、その発令の日に受ける給料の月額（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあっては、伊賀南部環境衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第1号）第2条において読み替えて準用する名張市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年名張市条例第12号）第22条に規定する報酬の額。以下同じ。）の5分の1を減ずるものとする。この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の月額の5分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

(停職の効果)

第4条 停職の期間は、1日以上1年以下とする。

2 停職者は、その職を保有するが職務に従事しない。

3 停職者は、停職の期間中いかなる給与も支給されない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 63 年 3 月 29 日条例第 11 号）

この条例は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 11 年 12 月 28 日条例第 2 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 28 年 11 月 1 日条例第 8 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前にした行為に係る減給及び停職の処分については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日前の行為及び同日以後の行為に係る一の減給又は停職の処分については、前項の規定にかかわらず、改正後の第 3 条又は第 4 条第 1 項の規定を適用する。

附 則（令和元年 10 月 23 日条例第 2 号）

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 12 月 28 日条例第 1 号）

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

○伊賀南部環境衛生組合職員の分限に関する条例

制定 昭和47年3月10日条例第9号

改正 昭和63年3月29日条例第13号

〃 平成元年3月10日条例第2号

〃 平成29年1月10日条例第1号

〃 令和元年10月23日条例第2号

〃 平成元年10月23日条例第4号

(この条例の目的)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第27条第2項並びに第28条第3項及び第4項の規定に基づき、職員の意に反する休職及び降給の事由、職員の意に反する降任、免職、休職及び降給の手続及び効果並びに失職の例外その他分限に関し規定することを目的とする。

(降給の種類)

第2条 降給の種類は、降格（職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）及び降号（職員の意に反して、当該職員の号級を同一の職務の級の下位の号級に変更することをいう。以下同じ。）とする。

(休職の事由)

第3条 任命権者は、職員が法第28条第2項各号の規定に該当する場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合においては、これを休職することができる。

(1) 組合の業務と関連のある法人又は公共的団体（以下この条において「団体等」という。）において、その職員の職務と関連があると認められるその団体等の業務に従事する場合

(2) 水難、火災その他の災害により、生死不明又は所在不明となった場合

(降格の事由)

第4条 任命権者は、職員が降任された場合のほか、次の各号のいずれかに掲げる事由に該当する場合において、必要があると認めるときは、当該職員を降格するものとする。
この場合において、第2号の規定により職員のうちいずれを降格させるかは、任命権者が、勤務成績、勤務年数その他の事実に基づき、公正に判断して定めるものとする。

(1) 次に掲げる事由のいずれかに該当する場合（職員が降任された場合を除く。）

ア 職員の法第23条の2第1項の人事評価の結果が最下位の段階として管理者が定める段階である場合（次条において「人事評価が最下位の段階である場合」という。）
その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績がよくないと認められる場合におい

て、指導その他の管理者が定める措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績がよい状態が改善されないときであって、当該職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することが困難であると認められるとき。

イ 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

ウ 職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することについての適格性を判断するに足りると認められる事実に基づき、当該適格性を欠くと認められる場合において、指導その他の管理者が定める措置を行ったにもかかわらず、当該適格性を欠く状態がなお改善されないとき（ア及びイに掲げる場合を除く。）。)

(2) 職制若しくは定員の改廃又は予算の減少により職員の属する職務の級の職の数に不足が生じた場合

(降号の事由)

第5条 任命権者は、職員の人事評価が最下位の段階である場合その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績がよいと認められる場合であり、かつ、その職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められる場合であって、指導その他の管理者が定める措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績がよい状態が改善されない場合において、必要があると認めるときは、当該職員を降号するものとする。

(降任、免職、休職等の手続)

第6条 任命権者は、法第28条第1項第2号の規定に該当するものとして職員を降任し、若しくは免職する場合、同条第2項第1号の規定に該当するものとして職員を休職する場合又は第4条第1号イの規定に該当するものとして職員を降格する場合においては、医師2名を指定してあらかじめ診断を行わせなければならない。

2 職員の意に反する降任、免職、休職又は降給の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

(休職の効果)

第7条 法第28条第2項第1号の規定に該当する場合における休職の期間は、3年を超えない範囲内において休職を要する程度に応じ個々の場合について任命権者が定める。

2 任命権者は、前項の規定による休職の期間中であっても、その事由が消滅したと認められるときは、すみやかに復職を命じなければならない。

3 法第28条第2項第2号の規定に該当する場合における休職の期間は、当該刑事事件が裁判所に係属する間とする。

4 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは、「法第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。

第8条 休職者は、職員としての身分を保有するが職務に従事しない。

2 休職者は、休職の期間中法令又は条例に別段の定めのある場合を除くほか、いかなる

給与も支給されない。

(失職の例外)

第9条 任命権者は、法第16条第1号に該当するに至った職員のうち、その罪が過失によるものであり、かつ、刑の執行を猶予された者については、情状により特にその職を失わないものとするができる。

2 前項の規定により、その職を失わなかった職員が、その刑の執行猶予の言渡しを取り消されたときは、その取り消しの日にその職を失う。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和63年3月29日条例第13号）

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成元年3月10日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年1月10日条例第1号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和元年10月23日条例第2号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和元年10月23日条例第4号）

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

○伊賀南部環境衛生組合職員の分限に関する条例施行規則

制定 平成 2 9 年 4 月 1 日規則第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、伊賀南部環境衛生組合職員の分限に関する条例（昭和 4 7 年条例第 9 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(人事評価の結果が最下位の段階として管理者が定める段階)

第 2 条 条例第 4 条第 1 号アの人事評価の結果が最下位の段階として管理者が定める段階は、伊賀南部環境衛生組合組織及び事務処理規程（昭和 4 6 年規程第 1 号）第 7 条の規定によりその例によるものとされる名張市人事評価の基準、方法等を定める規程（平成 2 8 年名張市規程第 8 号）第 4 条第 1 項の総合評価が最下位の段階とする。

(指導その他の管理者が定める措置)

第 3 条 条例第 4 条第 1 号ア及び第 5 条の管理者が定める措置は、次の各号のいずれかの措置とする。

- (1) 職員の上司等が、注意又は指導を繰り返し行うこと。
 - (2) 職員の転任その他の当該職員が従事する職務を見直すこと。
 - (3) 職員の矯正を目的とした研修の受講を命ずること。
 - (4) 前 3 号に掲げるもののほか、職員の矯正のために必要と認める措置を採ること。
- 2 条例第 4 条第 1 号ウの管理者が定める措置は、前項各号のいずれかの措置のほか、職員が行方不明の場合における当該職員の所在が明らかでないことの確認等適格性を欠いた状態が改善されないことを確認するために必要と認められる措置とする。

附 則

この規則は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

○伊賀南部環境衛生組合職員の定年等に関する条例

制定 昭和59年7月12日条例第1号

改正 昭和63年3月29日条例第19号

〃 平成13年3月26日条例第1号

〃 令和4年12月28日条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第2項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項及び第2項、第28条の6第3項並びに第28条の7の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の定年等)

第2条 職員の定年等については、名張市職員の定年等に関する条例（昭和59年名張市条例第11号）及び職員の定年の引上げ等のための関係条例の整備に関する条例（令和4年名張市条例第17号）の規定を準用する。この場合において、当該規定中「市長」とあるのは「管理者」と、同条例附則第10項中「市がその組織に加わっている一部事務組合又は広域連合（以下「一部事務組合等」という。）」とあるのは「伊賀南部環境衛生組合を組織する市」と、同条例附則第11項、第16項及び第17項中「一部事務組合等」とあるのは「伊賀南部環境衛生組合を組織する市」とする。

附 則

この条例は、昭和60年3月31日から施行する。ただし、この条例において準用する名張市職員の定年等に関する条例第5条の規定は、公布の日から施行する。

附 則（昭和63年3月29日条例第19号）

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月26日条例第1号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（令和4年12月28日条例第1号）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

○職員の定年の引上げ等のための関係条例の整備に関する条例（抄）

制定 令和４年１２月２８日条例第１号

（伊賀南部環境衛生組合職員の再任用に関する条例の廃止）

第６条 伊賀南部環境衛生組合職員の再任用に関する条例（平成１３年条例第２号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和５年４月１日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（地方公務員法の一部を改正する法律附則第２条第３項に規定する条例で定める年齢）

- 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和３年法律第６３号）附則第２条第３項に規定する条例で定める年齢は、年齢６０年とする。

○伊賀南部環境衛生組合職員の定年等に関する規則

制定 令和5年1月16日規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、伊賀南部環境衛生組合職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第1号）第2条において読み替えて準用する名張市職員の定年等に関する条例（昭和59年名張市条例第11号）及び職員の定年の引上げ等のための関係条例の整備に関する条例（令和4年名張市条例第17号）の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の定年等)

第2条 職員の定年等については、名張市職員の定年等に関する規則（令和4年名張市規則第42号）の規定を準用する。この場合において、同規則第1条中「名張市職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第11号。以下「条例」という。）」とあるのは「伊賀南部環境衛生組合職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第1号）第2条において読み替えて準用する名張市職員の定年等に関する条例（昭和59年名張市条例第11号）（以下「条例」という。）及び職員の定年の引上げ等のための関係条例の整備に関する条例（令和4年名張市条例第17号）（以下「定年整備条例」という。）」と、同規則本則中「市長」とあるのは「管理者」と、同規則附則第2項中「職員の定年の引上げ等のための関係条例の整備に関する条例（令和4年条例第17号。以下「定年整備条例」という。）」とあるのは「定年整備条例」と、同規則附則第7項第3号中「職員の給与に関する条例（昭和32年条例第3号）附則第30項から第37項までの規定」とあるのは「伊賀南部環境衛生組合職員の給与に関する条例（昭和47年条例第3号）第2条第1項において読み替えて準用する職員の給与に関する条例（昭和32年名張市条例第3号）附則第30項から第37項までの規定又は伊賀市におけるこれに相当する規定」と、同項第4号中「名張市職員の退職手当に関する条例（昭和38年条例第5号）」とあるのは「伊賀南部環境衛生組合職員の退職手当に関する条例（昭和47年条例第5号）第2条において読み替えて準用する名張市職員の退職手当に関する条例（昭和38年名張市条例第5号）」と、様式中「名張市長」とあるのは「伊賀南部環境衛生組合管理者」と、「名張市職員の定年等に関する規則」とあるのは「伊賀南部環境衛生組合職員の定年等に関する規則（令和5年伊賀南部環境衛生組合規則第1号）第2条において読み替えて準用する名張市職員の定年等に関する規則」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

○伊賀南部環境衛生組合職員の退職管理に関する規則

制定 平成28年4月1日規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第38条の2及び第60条第4号から第7号までの規定に基づき、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者)

第2条 法第38条の2第1項に規定する離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として規則で定めるものは、再就職者（同項に規定する再就職者をいう。以下同じ。）が離職前5年間に就いていた職が廃止された場合における当該再就職者が当該職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員（同項に規定する役職員をいう。以下同じ。）が属する執行機関の組織等（同項に規定する地方公共団体の執行機関の組織等をいう。以下同じ。）に属する役職員（当該再就職者が当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等の役職員を除く。）とする。

(子法人)

第3条 法第38条の2第1項に規定する国家公務員法（昭和22年法律第120号）第106条の2第1項に規定する子法人の例を基準として規則で定めるものは、一の営利企業等（法第38条の2第1項に規定する営利企業等をいう。以下同じ。）が株主等（株主若しくは社員又は発起人その他の法人の設立者をいう。）の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成17年法律第86号）第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。）の総数の100分の50を超える数の議決権を保有する法人をいい、一の営利企業等及びその子法人又は一の営利企業等の子法人が株主等の議決権の総数の100分の50を超える数の議決権を保有する法人は、当該営利企業等の子法人とみなす。

(退職手当通算法人)

第4条 法第38条の2第2項に規定する規則で定める法人は、地方独立行政法人のほか、管理者が別に定める法人とする。

(退職手当通算予定職員)

第5条 法第38条の2第3項に規定する特別の事情がない限り引き続いて選考による採用が予定されている者のうち規則で定めるものは、退職手当通算法人の役員又は退職手当通算法人に使用される者となるため退職した場合に伊賀南部環境衛生組合職員の退職

手当に関する条例（昭和47年条例第5号）第2条において準用する名張市職員の退職手当に関する条例（昭和38年名張市条例第5号）の規定による退職手当の支給を受けないこととされている者とする。

（内部組織の長に準ずる職）

第6条 法第38条の2第4項に規定する地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長の職に準ずる職であつて規則で定めるものは、伊賀南部環境衛生組合組織及び事務処理規程（昭和46年規程第1号）第6条に規定する事務局長及び理事の職とする。

（内部組織の長等に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者）

第7条 法第38条の2第4項に規定する地方自治法第158条第1項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長又は前条で定める職（以下この条において「内部組織の長等の職」という。）に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として規則で定めるものは、再就職者が離職した日の5年前の日より前に就いていた内部組織の長等の職が廃止された場合における当該再就職者が当該内部組織の長等の職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員が属する執行機関の組織等（当該再就職者が当該内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。）に属する役職員とする。

（在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者）

第8条 法第38条の2第5項に規定する在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として規則で定めるものは、再就職者が離職前に就いていた職が廃止された場合における当該再就職者が当該職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員が属する執行機関の組織等（当該再就職者が当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。）に属する役職員とする。

（地方公共団体等の事務又は事業と密接な関連を有する業務）

第9条 法第38条の2第6項第1号に規定する地方公共団体又は国の事務又は事業と密接な関連を有する業務として規則で定めるものは、地方独立行政法人及び第4条の管理者が別に定める法人が行う業務とする。

（行政庁等への権利行使等に類する場合）

第10条 法第38条の2第6項第2号に規定する規則で定める場合は、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分がされていないと思料するときに、当該処分をする権限を有する行政庁に対し、その旨を申し出て、当該処分をすることを求める場合とする。

（再就職者による依頼等により公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合）

第11条 法第38条の2第6項第6号に規定する規則で定める場合は、同号の要求又は

依頼に係る職務上の行為が電気、ガス若しくは水道水の供給又は日本放送協会による放送の役務の給付を受ける契約に関する職務その他役職員の裁量の余地が少ない職務に関するものである場合とする。

(再就職者による依頼等の承認の手続)

第12条 法第38条の2第6項第6号の任命権者の承認(以下この条において「依頼等の承認」という。)を得ようとする再就職者は、次に掲げる事項を記載した再就職者による依頼等承認申請書(様式第1号)を任命権者に提出しなければならない。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 離職時の職
- (4) 再就職者が現にその地位に就いている営利企業等の名称
- (5) 再就職者が現にその地位に就いている営利企業等の業務内容
- (6) 離職前5年間(再就職者が法第38条の2第4項に規定する職に就いていた場合にあっては、当該職に就いていた期間を含む。)の在職状況及び職務内容
- (7) 当該依頼等の承認の申請に係る職員の職又は特定地方独立行政法人の役員の職及びその職務内容
- (8) 当該依頼等の承認の申請に係る法第38条の2第6項第6号の要求又は依頼の対象となる契約等事務(同条第1項に規定する契約等事務をいう。)
- (9) 当該依頼等の承認の申請に係る法第38条の2第6項第6号の要求又は依頼の内容
- (10) その他参考となるべき事項

(離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者)

第13条 法第60条第4号に規定する離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として規則で定めるものは、第2条に定めるものとする。

(内部組織の長に準ずる職)

第14条 法第60条第5号に規定する地方自治法第158条第1項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長の職に準ずる職であって規則で定めるものは、第6条に定めるものとする。

(内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者)

第15条 法第60条第5号に規定する地方自治法158条第1項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長又は前条で定める職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として規則で定めるものは、第7条に定めるものとする。

(在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者)

第16条 法第60条第6号の在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として規則で定めるものは、第8条に定めるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

再就職者による依頼等の承認申請書

年 月 日

任命権者 宛

申請者 住所

氏名

印

電話番号

地方公務員法第38条の2第6項第6号の承認を下記のとおり申請します。

記

1 再就職者

(ふりがな)(氏 名	生年月日(年齢) 年 月 日生(歳)
勤務先(営利企業等)の名称	勤務先における地位(役職等)
勤務先の業務内容	

2 離職時及び離職前の状況

離職日	年 月 日	離職時の職	
離職前5年間の在職状況	所属・職	在職期間	職務内容
		自 年 月 日 至 年 月 日	
		自 年 月 日 至 年 月 日	
		自 年 月 日 至 年 月 日	
		自 年 月 日 至 年 月 日	
		自 年 月 日 至 年 月 日	
		自 年 月 日 至 年 月 日	
		自 年 月 日 至 年 月 日	

3 要求又は依頼する事項と勤務先との契約等の関係

在職していた執行機関の組織等において自らが締結を決定した勤務先又はその子法人との契約に関する要求又は依頼	☐ 該当する	☐ 該当しない
在職していた執行機関の組織等において自らが決定した勤務先又はその子法人に対する処分に関する要求又は依頼	☐ 該当する	☐ 該当しない

4 要求又は依頼の対象となる職員

(ふりがな)() 氏 名	
所属	職
職務内容	

5 要求又は依頼の対象となる契約等事務の内容

☐ 電気、ガス又は水道水の供給又は日本放送協会による放送の役務の給付を受ける契約に関する職務に関するもの
☐ その他職員の裁量の余地が少ない職務に関するもの
職務の内容及び職務に係る職員の裁量の程度
☐ 上記の2項目のいずれにも該当しない

6 要求又は依頼の具体的な内容

--

7 その他参考事項

--

- (注) 1 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。
- 2 ※欄は、申請者が地方公務員法第38条の2第4項又は第8項に規定する職に就いていた場合にあっては、当該職に就いていた期間まで遡って記入すること。
- 3 □のある欄は、該当する□内にレ印を記入すること。

第3章 服 務

○伊賀南部環境衛生組合職員の服務の宣誓に関する条例

制定 昭和47年3月10日条例第8号

改正 昭和63年3月29日条例第12号

改正 令和 3年6月 4日条例第1号

(この条例の目的)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第31条の規定に基づき、職員の服務の宣誓に関し規定することを目的とする。

(職務の宣誓)

第2条 新たに職員となった者は、別記様式による宣誓書に署名してからでなければその職務を行ってはならない。

(権限の委任)

第3条 この条例に定めるものを除く外、職員の服務の宣誓に関し必要な事項は、任命権者が定めることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和63年3月29日条例第12号）

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（令和3年6月4日条例第1号）

この条例は、交付の日から施行する。

別記様式

宣 誓 書

私はここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、且つ擁護することを固く誓います。

私は、地方自治の本旨を体するとともに公務を民主的且つ、能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実且つ、公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日

氏 名

○職務に専念する義務の特例に関する条例

制定 昭和47年3月10日条例第6号

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第35条の規定に基づき、職務に専念する義務の特例に関し規定することを目的とする。

(職務に専念する義務の免除)

第2条 職員は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、あらかじめ任命権者又はその委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。

- (1) 研修を受ける場合
- (2) 厚生に関する計画の実施に参加する場合
- (3) 前2号に規定する場合を除くほか、任命権者が定める場合

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○伊賀南部環境衛生組合の休日を定める条例

制定 平成元年 3 月 1 0 日 条例第 1 号

改正 平成 4 年 1 1 月 5 日 条例第 3 号

(組合の休日)

第 1 条 次の各号に掲げる日は、伊賀南部環境衛生組合（以下「組合」という。）の休日とし、組合の機関の執務は、原則として行わないものとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日
- (3) 1 2 月 2 9 日から翌年の 1 月 3 日までの日(前号に掲げる日を除く。)

2 前項の規定は、組合の休日に組合の機関がその所掌事務を遂行することを妨げるものではない。

(期限の特例)

第 2 条 組合の機関に対する申請、届出その他の行為の期限で条例又は規則で規定する期間（時をもって定める期間を除く。）をもって定めるものが組合の休日に当たるときは、組合の休日の翌日をもってその期限とみなす。ただし、条例又は規則に別段の定めがある場合は、この限りではない。

附 則

この条例は、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

附 則（平成 4 年 1 1 月 5 日 条例第 3 号）

この条例は、規則で定める日から施行する。

○伊賀南部環境衛生組合の休日を定める条例の施行期日 を定める規則

制定 平成元年4月25日規則第1号

伊賀南部環境衛生組合の休日を定める条例（平成元年条例第1号）附則に規定する規則で定める日は、平成元年6月4日とする。

○伊賀南部環境衛生組合の休日を定める条例の一部を改 正する条例の施行期日を定める規則

制定 平成4年12月25日規則第6号

伊賀南部環境衛生組合の休日を定める条例の一部を改正する条例（平成4年条例第3号）附則に規定する規則で定める日は、平成5年1月1日とする。

○伊賀南部環境衛生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例

制定 昭和47年3月10日条例第4号

改正 昭和63年3月29日条例第9号

〃 平成7年7月31日条例第1号

〃 平成28年11月1日条例第7号

〃 令和4年12月28日条例第1号

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(勤務時間、休日及び休暇等)

第2条 職員の勤務時間、休日及び休暇等については、名張市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年名張市条例第4号）その他職員の勤務時間、休日及び休暇に関する名張市の条例の規定を準用する。この場合において、当該規定中「市長」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。

附 則（昭和63年3月29日条例第9号）

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成7年7月31日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行し、平成7年4月1日から適用する。

附 則（平成28年11月1日条例第7号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年12月28日条例第1号）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

○伊賀南部環境衛生組合職員の勤務時間、休日及び休暇 に関する規則

制定 平成 7 年 7 月 3 1 日規則第 2 号

改正 平成 1 7 年 6 月 2 7 日規則第 4 号

伊賀南部環境衛生組合職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する規則（平成 6 年規則第 2 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規則は、伊賀南部環境衛生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和 4 7 年条例第 4 号）の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する事項については、別に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（勤務時間、休日及び休暇等）

第 2 条 職員の勤務時間、休日及び休暇等については、名張市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成 7 年名張市規則第 5 号）を準用する。この場合において、同規則中「市長」とあるのは「管理者」と、同規則第 2 条中「午前 8 時 3 0 分」とあるのは「午前 8 時 1 5 分」と、「午後 5 時 1 5 分」とあるのは「午後 5 時」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 7 年 7 月 3 1 日規則第 2 号）

この規則は、公布の日から施行し、平成 7 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 1 7 年 6 月 2 7 日規則第 4 号）

この規則は、平成 1 7 年 7 月 1 日から施行する。

○伊賀南部環境衛生組合会計年度任用職員の勤務時間、 休暇等に関する規則

制定 令和元年 1 1 月 1 日規則第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、伊賀南部環境衛生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和 4 7 年条例第 4 号）第 2 条において読み替えて準用する名張市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年名張市条例第 4 号）第 1 7 条の規定に基づき、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 2 2 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の勤務時間、休暇等に関する基準を定めるものとする。

(勤務時間、休暇等)

第 2 条 会計年度任用職員の勤務時間、休暇等については、名張市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和元年名張市規則第 2 0 号）の規定（第 1 条及び第 6 条の規定を除く。）を準用する。この場合において、これらの規定中「市長」とあるのは「管理者」と、第 2 条中「法」とあるのは「地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号。以下「法」という。）」と、第 5 条第 2 項第 3 号中「名張市職員の勤務時間、休暇等に関する条例」とあるのは「伊賀南部環境衛生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和 4 7 年条例第 4 号）第 2 条において読み替えて準用する名張市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年名張市条例第 4 号）」と読み替えるものとする。

(その他)

第 3 条 この規則に定めるもののほか、会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

○伊賀南部環境衛生組合職員の育児休業等に関する条例

制定 平成4年3月16日条例第2号

改正 平成11年12月28日条例第3号

〃 平成19年12月28日条例第7号

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、第14条及び第15条（これらの規定を同法第17条において準用する場合を含む。）、第17条、第18条第3項並びに第19条第1項及び第2項の規定に基づき、職員の育児休業に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用)

第2条 職員の育児休業に関する取扱い等については、育児休業法に基づき、名張市が定める職員の育児休業等に関する条例を準用する。

附 則

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成11年12月28日条例第3号）

この条例は、平成12年1月1日から施行する。

附 則（平成19年12月28日条例第7号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

○伊賀南部環境衛生組合職員の育児休業等に関する規則

制定 平成4年4月10日規則第2号

(趣旨)

第1条 伊賀南部環境衛生組合職員の育児休業等については、別に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(準用)

第2条 伊賀南部環境衛生組合職員の育児休業に関する取扱い等については、名張市職員の育児休業等に関する規則を準用する。この場合において、同規則中「市長」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成4年4月1日から適用する。

○伊賀南部環境衛生組合における次世代育成支援対策推進法及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則

制定 平成28年4月1日規則第2号

次世代育成支援対策推進法施行令（平成15年政令第372号）第2項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令（平成27年政令第318号）第1条第2項の規定に基づき、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第19条第1項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第15条第1項の地方公共団体の機関、その長又はその職員で規則で定めるものは、次の表の左欄に掲げるものとし、それぞれ同表の右欄に掲げる職員についての特定事業主行動計画を策定するものとする。

伊賀南部環境衛生組合管理者	伊賀南部環境衛生組合管理者が任命する職員
伊賀南部環境衛生組合議会の議長	伊賀南部環境衛生組合議会の議長が任命する職員
伊賀南部環境衛生組合代表監査委員	伊賀南部環境衛生組合代表監査委員が任命する職員
伊賀南部環境衛生組合公平委員会	伊賀南部環境衛生組合公平委員会が任命する職員

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

第4章 職員厚生

○伊賀南部環境衛生組合職員安全衛生管理規程

制定 平成7年11月16日規程第3号
改正 平成15年4月14日規程第3号
〃 平成21年5月21日規程第2号
〃 平成27年12月15日規程第1号
〃 平成30年5月7日規程第1号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）の規定に基づき、職員の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進するため、安全衛生管理体制の整備について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する職員。
- (2) 所属長 事務局長、室長及びこれらに準ずる者をいう。

(管理者の責務)

第3条 管理者は、法の定めるところにより、安全衛生管理業務を円滑に推進するよう努めるものとする。

(所属長の責務)

第4条 所属長は、職員の安全の確保と健康の保持増進に努めるとともに、快適な職場環境の実現に努めなければならない。

(職員の責務)

第5条 職員は、この規程に基づき実施する安全及び衛生に関する措置に協力しなければならない。

第2章 安全衛生管理

(総括安全衛生管理者)

第6条 法第10条第1項の規定に基づき、総括安全衛生管理者を置く。

- 2 総括安全衛生管理者には、事務局長をもって充てる。
- 3 総括安全衛生管理者は、安全管理者、衛生管理者を指揮し、次の業務を総括管理する。
 - (1) 職員の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること。
 - (2) 職員の安全又は衛生のための教育の実施に関すること。
 - (3) 健康診断の実施その他健康管理に関すること。
 - (4) 業務災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、業務災害を防止するために必要な措置に関すること。
- 4 総括安全衛生管理者が、やむを得ない理由によって職務を行うことができないときは、総務室長がその職務を代理する。

(安全管理者)

第7条 法第11条第1項の規定に基づき、安全管理者を置く。

- 2 安全管理者は、管理者が、選任する。
- 3 安全管理者は、総括安全衛生管理者の指揮に従い、前条第3項各号に掲げる業務のうち安全に係る技術的事項を管理するとともに、作業場を巡視し、設備、作業方法等に危険のおそれのあるときは、直ちに、その危険を防止するため必要な措置を講じるものとする。

(衛生管理者)

第8条 法第12条第1項の規定に基づき、衛生管理者を置く。

- 2 衛生管理者は、管理者が選任する。
- 3 衛生管理者は、第6条第3項各号に掲げる業務のうち衛生に係る技術的事項を管理するとともに、作業場を巡視し、設備、作業方法又は、衛生状態に有害のおそれのある時は、直ちに、職員の健康障害を防止するため必要な措置を講じるものとする。

(産業医)

第9条 法第13条の規定に基づき、産業医を置く。

- 2 産業医は、管理者が医師の中から選任する。
- 3 産業医は、次の業務を行う。
 - (1) 健康診断の実施その他職員の健康管理に関すること。
 - (2) 衛生教育その他職員の健康の保持増進を図るための措置で、医学に関する専門的知識を必要とするものに関すること。
 - (3) 職員の健康障害の原因調査及び再発防止のための医学的措置に関すること。
 - (4) 職場環境の巡視及び指導に関すること。
 - (5) その他職員の健康管理等についての医学的専門事項に関すること。
- 4 産業医は、前項各項に掲げる事項について、必要により管理者又は総括安全衛生管理者に対して指導又は助言することができる。

第3章 安全衛生委員会

(安全衛生委員会)

第10条 法第19条第1項の規定に基づき、安全衛生委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の業務)

第11条 委員会は、次の各号に定める事項を調査審議し、管理者に意見を述べるものとする。

- (1) 職員の危険及び健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。
- (2) 業務災害の原因及び再発防止の対策に関すること。
- (3) その他職員の安全及び健康障害の防止に関する重要事項。

(委員会の構成)

第12条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 総括安全衛生管理者
- (2) 安全管理者及び衛生管理者
- (3) 産業医
- (4) 第17条に定める部会長
- (5) 安全又は衛生に関し経験を有する職員のうちから管理者が指名した者

2 委員の定数は、13人以内とする。

(委員の任期)

第13条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任することができる。

(委員会の委員長)

第14条 委員会に委員長を置き、総括安全衛生管理者を持ってあてる。

2 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。

(委員会の会議)

第15条 委員会は、委員長が召集し、会議の議長となる。

2 委員の半数以上の者から請求があったときは、委員長は委員会を召集しなければならない。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開催することができない。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員会の庶務)

第16条 委員会の庶務は、総務室において処理する。

(部会)

第17条 委員会には、別表に掲げる専門部会（以下「部会」という。）を設置する。

2 部会は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 日常安全衛生活動の徹底
- (2) 安全衛生に関する実態の調査及び点検
- (3) 事故発生時における原因の調査・審議及び対策の援助
- (4) その他安全衛生確保の推進に資すること。

3 第13条から第15条までの規定は、第1項に規定する部会について準用する。ただし、この場合において、「委員会」とあるのは、「部会」と、「委員」とあるのは「部会委員」と、「委員長」とあるのは、「部会長」と、それぞれ読み替えるものとする。

第4章 健康診断

(健康診断)

第18条 法第66条第1項に基づき実施する健康診断は、定期健康診断その他必要と認められる健康診断とする。

2 職員は前項の規定により実施される健康診断を受診しなければならない。ただし、他の医師による健康診断を受け、その結果を証明する書面を提出したときは、この限りでない。

3 所属長は、健康診断が実施される場合においては、所属する職員が受診するよう措置しなければならない。

4 総括安全責任者は、健康診断を実施したときは、委員会及び本人にその結果を報告しなければならない。

(定期健康診断の実施)

第19条 定期健康診断は、毎年1回以上定期的に実施する。

2 定期健康診断の検査項目は、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第44条第1項各号に掲げる項目とする。ただし、同項第3号から第5号までに掲げる項目については、これを省略することができる。

3 その他健康診断の実施に関して必要な事項は、総括安全衛生管理者が別に定める。

(健康診断の事後措置)

第20条 総括安全衛生管理者は、前条の規定による健康診断の結果、職員の健康を保持するために必要と認めたときは、適切な措置を講じるものとする。

(補足)

第21条 この規程に定めるもののほか、職員の安全及び衛生に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年4月14日規程第3号）

この規程は、公布の日から施行し、改正後の伊賀南部環境衛生組合職員安全衛生管理規

程の規定は、平成１５年４月１日から適用する。

附 則（平成２１年５月２１日規程第２号）

この規程は、公表の日から施行し、改正後の伊賀南部環境衛生組合職員安全衛生管理規程の規定は、平成２１年４月１日から適用する。

附 則（平成２７年１２月１５日規程第１号）

この規程は、平成２８年４月１日から適用する。

附 則（平成３０年５月７日規程第１号）

この規程は、公布の日から施行し、改正後の第１２条第２項の規定は、平成３０年４月１日から適用する。

別 表（第 1 7 条関係）

部 会 名	構 成	部 会 長	委 員 構 成	事務担当
施設部会	クリーンセンター 最終処分場	部会委員からの互選とする。	総括安全衛生管理者が指名した者 4 人 (内、職員代表からの推薦 2 人)	業 務 室
収集部会	収 集	部会委員からの互選とする。	総括安全衛生管理者が指名した者 4 人 (内、職員代表からの推薦 2 人)	

○伊賀南部環境衛生組合議会の議員その他非常勤の職員 の公務災害補償等に関する条例

制定 昭和47年3月10日条例第11号

改正 昭和49年3月8日条例第1号

〃 昭和57年3月4日条例第3号

〃 昭和63年3月29日条例第15号

〃 平成7年11月16日条例第2号

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第69条及び第70条の規定に基づき、議会の議員その他非常勤の職員に対する公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。）又は通勤による災害に対する補償に関する制度等を定め、議会の議員その他非常勤の職員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

(職員)

第2条 この条例で「職員」とは、議会の議員、非常勤の監査委員その他非常勤の職員で労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用を受ける者以外の者をいう。

(準用)

第3条 この条例に定めるもののほか、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等の種類、手続き等は、名張市の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。

附 則（昭和49年3月8日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和48年12月1日から適用する。

附 則（昭和57年3月4日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和63年3月29日条例第15号）

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成7年11月16日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

○伊賀南部環境衛生組合職員及び議会の議員その他非常勤の職員の公務災害見舞金支給に関する条例

制定 昭和57年7月12日条例第2号

改正 昭和63年3月29日条例第18号

〃 平成5年11月18日条例第2号

(目的)

第1条 この条例は、職員及び議会の議員その他非常勤の職員（以下「職員等」という。）が公務上の災害を受けた場合において、当該職員等又はその遺族に対して支給する公務災害見舞金（以下「見舞金」という。）に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(支給範囲)

第2条 この条例による見舞金は、職員にあつては、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第45条、議会の職員その他非常勤の職員にあつては、伊賀南部環境衛生組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和47年伊賀南部環境衛生組合条例第11号）第3条の規定に基づき、災害が公務（通勤により生じたものを除く。）により生じたものであると認定された場合に支給するものとする。（見舞金の種類、金額等）

第3条 この条例に定めるもののほか、見舞金の種類、金額等については、名張市職員及び議会の議員その他非常勤の職員の公務災害見舞金支給に関する条例（昭和57年名張市条例第9号）を準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和57年7月1日以後に発生した公務上の災害に係るものについて適用する。

附 則（昭和63年3月29日条例第18号）

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成5年11月18日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行し、同日以後に発生した公務上の災害に係るものについて適用する。

第6編 給 与

第1章 報酬・費用弁償

○伊賀南部環境衛生組合議会の議員の議員報酬及び特別職の報酬並びに費用弁償に関する条例

制定 昭和46年2月17日条例第2号
改正 昭和48年10月12日条例第2号
〃 昭和50年2月5日条例第1号
〃 昭和50年6月26日条例第2号
〃 昭和54年7月9日条例第1号
〃 昭和55年3月10日条例第1号
〃 昭和63年3月29日条例第5号
〃 平成9年3月14日条例第1号
〃 平成9年7月17日条例第4号
〃 平成19年2月26日条例第5号
〃 平成20年10月27日条例第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条及び第203条の2の規定に基づき、議会の議員の議員報酬及び特別職の報酬（以下「報酬等」という。）並びに費用弁償の支給について必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 報酬等は、次のとおりとする。

(1)	議 長	年額	15,000円
(2)	副 議 長	年額	15,000円
(3)	議 員	年額	15,000円
(4)	管 理 者	年額	15,000円
(5)	副管理者	年額	15,000円
(6)	監査委員	年額	15,000円

- (7) 監査委員（議員選任） 年額 7, 5 0 0 円
- (8) 公平委員会委員 日額 6, 0 0 0 円
- (9) 産 業 医 年額 1 8 0, 0 0 0 円
- (10) その他非常勤の委員等 日額 7, 0 0 0 円

2 前項の規定による報酬等は、年額をもって定めるものは、9月及び3月の末日又は当該年度の末日、日額をもって定めるものは、その月における執務日数に応じてその時々支給する。ただし、年額を持って定めるものが年度途中において就職又は退職した場合は、年額を在職期間の月割りによって得た額を支給する。

3 前項の規定により9月に支給する年額をもって定める報酬等は、当該報酬等の年額の2分の1の額とし、3月にその残額を支給する。

4 前各項に定めるもののほか、報酬等の支給については、伊賀南部環境衛生組合職員に支給する給料の例による。

（費用弁償）

第3条 議会の議員及び特別職が公務のため旅行したときは、その旅行について、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、名張市の同職又は相当職に支給する旅費の例による。

3 前項に定めるもののほか、旅費の支給については、伊賀南部環境衛生組合職員に支給する旅費の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和45年11月13日から適用する。

附 則（昭和48年10月12日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和50年2月5日条例第1号）

この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則（昭和50年6月26日条例第2号）

1 この条例は、昭和50年6月20日から施行する。

2 改正後の規定は、昭和50年6月20日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則（昭和54年7月9日条例第1号）

1 この条例は、昭和54年7月5日から施行する。

2 改正後の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち旅行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

附 則（昭和５５年３月１０日条例第１号）

この条例は、昭和５５年４月１日から施行する。

附 則（昭和６３年３月２９日条例第５号）

この条例は、昭和６３年４月１日から施行する。

附 則（平成９年３月１４日条例第１号）

１ この条例は、平成９年４月１日から施行する。

２ 改正後の規定は、平成９年４月１日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則（平成９年７月１７日条例第４号）

この条例は、公布の日から施行し、平成９年４月１日から適用する。

附 則（平成１９年２月２６日条例第５号）

（施行期日）

１ この条例は、平成１９年４月１日から施行する。

（経過措置）

２ 地方自治法の一部を改正する法律（平成１８年法律第５３号）附則第３条第１項の規定により収入役として在職するものとされた者については、この条例による改正前の伊賀南部環境衛生組合特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例第２条第１項第６号の規定は、なおその効力を有する。

附 則（平成２０年１０月２７日条例第２号）

この条例は、公布の日から施行する。

○伊賀南部環境衛生組合議会等の要求により出頭した者 等の実費弁償に関する条例

制定 平成 2 5 年 2 月 1 5 日 条例第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 0 7 条及びその他の法令の規定により、議会等の要求に応じ出頭し、又は参加した者の実費弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(実費弁償)

第 2 条 前条に掲げる者に支給する実費弁償の額及び支給方法は、選挙管理委員会及び議会等の要求により出頭した者等の実費弁償に関する条例（昭和 3 1 年名張市条例第 1 8 号）を準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第2章 給料・手当等

○伊賀南部環境衛生組合職員の給与に関する条例

制定 昭和47年3月10日条例第3号

改正 昭和63年3月29日条例第8号

〃 昭和63年7月4日条例第23号

〃 平成9年3月14日条例第2号

〃 平成16年11月1日条例第2号

〃 平成28年2月29日条例第5号

〃 平成28年11月1日条例第7号

〃 令和4年12月28日条例第1号

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(給料等)

第2条 職員の給料等（特殊勤務手当を除く。以下同じ。）については、名張市の職員の給与に関する条例（昭和32年名張市条例第3号）その他職員の給与に関する名張市の条例の規定を準用する。この場合において当該規定「市長」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。

2 伊賀市からの派遣職員の給料等については、前項の規定にかかわらず、伊賀市職員の給与に関する条例（平成16年伊賀市条例第59号）その他職員の給与に関する伊賀市の条例の規定を準用する。この場合において当該規定「市長」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。

(特殊勤務手当)

第3条 特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないものに従事する職員に対し、その勤務の特殊性に応じて支給するものとする。

2 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。

- (1) 特定環境作業手当
- (2) 危険薬物取扱手当
- (3) 自動車運転手手当

3 前項に規定する手当の支給額は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額の範囲内において規則で定めるところにより支給する。

(1) 特定環境作業手当 日額によるもの 500円

(2) 危険薬物取扱手当 日額によるもの 500円

(3) 自動車運転手手当 日額によるもの 200円

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。

附 則（昭和63年3月29日条例第8号）

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（昭和63年7月4日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和63年4月1日から適用する。

附 則（平成9年3月14日条例第2号）

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成16年11月1日条例第2号）

この条例は、平成16年11月1日から施行する。

附 則（平成28年2月29日条例第5号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年11月1日条例第7号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年12月28日条例第1号）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

○伊賀南部環境衛生組合職員給与条例施行規則

- 制定 昭和47年4月1日規則第2号
- 改正 昭和48年8月1日規則第2号
- 〃 昭和51年5月14日規則第2号
- 〃 昭和53年10月1日規則第2号
- 〃 昭和55年5月10日規則第1号
- 〃 昭和56年4月1日規則第1号
- 〃 昭和56年6月1日規則第3号
- 〃 昭和63年3月29日規則第2号
- 〃 昭和63年7月4日規則第6号
- 〃 平成元年12月25日規則第1号
- 〃 平成2年4月16日規則第1号
- 〃 平成3年3月30日規則第2号
- 〃 平成4年3月27日規則第1号
- 〃 平成4年5月19日規則第3号
- 〃 平成5年1月14日規則第1号
- 〃 平成5年3月31日規則第2号
- 〃 平成7年3月31日規則第1号
- 〃 平成8年3月25日規則第1号
- 〃 平成9年3月14日規則第1号
- 〃 平成15年1月9日規則第2号
- 〃 平成15年4月1日規則第3号
- 〃 平成16年4月7日規則第3号
- 〃 平成17年3月25日規則第3号
- 〃 平成18年3月31日規則第2号
- 〃 平成18年7月14日規則第3号
- 〃 平成19年3月30日規則第4号
- 〃 平成20年4月25日規則第4号
- 〃 平成20年8月21日規則第5号
- 〃 平成23年5月5日規則第1号
- 〃 平成27年10月1日規則第1号
- 〃 平成27年12月15日規則第2号
- 〃 平成28年4月1日規則第1号

〃 平成30年4月1日規則第1号

(目的)

第1条 この規則は、伊賀南部環境衛生組合職員の給与に関する条例（昭和47年条例第3号。以下「条例」という。）の規定に基づき給与の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(給与等)

第2条 職員の給与等の支給に関しては、名張市の職員の給与の支給に関する規則（昭和32年名張市規則第4号）及び職員の給与の支給に関する規則の特例に関する規則（平成23年名張市規則第2号）の規定を準用する。この場合において、これらの規則の規定中「市長」とあるのは「管理者」と、「部長」とあるのは「事務局長」と読み替えるものとする。

(初任給、昇格等の基準)

第3条 職員の初任給、昇格、昇給等の基準については、名張市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成18年名張市規則第23号。以下「規則」という。）を準用する。この場合において、規則中「市長」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。

(特殊勤務手当)

第4条 条例第3条に規定する特殊勤務手当は、次の表に定める業務に従事する職員に対し支給する。

特定環境作業手当	次に掲げる場合であって、過酷な作業環境であると所属長が認定した場合において、収集又はクリーンセンター若しくは最終処分場の業務に従事したとき。 (1) 気象警報が発令されている場合 (2) 夏季（7月から9月まで）において、最高気温が摂氏35度以上の場合 (3) 冬季（12月から3月まで）において、最低気温が摂氏0度以下の場合	日額 500円
危険薬物取扱手当	最終処分場において、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）別表第1から別表第3までに掲げるものに該当する医薬品等を使用して行う作業に従事したとき。	日額 500円

自動車運転手 当	4輪自動車（特殊自動車を含む。）の運転に 従事したとき。	日額 200円
-------------	---------------------------------	---------

附 則

- 1 この規則は、昭和47年4月1日から施行する。
- 2 第5条の区分に掲げる職員に対する率は、平成15年1月1日から平成16年3月31日までの間、それぞれ対応する率から100分の2を減じた率とする。

附 則（昭和48年8月1日規則第2号）

この規則は、昭和48年8月1日から施行する。

附 則（昭和51年5月14日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和51年5月1日から適用する。

附 則（昭和53年10月1日規則第2号）

この規則は、昭和53年10月1日から施行する。

附 則（昭和55年5月10日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和55年4月1日から適用する。

附 則（昭和56年4月1日規則第1号）

この規則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（昭和56年6月1日規則第3号）

この規則は、昭和56年6月1日から施行する。

附 則（昭和63年3月29日規則第2号）

この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（昭和63年7月4日規則第6号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和63年4月1日から適用する。

附 則（平成元年12月25日規則第1号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成2年1月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の伊賀南部環境衛生組合職員給与条例施行規則第3条第2項の表に掲げる初任給は、当分の間、同表中「1級2号給」とあるのは「1級3号給」と、「1級3号給」とあるのは「1級4号給」とする。

附 則（平成2年4月16日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行し、平成2年4月1日から適用する。

附 則（平成3年3月30日規則第2号）

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成4年3月27日規則第1号）

この規則は、平成４年４月１日から施行する。

附 則（平成４年５月１９日規則第３号）

この規則は、公布の日から施行し、平成４年４月１日から適用する。

附 則（平成５年１月１４日規則第１号）

この規則は、公布の日から施行し、平成５年１月１日から適用する。

附 則（平成５年３月３１日規則第２号）

この規則は、平成５年４月１日から施行する。

附 則（平成７年３月３１日規則第１号）

この規則は、平成７年４月１日から施行する。

附 則（平成８年３月２５日規則第１号）

この規則は、平成８年４月１日から施行する。

附 則（平成９年３月１４日規則第１号）

この規則は、平成９年４月１日から施行する。

附 則（平成１５年４月１日規則第３号）

この規則は、平成１５年４月１日から施行する。

附 則（平成１５年１月９日規則第２号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成１５年４月１日規則第３号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成１６年４月７日規則第３号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の伊賀南部環境衛生組合職員給与条例施行規則の規定は、平成１６年４月１日から適用する。

附 則（平成１７年３月２５日規則第３号）

この規則は、平成１７年４月１日から施行する。

附 則（平成１８年３月３１日規則第２号）

この規則は、平成１８年４月１日から施行する。

附 則（平成１８年７月１４日規則第３号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の伊賀南部環境衛生組合職員給与条例施行規則の規定は、平成１８年７月１日から適用する。

附 則（平成１９年３月３０日規則第４号）

この規則は、平成１９年４月１日から施行する。

附 則（平成２０年４月２５日規則第４号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の伊賀南部環境衛生組合職員給与条例施行規則の規定は、平成２０年４月１日から適用する。

附 則（平成２０年８月２１日規則第５号抄）

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

附 則（平成23年5月5日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行し、平成23年1月1日から適用する。

附 則（平成27年10月1日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行し、平成27年10月1日から適用する。

附 則（平成27年12月15日規則第2号）

この規則は、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成28年4月1日規則第1号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年4月1日規則第1号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

○伊賀南部環境衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

制定 令和元年10月23日条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項及び第204条第3項の規定に基づき、地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(給料等)

第2条 会計年度任用職員の給与及び費用弁償については、名張市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年名張市条例第12号）の規定（第1条、第18条、第23条及び第36条の規定を除く。）を準用する。この場合において、同条例第2条第1号中「法」とあるのは「地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）」と、同条例第4条中「職員の給与に関する条例（昭和32年条例第3号。以下「給与条例」という。）」とあるのは「伊賀南部環境衛生組合職員の給与に関する条例（昭和47年条例第3号）第2条第1項において読み替えて準用する職員の給与に関する条例（昭和32年名張市条例第3号）（以下「給与条例」という。）」と、同条例第11条の表中「名張市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第12号）」とあるのは「伊賀南部環境衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第1号）第2条において読み替えて準用する名張市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年名張市条例第12号）（以下「名張市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」という。）」と、同条例第12条の表中「名張市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第4号）」とあるのは「伊賀南部環境衛生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和47年条例第4号）第2条において読み替えて準用する名張市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年名張市条例第4号）」と、同条例第19条第1項中「名張市職員の退職手当に関する条例（昭和38年条例第5号。以下「退職条例」という。）」とあるのは「伊賀南部環境衛生組合職員の退職手当に関する条例（昭和47年条例第5号）第2条において準用する名張市職員の退職手当に関する条例（昭和38年名張市条例第5号）（以下「退職条例」という。）」と、同条例第22条第3項中「名張市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第4号）」とあるのは「伊賀南部環境衛生組合職員の勤務時間、休暇等に

関する条例（昭和４７年条例第４号）第２条において読み替えて準用する名張市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成７年名張市条例第４号）」と、同条第５項中「市長」とあるのは「管理者」と、同条例第３３条第２項中「名張市職員の旅費に関する条例（昭和３７年条例第４号）」とあるのは「伊賀南部環境衛生組合職員の旅費に関する条例（昭和４６年条例第１号）第２条において準用する名張市職員の旅費に関する条例（昭和３７年名張市条例第４号）」と、同条例第３５条（見出しを含む。）中「市長」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。

（会計年度任用職員の特殊勤務手当等）

第３条 伊賀南部環境衛生組合職員の給与に関する条例（昭和４７年条例第３号）第３条の規定は、フルタイム会計年度任用職員（地方公務員法第２２条の２第１項第２号に掲げる職員をいう。）について準用する。

２ 伊賀南部環境衛生組合職員の給与に関する条例第３条第１項に規定する勤務に従事することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員（地方公務員法第２２条の２第１項第１号に掲げる職員をいう。）には、同条例第３条の規定の例により計算して得た額の報酬を支給する。

（委任）

第４条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和２年４月１日から施行する。

○伊賀南部環境衛生組合会計年度任用職員の給与に関する規則

制定 令和元年 1 1 月 1 日規則第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、伊賀南部環境衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第 1 号。以下「条例」という。）の規定に基づき、会計年度任用職員の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

(給与)

第 2 条 会計年度任用職員の給与については、名張市会計年度任用職員の給与に関する規則（令和元年名張市規則第 1 9 号）の規定（第 1 条、第 2 0 条、第 2 6 条及び別表イの表の規定を除く。）を準用する。この場合において、同規則第 2 条中「条例」とあるのは「伊賀南部環境衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第 1 号）第 2 条において読み替えて準用する名張市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年名張市条例第 1 2 号）（以下「条例」という。）」と、第 3 条第 1 項中「別表」とあるのは「別表アの表」と、第 4 条第 2 項中「名張市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成 1 8 年規則第 2 3 号。以下「初任給規則」という。）」とあるのは「伊賀南部環境衛生組合職員給与条例施行規則（昭和 4 7 年規則第 2 号）第 3 条において読み替えて準用する名張市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成 1 8 年名張市規則第 2 3 号）（以下「初任給規則」という。）」と、第 8 条中「市長」とあるのは「管理者」と、第 9 条第 1 項中「職員の給与に関する条例（昭和 3 2 年条例第 3 号）」とあるのは「職員の給与に関する条例（昭和 3 2 年名張市条例第 3 号）」と、第 1 7 条第 1 項中「名張市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成 7 年規則第 5 号）」とあるのは「伊賀南部環境衛生組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成 7 年規則第 2 号）第 2 条において読み替えて準用する名張市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成 7 年名張市規則第 5 号）」と読み替えるものとする。

(特殊勤務手当等)

第 3 条 条例第 3 条第 1 項において準用する伊賀南部環境衛生組合職員の給与に関する条例（昭和 4 7 年条例第 3 号）第 3 条に規定する特殊勤務手当及び条例第 3 条第 2 項の報酬の支給については、常勤職員の特殊勤務手当の例による。

(その他)

第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

○伊賀南部環境衛生組合職員の退職手当に関する条例

制定 昭和47年3月10日条例第5号

改正 昭和63年3月29日条例第10号

〃 令和4年12月28日条例第1号

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）の適用を受ける伊賀南部環境衛生組合職員（毎月一定の給料を受け、かつ、常時勤務を要する者をいう。）の退職手当に関する事項を定めることを目的とする。

(退職手当の額、支給方法等)

第2条 職員の退職手当の額その他退職手当の支給については、名張市職員の退職手当に関する条例（昭和38年名張市条例第5号）その他退職手当に関する名張市の条例の規定を準用する。この場合において、当該規定中「市長」とあるのは、「管理者」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和63年3月29日条例第10号）

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（令和4年12月28日条例第1号）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

第3章 旅 費

○伊賀南部環境衛生組合職員の旅費に関する条例

制定 昭和46年2月7日条例第1号

改正 昭和63年3月29日条例第4号

〃 平成28年11月1日条例第7号

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第6項の規定に基づき、公務のために旅行する職員（特別職の職員を除く。）に対して支給する旅費に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(旅費の支給)

第2条 職員の旅費支給については名張市職員の旅費に関する条例（昭和37年名張市条例第4号）を準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和45年10月1日から適用する。

附 則（昭和63年3月29日条例第4号）

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成28年11月1日条例第7号）

この条例は、公布の日から施行する。

第7編 財 務

第1章 契約・財産

○議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

制定 昭和47年3月10日条例第13号

改正 昭和52年11月15日条例第1号

〃 昭和63年3月29日条例第17号

〃 平成5年7月29日条例第1号

(この条例の趣旨)

第1条 伊賀南部環境衛生組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関しては、この条例の定めるところによる。

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない。

契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

(議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産又は動産の買入れ又は売払い(土地については1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和52年11月15日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和63年3月29日条例第17号)

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則(平成5年7月29日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

○伊賀南部環境衛生組合長期継続契約に関する条例

制定 平成19年2月23日条例第3号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17の規定に基づき、長期継続契約を締結することができる契約に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用)

第2条 長期継続契約を締結することができる契約については、名張市長期継続契約に関する条例（平成18年名張市条例第39号）を準用する。この場合において、同条例中「市長」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○伊賀南部環境衛生組合契約規程

制定 平成15年6月9日規程第7号

(目的)

第1条 この規程は、法令、条例、規則、その他別に定めるものを除くほか、伊賀南部環境衛生組合の契約に関する事務の処理について必要な事項を定めることを目的とする。

(準用)

第2条 契約については、名張市契約規則（平成11年名張市規則第20号）の規定を、準用する。この場合において、同規則中「市長」とあるのは、「管理者」と読み替えるものとする。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

○伊賀南部環境衛生組合工事執行規程

制定 平成15年6月9日規程第6号

(目的)

第1条 この規程は、伊賀南部環境衛生組合が行う工事について、法令、条例、規則、その他別に定めるものを除くほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(準用)

第2条 工事の執行については、名張市工事執行規則（平成11年名張市規則第21号）の規定を、必要な書類の様式については、名張市工事執行規則の施行に関し必要な書類の様式を定める要綱（平成11年名張市告示第72号）の規定をそれぞれ準用する。この場合において、同規則及び同要綱様式中「市長」とあるのは、「管理者」と読み替えるものとする。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

○伊賀南部環境衛生組合入札等監視委員会設置条例

制定 平成28年11月1日条例第6号

(設置)

第1条 伊賀南部環境衛生組合の発注する建設工事、測量業務委託、設計業務委託等(以下「建設工事等」という。)の入札及び契約について監視を行うことにより、これらの透明性を一層高め、公正な競争を確保するため、伊賀南部環境衛生組合入札等監視委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査審議するものとする。

- (1) 入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項
 - (2) 入札及び契約の方法の改善に関する事項
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、建設工事等に関し管理者が必要と認める事項
- (組織等)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、非常勤とする。

3 委員は、建設工事等の入札及び契約に関し客観的かつ中立公正な判断をすることができる学識経験者のうちから、管理者が委嘱する。

4 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

5 管理者は、委員が心身の故障のために職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合には、その委員を罷免することができる。

(委員長)

第4条 委員会に、委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長が決するところによる。
- 4 委員会の会議は、公開しない。ただし、その議事の概要は、公表するものとする。

(意見の具申又は勧告)

第6条 委員会は、第2条の規定による調査審議をした入札及び契約に関し、不適切な点又は改善すべき点があると認めたときは、必要な範囲で、管理者に対して意見の具申又は是正の勧告を行うことができる。

- 2 委員会は、前項の意見の具申又は是正の勧告を行ったときは、その内容を公表するものとする。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めたときは、委員以外の者に対し、会議への出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(委員の除斥)

第8条 委員は、自己、配偶者又は3親等以内の親族の利害に係る議事に参与することができない。

(守秘義務)

第9条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この条例の施行の日以後最初に委嘱される委員会の委員の任期は、第3条第4項本文の規定にかかわらず、平成30年8月18日までとする。

○伊賀南部環境衛生組合有料広告事業実施要綱

制定 平成19年5月17日告示第5号

改正 平成20年3月26日告示第9号

(趣旨)

第1条 この要綱は、公有財産、物品、印刷物その他の組合が保有する資産を有料広告の媒体として活用すること（以下「有料広告事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載基準)

第2条 有料広告事業により掲載できる広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 組合の公共性、中立性及び品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 人権侵害、差別若しくは名誉毀損となるもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 他人を誹謗、中傷若しくは排斥するもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に係るもの
- (5) その他掲載することが適当でないと認めるもの

(広告掲載申込者の要件)

第3条 広告の掲載を申し込むことができる者は、事業者若しくはこれらの連合体又は国、地方公共団体、公益法人その他これらに類するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、広告の掲載を申し込むことができない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業を行う者
- (2) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条に掲げる営業を行う者
- (3) 組合から指名停止措置を受けている者
- (4) 暴力団又は暴力団の構成員として認められる者
- (5) その他広告主として適当でないと認める者

(広告の規格等)

第4条 募集する広告の規格、位置、数、期間、作成方法、広告掲載料その他の広告掲載に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

(広告の募集方法)

第5条 広告の募集は、広報紙、ホームページ等により周知するものとする。

(広告掲載の申込み)

第6条 広告の掲載を希望する者（以下「申込者」という。）は、指定期間内に有料広告掲

載申込書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付し、申し込むものとする。

- (1) 広告の原稿
 - (2) 法人又は団体の概要がわかる書類
 - (3) その他必要と認める書類
- （広告掲載の決定等）

第7条 管理者は、前条の申込みを受けたときは速やかに審査の上、広告掲載の可否を決定し、その結果を有料広告掲載決定通知書（様式第2号）により申込者に通知するものとする。

2 前項の審査の結果、掲載を可とするものの数が募集した数を超える場合は、次の優先順位により決定するものとする。

- (1) 第1順位 名張市及び伊賀市青山地区内に事業所若しくはこれらの連合体又は国、地方公共団体、公益法人その他これらに類するもの
- (2) 前号に定める以外の者

3 前項の規定により難い場合は、抽選により決定するものとする。

（広告掲載料の納入）

第8条 前条の規定により広告掲載決定通知書を受けた者（以下「広告主」という。）は、管理者が指定する期日までに、広告掲載料を組合の発行する納付書により納入する。

（広告の審査）

第9条 広告掲載の可否等の審査は、名張市広告審査委員会に委託する。

（広告主の責任）

第10条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

（広告掲載の取消し）

第11条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告主が広告掲載料を納付しなかったとき。
- (2) 広告主が第3条本文に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (3) 広告主が第3条ただし書各号に該当することとなったとき。
- (4) その他特に管理者が広告掲載に支障があると認めたとき。

（広告掲載料の還付）

第12条 納入済みの広告掲載料は、還付しない。ただし、広告の掲載が決定した後に広告主の責めによらない理由により、広告を掲載できなかったときは、この限りでない。

（広告事業の周知）

第13条 管理者は、広告を掲載する場合においては、市民への周知及び有料広告事業の円滑な推進のため、有料広告事業である旨の表記をする等必要な措置を講ずるものとする。

(広告取扱業者を通じての広告募集)

第14条 管理者は、この要綱に定める申込者の要件、掲載の基準その他必要な条件を付
け、広告取扱業者を通じて広告を募集することができる。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (平成20年3月26日告示第9号)

この要綱は、告示の日から施行する。

様式第 1 号（第 6 条関係）

有料広告掲載申込書

年 月 日

伊賀南部環境衛生組合
管理者

様

住所

名称

代表者

印

伊賀南部環境衛生組合有料広告事業実施要綱第 6 条の規定に基づき、下記のとおり
申し込みます。

なお、申込みに当たっては、同要綱の規定を遵守します。

記

1. 広告媒体

2. 掲載期間 年 月 日から 年 月 日まで

（添付書類）

①広告の原稿

②法人、団体の概要がわかる書類

③その他

様式第2号(第7条関係)

有料広告掲載決定通知書

年 月 日

様

伊賀南部環境衛生組合

管理者

㊟

年 月 日付けで申込みのあった広告掲載については、下記のとおり決定しましたのでお知らせします。

記

決定区分

☐掲載する

☐掲載しない

(理由)

1. 広告媒体

2. 掲載期間 年 月 日から 年 月 日まで

3. 広告掲載料 金 円

4. 掲載場所

5. その他

(1) 版下原稿及び電子データは、年 月 日までに提出してください。

(2) 広告掲載料は、同封の納入通知書により、年 月 日までに納入してください。

○伊賀南部環境衛生組合財産の交換、譲与、無償貸付け 等に関する条例

制定 平成27年10月30日条例第1号

(趣旨)

第1条 伊賀南部環境衛生組合（以下「組合」という。）の財産の交換、譲与、無償貸付け等に関しては、この条例の定めるところによる。

(普通財産の交換)

第2条 普通財産は、次の各号のいずれかに該当するときは、これを他の同一種類の財産と交換することができる。ただし、価額の差額がその高価なものの価額の6分の1を超えるときは、この限りでない。

(1) 組合において公用又は公共用に供するため、他人の所有する財産を必要とするとき。

(2) 国又は他の地方公共団体その他公共団体において、公用又は公共用に供するため、組合の普通財産を必要とするとき。

2 前項の規定により交換する場合において、その価額が等しくないときは、その差額を金銭で補足しなければならない。

(普通財産の譲与又は減額譲渡)

第3条 普通財産は、次の各号のいずれかに該当するときは、これを譲与し、又は時価よりも低い価額で譲渡することができる。

(1) 他の地方公共団体その他公共団体において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するため、普通財産を他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体に譲渡するとき。

(2) 他の地方公共団体その他公共団体において維持及び保存の費用を負担した公用又は公共用に供する財産の用途を廃止した場合において、当該用途の廃止によって生じた普通財産をその負担した費用の額の範囲内において当該他の地方公共団体その他公共団体に譲渡するとき。

(3) 公用又は公共用に供する公有財産のうち寄附に係るものの用途を廃止した場合において、当該用途の廃止によって生じた普通財産をその寄附者又はその相続人その他の包括承継人に譲渡するとき。

(4) 公用又は公共用に供する公有財産の用途に代わるべき他の財産の寄附を受けたため、その用途を廃止した場合において、当該用途の廃止によって生じた普通財産を、寄附を受けた財産の価額に相当する金額の範囲内において当該寄附者又はその相続人その

他の包括承継人に譲渡するとき。

(普通財産の無償貸付け又は減額貸付け)

第4条 普通財産は、次の各号のいずれかに該当するときは、これを無償又は時価よりも低い価額で貸し付けることができる。

(1) 他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において、公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき。

(2) 地震、火災、水害等の災害により普通財産の貸付けを受けた者が、当該財産を使用の目的に供しがたいと認めるとき。

(物品の交換)

第5条 物品に係る経費の低減を図るため、特に必要があると認めるときは、物品を組合以外の者が所有する同一種類の動産と交換することができる。

2 第2条第2項の規定は、前項の場合について準用する。

(物品の譲与又は減額譲渡)

第6条 物品は、次の各号のいずれかに該当するときは、これを譲与し、又は時価よりも低い価額で譲渡することができる。

(1) 公益上の必要に基づき、他の地方公共団体その他公共団体又は私人に物品を譲渡するとき。

(2) 公用又は公共用に供するため寄附を受けた物品又は工作物のうち、その用途を廃止した場合には、当該物品又は工作物の解体若しくは撤去により物品となるものを寄附者又はその相続人その他の包括承継人に譲渡することを、寄附の条件として定めたものをその条件に従い譲渡するとき。

(物品の無償貸付け又は減額貸付け)

第7条 物品は、公益上必要があるときは、他の地方公共団体その他公共団体又は私人に無償又は時価よりも低い価額で貸し付けることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第2章 予算・会計

○伊賀南部環境衛生組合財政状況の公表に関する条例

制定 昭和47年3月10日条例第12号

改正 昭和63年3月29日条例第16号

(趣旨)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第1項の規定による財政に関する事項（以下「財政状況」という。）の公表に関しては、この条例に定めるところによる。

(公表)

第2条 本組合の財政状況の公表に関しては、名張市財政状況の公表に関する条例（昭和35年名張市条例第10号）を準用する。この場合において、同条例中「市長」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。

(公表の方法)

第3条 財政状況の公表の方法は、伊賀南部環境衛生組合公告式条例（昭和45年条例第1号）の定めるところによる。

2 前項の規定により公表した財政状況は、その公表の日から2か月間管理者の指定した場所において閲覧に供さなければならない。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、財政状況の作成及び公表に関し必要な事項は、管理者がこれを定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和63年3月29日条例第16号）

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

○伊賀南部環境衛生組合会計規則

制定 平成20年4月25日規則第3号

伊賀南部環境衛生組合会計規則（昭和48年規則第1号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 本組合の会計に関する事務については、法令その他別に定めるものを除くほか、この規則の定めるところによる。

（出納員及び現金取扱員の配置等）

第2条 別表第1に掲げる現金の出納又は保管を行う室に出納員及び現金取扱員を置く。
この場合において、出納員は当該室の長を、現金取扱員は出納員を補佐する職員及び現金を取り扱う職員で当該室の長が指定する者をもって充てる。

2 会計管理者は、別表第1に掲げる事務を出納員に、出納員は当該事務を現金取扱員に委任する。

3 出納員及び現金取扱員の領収印は、別表第2のとおりとする。

（繰替払）

第3条 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第164条第1号から第4号までに規定するもののほか、指定ごみ袋の取扱いに係る委託料の支払については、当該家庭廃棄物処理手数料の収入金を繰り替えて使用することができる。

（準用）

第4条 この規則に定めるもののほか、本組合の会計事務、収入、支出、決算、現金及び有価証券、財産、帳簿等については、名張市会計規則（平成20年名張市規則第11号）を準用する。この場合において同規則中「市長」とあるのは「管理者」と、「出納室長」とあるのは「出納主幹」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

別表第1（第2条関係）

室 名	所 掌 事 務
総 務 室	公文書の写しの作成及び送付に要する費用の収納に関すること。
業 務 室	所管の手数料の収納に関すること。

別表第2（第2条関係）

出納員の 領 収 印		寸法は、直径3センチメートルとし、中央部の数字は、年月日を表示し、その上部の円には領収者の印番号を入れる。
現金取扱員の 領 収 印		

○伊賀南部環境衛生組合地域振興交付金規則

制定 平成12年10月3日規則第1号

改正 平成15年1月9日規則第1号

〃 平成16年3月25日規則第1号

〃 令和3年6月1日規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、本組合が施行する重要施策の推進にあたり、その事業の受け入れ地区の生活環境基盤整備、地域振興等を促進するために交付する地域振興交付金（以下「交付金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象及び額)

第2条 交付金の交付対象及び額は、別表に定めるとおりとする。

(交付申請)

第3条 交付金の交付を受けようとする者は、地域振興交付金交付申請書（様式第1号）により管理者に申請しなければならない。

(交付決定及び通知)

第4条 管理者は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、当該交付金を交付すべきものと認めたときは、地域振興交付金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。この場合において、必要があると認めたときは、数年度に分割して交付する旨の条件を付することができる。

(交付金の請求及び支払い)

第5条 前条の規定による通知を受けたものは、地域振興交付金交付請求書（様式第3号）により交付金の請求をすることができる。

2 管理者は、前項の規定による請求があったときは、交付金を速やかに支払うものとする。

(実績報告)

第6条 交付金の交付を受けた者は、交付対象事業が完了したとき、当該事業の成果を記載した地域振興交付金事業完了実績報告書（様式第4号）を管理者に提出しなければならない。

(補足)

第7条 この規則に定めるもののほか、交付金の交付に必要な事項については、別に管理者が定めるところによる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年1月9日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年3月25日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年6月1日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

交 付 対 象	交 付 額
し尿処理施設（浄化センター）の受入地区との間で締結した協定（当該協定が更新される場合にあっては、更新後のもの（以下「浄化センター更新後協定」という。）を除く。）に基づき、当該地区と本組合の協議により合意した生活環境基盤整備、地域振興事業等	1億5,000万円以内
ごみ焼却施設（清掃工場）の受入地区との間で締結した協定に基づき、当該地区と本組合の協議により合意した生活環境基盤整備、地域振興事業等	9,800万円以内
浄化センター更新後協定に基づき、当該地区と本組合の協議により合意した生活環境基盤整備、地域振興事業等	600万円以内
伊賀南部クリーンセンターの受入地区との間で締結した協定に基づき、当該地区と本組合の協議により合意した生活環境基盤整備、地域振興事業費等	1億円以内

様式第 1 号（第 3 条関係）

年 月 日

伊賀南部環境衛生組合
管理者 様

申請者 住 所
名 称
代表者氏名

地域振興交付金交付申請書

伊賀南部環境衛生組合地域振興交付金規則第 3 条の規定により、 年 月 日付
けの協定書第 条による地域振興交付金の交付を申請します。

記

申 請 金 額	円
地 域 振 興 等 実 施 事 業 の 内 容 等 (年度、事業名、事業内容等)	
備 考	

様式第2号（第4条関係）

伊南環指令第 号
年 月 日

様

伊賀南部環境衛生組合
管理者 印

地域振興交付金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった地域振興交付金について、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

交付金交付決定額	円
交付対象事業の内容	
交付条件 (交付年度等)	

様式第3号（第5条関係）

年 月 日

伊賀南部環境衛生組合

管理者 様

申請者 住 所
名 称
代表者氏名

地域振興交付金交付請求書

年 月 日付け、伊南環指令第 号で交付決定のあった地域振興交付金について、下記のとおり請求します。

記

交 付 金 交 付 決 定 額	円
前 回 ま で の 請 求 金 額	円
請 求 金 額	円
請 求 金 額 合 計	円

[振込先]

金 融 機 関 名	
口 座 番 号	
口 座 名 義 人	

様式第 4 号（第 6 条関係）

年 月 日

伊賀南部環境衛生組合

管理者 様

申請者 住 所
名 称

代表者氏名

地域振興交付金事業完了実績報告書

年 月 日付け、伊南環指令第 号で交付決定のあった地域振興交付金に係る生活環境基盤整備、地域振興事業等について、下記のとおり完了したので報告します。

記

地 域 振 興 等 実 施 事 業 の 内 容 等 (事業名、事業内容、完了日等)	
備 考	

第8編 業 務

○伊賀南部環境衛生組合廃棄物の処理及び清掃に関する 条例

制定 平成20年7月16日条例第1号
改正 平成22年10月18日条例第2号
〃 平成24年2月13日条例第1号
〃 平成25年2月15日条例第2号
〃 平成26年7月1日条例第1号
〃 平成27年10月30日条例第2号
〃 令和2年9月4日条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）に基づき、伊賀南部環境衛生組合（以下「組合」という。）が行う廃棄物の処理及び清掃に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の例によるほか、次に定めるところによる。

- (1) 占有者 処理区域内の土地又は建物の占有者（占有者がない場合は、当該土地又は建物を管理する者）をいう。
- (2) 家庭廃棄物 一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物のうち可燃ごみ及び不燃ごみをいう。
- (3) 資源物 再利用を目的として、管理者が行う廃棄物の収集において、分別して収集する物をいう。
- (4) 事業系廃棄物 事業活動に伴って排出された物をいう。
- (5) 再利用 活用しなければ不要となる物又は廃棄物を再び使用すること又は資源として利用することをいう。
- (6) 特定家庭用機器 特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）に規定する物をいう。
- (7) 事業系一般廃棄物 一般廃棄物のうち事業活動に伴って排出された物をいう。

(住民の協力義務)

第3条 占有者は、その土地又は建物内の家庭廃棄物及び資源物を種類ごとに分別し、排出するなど、管理者の指示する方法に従わなければならない。

2 占有者は、管理者が行う家庭廃棄物の収集に際して、有毒性、危険性、悪臭その他収集、運搬及び処分に支障を及ぼすおそれのあるものを排出してはならない。

（事業者の責務）

第4条 事業者は、事業系廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進すること等により廃棄物の減量に努めるとともに、その廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、事業系廃棄物の減量及び適正な処理に関し、組合の施策に協力しなければならない。

（組合の責務）

第5条 組合は、廃棄物の減量を推進するとともに、その適正な処理を図らなければならない。

（一般廃棄物の処理計画）

第6条 管理者は、法第6条第1項の規定による一般廃棄物の処理についての計画を定め、毎年度初めに告示するものとする。

2 前項の処理計画に変更があった場合は、その都度告示するものとする。

（資源物の所有権）

第7条 第3条第1項の規定により排出された資源物の所有権は、組合に帰属するものとする。

（家庭廃棄物の排出方法）

第8条 占有者は、管理者が収集、運搬及び処分をする家庭廃棄物を排出するときは、管理者が指定するごみ袋（以下「指定ごみ袋」という。）を使用しなければならない。

（粗大ごみ等の排出方法）

第9条 粗大ごみ及び特定家庭用機器を臨時に排出する占有者は、管理者が指定する証票を当該廃棄物にちょう付して排出しなければならない。ただし、これにより難いと管理者が認めるときは、管理者が指定する方法により排出することができる。

（産業廃棄物の処理）

第10条 法第11条第2項の規定により組合が一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物は、あらかじめ処分する産業廃棄物を定めて告示するものとする。

（施設の名称及び位置）

第11条 処理区域内から排出される一般廃棄物を処分するための施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
伊賀南部クリーンセンター	伊賀市奥鹿野1990番地

伊賀南部ストックヤード	名張市青蓮寺 2 7 2 3 番地
伊賀南部浄化センター	名張市薦生 1 8 1 0 番地
伊賀南部最終処分場	名張市下比奈知 7 3 7 番地

(搬入の許可)

第 1 2 条 組合が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分以外に伊賀南部クリーンセンター又は伊賀南部浄化センター（以下「クリーンセンター等」という。）に一般廃棄物を搬入しようとする者は、管理者の許可を受けなければならない。

(許可の取消し等)

第 1 3 条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消し、又は一般廃棄物の搬入量及び種類を制限することができる。

- (1) 処理及び処分計画を変更したとき。
- (2) クリーンセンター等の機能を損傷し、又は著しく低下させるおそれがある廃棄物を搬入したとき。
- (3) 管理者の指示に従わないとき。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、管理者が特に必要があると認めたとき。

(手数料)

第 1 4 条 管理者は、家庭廃棄物の収集、運搬及び処分をするときは、家庭廃棄物を排出し、又は粗大ごみ及び特定家庭用機器を臨時に排出する占有者から別表に掲げる手数料を徴収するものとする。

- 2 管理者は、占有者又は事業者が家庭廃棄物又は事業系一般廃棄物を管理者の指定する場所に搬入するときは、その占有者又は事業者から別表に掲げる手数料を徴収するものとする。
- 3 管理者は、し尿を処理するときは、占有者又は事業者から別表に掲げる手数料を徴収するものとする。
- 4 第 1 2 条に規定する許可を受けた者で、管理者が認めた場合は、処分後 1 月の範囲で延納することができる。
- 5 既に納付された手数料は還付しない。ただし、管理者は、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(指定ごみ袋の交付)

第 1 5 条 管理者は、前条第 1 項に規定する手数料(家庭廃棄物の排出に係るものに限る。)をあらかじめ納付した者に指定ごみ袋を交付する。

(証票の交付)

第 1 6 条 管理者は、第 1 4 条第 1 項に規定する手数料（粗大ごみ及び特定家庭用機器を臨時に排出する場合に係るものに限る。）をあらかじめ納付した者に証票を交付する。

(手数料の減免)

第 17 条 管理者は次の各号のいずれかに該当する場合は、手数料を減免することができる。

- (1) 天災を受けた場合
- (2) 関係市長が特別の理由があると認めて、管理者の承認を得て作製した収集袋を交付した場合
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、管理者が特別の理由があると認める場合
(技術管理者の資格)

第 18 条 法第 21 条第 3 項に規定する条例で定める技術管理者が有する資格は、次のとおりとする。

- (1) 技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）第 2 条第 1 項に規定する技術士（化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第 2 次試験に合格した者に限る。）
- (2) 技術士法第 2 条第 1 項に規定する技術士（前号に該当する者を除く。）であつて、1 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号）第 8 条の 17 第 2 号イからチまでに掲げる者
- (4) 前 3 号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者
(委任)

第 19 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 20 年 10 月 1 日より施行する。ただし、伊賀市（平成 16 年 10 月 31 日における青山町の区域に限る。）においては、第 8 条、第 15 条及び別表の規定（伊賀市の指定ごみ袋に係る部分に限る。）は平成 21 年 1 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行前にこの条例による改正前の伊賀南部環境衛生組合廃棄物の処理並びに一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。
- 3 この条例の施行前に粗大ごみ及び特定家庭用機器の収集の受付をしたものの手数料は、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 管理者は、この条例の施行の状況、実施効果等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則（平成 22 年 10 月 18 日条例第 2 号）

この条例は、平成 22 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 2 月 13 日条例第 1 号）

この条例は、公布の日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 25 年 2 月 15 日条例第 2 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表の改正規定は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に行われる第 15 条の規定による指定ごみ袋の交付について適用し、同日前に行われた指定ごみ袋の交付については、なお従前の例による。

附 則（平成 26 年 7 月 1 日条例第 1 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。ただし、附則第 4 項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の伊賀南部環境衛生組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、平成 26 年 10 月 1 日以後に行われる新条例第 8 条の規定による指定ごみ袋の使用について適用し、同日前に行われたこの条例による改正前の伊賀南部環境衛生組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例（以下「旧条例」という。）第 8 条の規定による指定ごみ袋の使用については、なお従前の例による。
- 3 平成 26 年 10 月 1 日前に旧条例別表（この条例による改正に係る部分に限る。以下同じ。）に掲げる手数料を納付し、指定ごみ袋の交付を受けている場合において、管理者が定める期間及び方法により、同日以後に当該指定ごみ袋の交付を受けるために必要な新条例別表に掲げる手数料（以下「施行日以後に必要な手数料」という。）の金額から当該指定ごみ袋の交付の際納付した手数料の金額を差し引いた金額を納付したときは、施行日以後に必要な手数料を納付したものとみなす。
- 4 管理者は、平成 26 年 10 月 1 日前においても、新条例第 14 条第 1 項の規定による家庭廃棄物の排出に係る手数料の徴収その他の準備行為を行うことができる。

附 則（平成 27 年 10 月 30 日条例第 2 号）

この条例は、公布の日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 2 年 9 月 4 日条例第 1 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 3 年 2 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に納付すべき手数料並びにその納付により交付する指定ごみ袋により排出される家庭廃棄物の収集、運搬及び処分について適用し、同日前に納付すべき手数料並びにその納付により交付する指定ごみ袋により排

出される家庭廃棄物（同日以後に排出されるものを含む。）の収集、運搬及び処分については、なお従前の例による。

別表（第14条関係）

家庭廃棄物	名張市	指定ごみ袋	小 1袋につき	8 円
		指定ごみ袋	中 1袋につき	1 8 円
		指定ごみ袋	大 1袋につき	3 0 円
		指定ごみ袋	特大1袋につき	4 8 円
	伊賀市（平成16年10月31日における青山町の区域に限る。）（不燃ごみを除く。）	指定ごみ袋	特小1袋につき	5 円
		指定ごみ袋	小 1袋につき	8 円
		指定ごみ袋	中 1袋につき	1 5 円
		指定ごみ袋	大 1袋につき	2 5 円
		指定ごみ袋	特大1袋につき	3 5 円
粗 大 ご み		1点につき	2 0 0 円	
特定家庭用機器		1点につき	2, 0 0 0 円	
家庭廃棄物又は事業系一般廃棄物等（可燃・不燃ごみ・粗大ごみ）		ごみ搬入重量10キログラム（10キログラム未満の端数があるときは、その端数は10キログラムとみなす。）ごとに120円とする。ただし、家庭廃棄物を指定ごみ袋又は証票により搬入する場合は、当該指定ごみ袋又は証票相当額とする。		
し 尿 （浄化槽汚泥を含む。）		し尿180リットル（180リットル未満の端数があるときは、その端数は180リットルとみなす。）ごとに30円とする。		

○伊賀南部環境衛生組合廃棄物の処理及び清掃に関する 条例施行規則

制定 平成20年8月21日規則第5号
改正 平成22年10月4日規則第2号
〃 平成27年12月15日規則第3号
〃 令和4年9月26日規則第1号

伊賀南部環境衛生組合廃棄物の処理並びに一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例施行規則（平成9年規則第2号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、伊賀南部環境衛生組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成20年条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

（休業日）

第3条 施設の休業日は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から翌年1月3日までの日とする。ただし、伊賀南部クリーンセンターについては、毎月第3日曜日はこの限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、管理者が必要と認めたときは、休業日を変更することができる。

（搬入時間）

第4条 伊賀南部クリーンセンター又は伊賀南部浄化センターへの搬入は、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後4時30分までの間とする。

2 前項の規定にかかわらず、管理者が必要と認めたときは、同項の時間を変更することができる。

（搬入の許可申請手続等）

第5条 条例第12条に規定する搬入の許可（以下「搬入の許可」という。）を受けようとする者は、一般廃棄物搬入許可申請書（様式第1号）を管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の申請を許可したときは、一般廃棄物搬入許可証（様式第2号）を申請者に交付するものとする。

- 3 搬入の許可を受けた者は、廃棄物の搬入の際、前項の許可証を提示して搬入量及びその種類につき係員の確認を受けた後、指示に従って搬入しなければならない。

(搬入の制限)

第6条 施設への廃棄物の搬入は、管内から生じた廃棄物で、かつ、当該処理施設を使用して処理できるものであり、搬入量は処理能力の範囲を超えてはならない。

(指定ごみ袋の基準)

第7条 指定ごみ袋の材質は、耐水性及び内容物が認識できる程度の透明度を有するものであって、その種別及び容量は次のとおりとする。

種 類			容 量
家庭廃棄物	指定ごみ袋	特小袋	5 リットル相当
		小袋	10 リットル相当
		中袋	20 リットル相当
		大袋	30 リットル相当
		特大袋	45 リットル相当

(証票)

第8条 証票は、別表第1のとおりとする。

(手数料の認定の方法)

第9条 手数料(指定ごみ袋及び証票により排出する場合を除く。)の徴収の基礎となる数量等については、次のとおりとする。

- (1) 臨時に家庭廃棄物(資源物を除く。)を排出する占有者及び事業系一般廃棄物を排出する事業者の排出量は、その都度、当該排出された量をもって算定する。

- (2) 粗大ごみは、別表第2で定めた品目とする。

(手数料の徴収方法)

第10条 条例第14条第1項から第3項までに規定する手数料は、納入通知書により徴収する。

- 2 前項の規定にかかわらず、臨時に施設に搬入する場合又は指定ごみ袋若しくは証票により排出する場合については、納入通知書を省略することができる。

(指定ごみ袋及び証票の交付に係る手数料の収納の委託)

第11条 指定ごみ袋及び証票の交付に係る手数料については、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、名張市内及び伊賀市内の小売業者等で管理者が必要と認めるものにその収納を委託することができる。

- 2 前項の規定に基づき委託を受けた小売業者等(以下「収納委託業者等」という。)は、手数料を収納したときは、その支払いをした者に指定ごみ袋又は証票を交付しなければならない。

- 3 収納委託業者等は、その収納した手数料を管理者の指定する期日までに、納入通知書

により指定金融機関又は収納代理金融機関に払い込まなければならない。

- 4 前3項に定めるもののほか、指定ごみ袋及び証票の交付に係る手数料の収納の委託に関し、必要な事項は別に定める。

(手数料の減免申請手続)

第12条 条例第17条の規定により手数料の減免を受けようとする者は、廃棄物処理手数料減免申請書(様式第3号)を管理者に提出し、廃棄物処理手数料減免承認通知書(様式第4号)の交付を受けなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、市の作製する指定ごみ袋の交付により排出するときは、その排出をもって申請とみなし、その収集の時点をもってその決定に代えるものとする。

(委任)

第13条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、管理者が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前にこの規則による改正前の伊賀南部環境衛生組合廃棄物の処理並びに一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例施行規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

- 3 令和4年9月26日から同年10月28日までの間、名張市の区域内における第12条第2項の規定の適用については、同項中「市の作製する指定ごみ袋の交付により排出する」とあるのは、「市の作製する指定ごみ袋の交付により排出し、又は耐水性及びその内容物が認識できる程度の透明度を有する任意のごみ袋(おおむね容量が45リットル程度までのものに限る。)により家庭廃棄物を排出する」とする。

(伊賀南部環境衛生組合職員給与条例施行規則の一部改正)

- 4 伊賀南部環境衛生組合職員給与条例施行規則(昭和47年規則第2号)の一部を次のように改正する。

第4条の表清掃業務手当の項中「ごみ焼却場」を「クリーンセンター、中継所」に改める。

附 則(平成22年10月4日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年12月15日規則第3号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和4年9月26日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表第 1（第 8 条関係）

証票 1

2 0 0 円	証 票 NO. 000000
粗大ごみ処理券	
氏 名	
伊賀南部環境衛生組合管理者 ☐	

規 格

1. 大きさは、縦 8 cm、横 1 2 cm とする。
2. 色は黄系統色で黒色刷りとする。

証票 2

2, 0 0 0 円	証 票 NO. 000000
特定家庭用機器搬送券	
氏 名	
伊賀南部環境衛生組合管理者 ☐	

規 格

1. 大きさは、縦 8 cm、横 1 2 cm とする。
2. 色は白色で黒色刷りとする。

別表第2（第9条関係）

種 別	品 目
電気器具・ガス器具・石油機器類	アンテナ オーディオ機器（単品） 加湿器 空気清浄機 こたつ（天板含む） 照明器具 除湿機 食器洗浄機 ズボンプレスサー 扇風機 冷風機 掃除機 電気ストーブ 電子レンジ ファンヒーター ガスコンロ 換気扇 按摩器 ミシン（家庭用） ワープロ プリンター ホットカーペット 餅つき機
家具・寝具類	ラック類 衣装ケース（3個まで） カーペット・じゅうたん 机 いす 学習机 鏡台 レンジ台 下駄箱 サイドボード 座布団（5枚まで） 棚 たんす テレビ台 パイプハンガー 布団・毛布（3枚まで） ベット（マット含む） マットレス よしず ワゴン
趣味・スポーツ・健康・子ども用品	楽器類（ピアノを除く） 一輪車（スポーツ用） ランニングマシン サイクリングマシン クーラーボックス ゴルフクラブ（10本まで） スキー板（2本ストック含む） 自転車 水槽 スーツケース ブランコ 滑り台 三輪車 チャイルドシート ベビーカー ペット小屋
その他	アイロン台 アコーディオンカーテン 雨戸・網戸（3枚まで） 一輪車 脚立 草刈機 米びつ トタン類（1.8m、3枚まで）、パイプ類（3本まで） ブラインド（3本まで） 物干し台（一対） 物干し竿（3本まで） 湯沸し器
その他これらに類するもので、一辺の長さが2メートル以内で、指定ごみ袋に入らないもの。ただし、管理者がやむを得ないと判断したときは、この限りでない。	

備 考

戸別収集の場合、1回に収集できる数は、粗大ごみ及び特定家庭用機器を合わせて5点以内とする。

様式第 1 号（第 5 条関係）

一 般 廃 棄 物 搬 入 許 可 申 請 書		
1 種 類	可燃ごみ	
	不燃ごみ	
	粗大ごみ	
2 予 定 数 量	k g 車 台	
3 搬 入 予 定 日	年 月 日 から 月 日 まで	
上記のとおり一般廃棄物を処理するため、施設への搬入を許可願いたく申請します。 年 月 日 住 所 申 請 者 氏 名 電 話 伊賀南部環境衛生組合 管 理 者 様		

様式第2号（第5条関係）

一 般 廃 棄 物 搬 入 許 可 証			
1 申 請 者	住 所		
	氏 名		
2 種 類	可燃ごみ		
	不燃ごみ		
	粗大ごみ		
3 予 定 数 量	kg 車 台	検 収	kg 車 台
4 搬 入 施 設 名			
5 搬 入 予 定 日	年 月 日 から 月 日 まで		
下記のとおり許可条件を付して許可します。 年 月 日 伊賀南部環境衛生組合 管 理 者 ⑩ 許可条件 1 搬入する際は、この通知書を施設の受付に提出すること。 2 廃棄物運搬に際し飛散、流出、悪臭漏等のないよう適切な措置をすること。 3 許可された廃棄物の種類と異なる場合は搬入許可を取り消すものとする。 4 手数料は、条例第14条の規定により算出した金額とし、搬入の際、納付するものとする。			

様式第3号（第12条関係）

廃棄物処理手数料減免申請書		
1 種類	可燃ごみ	
	不燃ごみ	
	粗大ごみ	
2 予定数量	kg 車 台	
3 搬入予定日	年 月 日 から 月 日 まで	
4 手数料の減免を受けようとする理由		
上記のとおり減免を願いたく申請します。 年 月 日 住所 申請者 氏名 ㊞ 電 話 伊賀南部環境衛生組合 管 理 者 様		

様式第4号（第12条関係）

廃棄物処理手数料減免承認通知書		
1 申請者	住 所	
	氏 名	
2 種類	可燃ごみ	
	不燃ごみ	
	粗大ごみ	
3 予定数量	k g 車 台	
4 搬入する施設		
5 搬入予定日	年 月 日 から 月 日 まで	
下記のとおり指示事項を付して承認します。 年 月 日 伊賀南部環境衛生組合 管 理 者 ⑩ 指示事項 搬入する際は、搬入許可証とこの通知書を施設の受付に提出すること。		

○伊賀南部環境衛生組合が設置する一般廃棄物処理施設 に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する 条例

制定 平成14年7月16日条例第1号

(目 的)

第1条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第9条の3第2項（同条第8項により準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、同条第1項に規定する一般廃棄物処理施設の設置に係る届出及び同条第7項に規定する一般廃棄物処理施設の変更に係る届出に際し、伊賀南部環境衛生組合管理者（以下「管理者」という。）が実施した周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査（以下「生活環境影響調査」という。）の結果及び法第8条第2項第2号から第9号までに掲げる事項を記載した書類（以下「報告書等」という。）の縦覧手続並びに生活環境の保全上の見地からの意見書（以下「意見書」という。）の提出の方法を定めることにより、一般廃棄物処理施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者（以下「利害関係者」という。）に意見書を提出する機会を付与することを目的とする。

(対象となる施設の種類)

第2条 報告書等の公衆への縦覧及び意見書の提出の対象となる一般廃棄物処理施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第5条第1項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設及び同条第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場（以下「施設」という。）とする。

(縦覧の告示)

第3条 管理者は、法第9条の3第2項の規定により報告書等を公衆の縦覧に供しようとするときは、報告書等を縦覧に供する場所（以下「縦覧の場所」という。）、期間（以下「縦覧の期間」という。）のほか、あらかじめ次の各号に掲げる事項を告示するものとする。

- (1) 施設の名称
- (2) 施設の設置の場所
- (3) 施設の種類
- (4) 施設において処理する一般廃棄物の種類
- (5) 施設の能力（施設が最終処分場である場合にあっては、埋立処分の用に供される

場所の面積及び埋立容量)

- (6) 実施した生活環境影響調査の項目
- (7) 意見書の提出先
- (8) 意見書の提出期限
- (9) 法第8条第2項各号に掲げる事項のうち必要な事項

(縦覧の場所及び期間)

第4条 縦覧の場所は、次の各号に掲げる場所とする。

- (1) 伊賀南部環境衛生組合事務局
- (2) 生活環境影響調査を実施した地域及び近隣の地域であつて管理者が定める場所
- (3) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める場所

2 縦覧の期間は、前条の規定による告示のあった日から1月間とする。

(意見書の提出先及び提出期限)

第5条 意見書の提出は、次の各号に掲げる場所とする。

- (1) 伊賀南部環境衛生組合事務局
- (2) 前号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める場所

2 第3条の規定による告示があつたときは、利害関係者は、前条第2項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、管理者に意見書を提出することができる。

(環境影響評価との関係)

第6条 施設の設置又は変更に関し、環境影響評価法(平成9年法律第81号)又は三重県環境影響評価条例(平成10年三重県条例第49号)に基づく環境影響評価(生活環境影響調査に相当する内容を有するものに限る。)に係る告示、縦覧等の手続を経たものは、前3条に定める手続を経たものとみなす。

(委 任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○伊賀南部環境衛生組合が設置する一般廃棄物処理施設 に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する 条例施行規則

制定 平成14年7月16日規則第1号

(趣 旨)

第1条 この規則は、伊賀南部環境衛生組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例（平成14年条例第1号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(縦覧の手続)

第2条 条例第3条の規定により縦覧に供された報告書等を縦覧しようとする者(以下「縦覧者」という。)は、伊賀南部環境衛生組合一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果報告書等縦覧申込簿（様式）に必要な事項を記載しなければならない。

(縦覧の期間等)

第3条 条例第4条第2項の規定による縦覧の期間のうち、伊賀南部環境衛生組合の休日を定める条例（平成元年条例第1号）に定める日は、縦覧を行わない。

2 縦覧の時間は、午前8時30分から午後5時までとする。

(縦覧者の遵守事項等)

第4条 縦覧者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 報告書等を縦覧の場所から持ち出さないこと。
- (2) 報告書等を汚損し、又は損傷しないこと。
- (3) 他の縦覧者に迷惑を及ぼさないこと。
- (4) 係員の指示に従うこと。

2 管理者は、前項の規定に違反した者に対し、縦覧を停止し、又は禁止することができる。

(意見書の記載事項)

第5条 条例第5条第2項の意見書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあつては、名称、代表者の氏名及び所在地）
- (2) 施設の名称
- (3) 生活環境の保全上の見地からの意見

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式（第2条関係）

伊賀南部環境衛生組合一般廃棄物処理施設に係る
生活環境影響調査結果報告書等縦覧申込簿

伊賀南部環境衛生組合一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果に関する報告書等の縦覧をしたいので、申し込みます。			
1. 施設の名称			
2. 施設の設置場所			
縦覧年月日	縦覧者住所	縦覧者氏名	備 考

○伊賀南部環境衛生組合指定ごみ袋取扱要綱

制定 平成20年1月10日告示第1号

改正 平成20年8月21日告示第17号

(趣旨)

第1条 伊賀南部環境衛生組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成20年条例第1号。以下「条例」という。）に規定する指定ごみ袋の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(取扱業務の委託)

第2条 管理者は、条例第14条第1項及び第15条に規定する指定ごみ袋の取扱いに関する業務（以下「取扱業務」という。）を、伊賀南部環境衛生組合（以下「衛生組合」という。）が指定する指定ごみ袋取扱店（以下「取扱店」という。）に委託できるものとする。

(取扱店の申請資格)

第3条 取扱店の指定を受けることができる者には、次に掲げるすべての事項に該当しなければならない。

- (1) 名張市又は伊賀市内に店舗又は事務所（以下「店舗等」）を有していること。
- (2) 市税を滞納していないこと。

(取扱店の指定)

第4条 取扱店の指定を受けようとする者は、伊賀南部環境衛生組合指定ごみ袋取扱店申請書（様式第1号）に、次に定める書類を添付して、管理者に提出しなければならない。

- (1) 店舗等の位置図
- (2) 市税の納税証明書又は非課税証明書（民間非営利組織は除く。）
- (3) 活動を証する書類（民間非営利組織の場合に限る。）

(決定通知等)

第5条 管理者は、第4条の規定による申請を審査の上、適当と認め、取扱店の指定を決定したときは、伊賀南部環境衛生組合指定ごみ袋取扱店決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するとともに、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第2項に基づき、その旨を告示しなければならない。

(指定ごみ袋の取扱い)

第6条 取扱店は、指定ごみ袋の交付を受けようとする者から手数料を徴収し、指定ごみ袋を交付するものとする。

2 取扱店は、取扱区域の指定ごみ袋の各種類につき、一般の需要を満たすに足りる数量

を常備しなければならない。

3 取扱店は、指定ごみ袋の配送を受けようとするときは、衛生組合が契約した事業者へ直接注文するものとする。この場合において、注文は、1箱500枚単位とするものとする。

4 取扱店は、市民に対して指定ごみ袋の種類ごとに10枚1組で交付しなければならない。

5 取扱店は、店頭の見やすい場所に取り扱店である旨を表示し、店舗等内の指定ごみ袋を置く場所に交付単位当たりの手数料の額を表示しなければならない。

(手数料の納付)

第7条 取扱店は、配送を受けた指定ごみ袋の数量に応じた手数料を配送日の翌月末までに納付しなければならない。

2 管理者は、取扱店に対して配送を行った翌月の15日までに納入通知書により手数料を請求するものとする。

(取扱委託料)

第8条 取扱業務に係る委託料(以下「取扱委託料」という。)は、1枚につき2円とする。

(繰替払)

第9条 手数料の納入と取扱委託料の支払いは差し引きしたうえで清算するものとし、取扱委託料は繰替払を行うものとする。

(配送の停止)

第10条 管理者は、取扱店が手数料を指定期日までに納付しない場合は、翌月以降の配送を停止することができる。

(指定の変更又は廃止)

第11条 取扱店は、店舗若しくは事務所の名称若しくは所在地の変更又は指定の廃止をしようとするときは、事前に伊賀南部環境衛生組合指定ごみ袋取扱店変更(廃止)届(様式第3号)を管理者に提出しなければならない。

(指定の取消)

第12条 管理者は、取扱店がこの要綱に違反したとき、偽りその他不正な手段により指定を受けたとき又は取扱店として公金及び指定ごみ袋の適正な管理ができていないと認められるときは、取扱店の指定を取り消すことができる。

(指定ごみ袋の引渡し)

第13条 取扱店は、指定の廃止の届出をしたとき又は指定の取消をされたときは、配送を受けて市民に交付していない指定ごみ袋を衛生組合に引き渡さなければならない。

2 管理者は、前項の規定により引き渡された指定ごみ袋の数に相当する手数料の額から次に掲げる額を控除した額を取扱店へ還付するものとする。

(1) 引き渡された指定ごみ袋に相当する取扱委託料

(2) 指定ごみ袋の配送を受けて、引渡し時に払い込まれていない手数料
(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (平成20年8月21日)

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

様式第 1 号（第 4 条関係）

年 月 日

伊賀南部環境衛生組合
管理者 様

住 所
申請者 氏名又は事業
所の名称及び
代表者の氏名 ⑩

伊賀南部環境衛生組合指定ごみ袋取扱店申請書

伊賀南部環境衛生組合指定ごみ袋取扱店の指定を受けたいので、伊賀南部環境衛生組合指定ごみ袋取扱要綱第 4 条の規定により申請します。

記

伊賀南部環境衛生組合指定ごみ袋取扱店申請店舗

店舗又は事務所の名称	
所 在 地	
取 扱 指 定 袋 の 種 類	名張市区域用 ・ 伊賀市青山区域用
取 扱 日 時 (営業日、営業時間)	
担 当 者 氏 名	
電 話 番 号	
F A X 番 号	

※ 添付書類 位置図、納税証明書、非課税証明書又は活動を証する書類

第 号
年 月 日

様

伊賀南部環境衛生組合
管理者 印

伊賀南部環境衛生組合指定ごみ袋取扱店決定通知書

年 月 日付で申請のあった伊賀南部環境衛生組合指定ごみ袋取扱店について、下記のとおり指定の決定をしましたので通知します。

記

伊賀南部環境衛生組合指定ごみ袋取扱店決定店舗

指 定 取 扱 店 番 号	
店舗又は事務所の名称	
所 在 地	
取 扱 指 定 袋 の 種 類	

取扱店の遵守事項

1. 一般の需要を満たすに足りる数量の指定ごみ袋を常備し、適正な管理をすること。
2. 店頭の見やすい場所に取扱店である旨を表示し、店舗内の指定ごみ袋を置く場所に交付単位当たり（10枚1組）の手数料の額を表示すること。
3. 指定ごみ袋の割引販売や景品としての利用は行なわないこと。
4. 指定の廃止又は指定の取消のときは、伊賀南部環境衛生組合へ保有する指定ごみ袋を速やかに引き渡すこと。
5. 伊賀南部環境衛生組合から指定ごみ袋の在庫の報告、取扱方法の指示等を求められたときには、速やかに応じること。

様式第3号（第11条関係）

年 月 日

伊賀南部環境衛生組合

管理者 様

住 所

届出者 氏名又は事業

所の名称及び

印

代表者の氏名

伊賀南部環境衛生組合指定ごみ袋取扱店変更（廃止）届

伊賀南部環境衛生組合指定ごみ袋取扱店の指定を受けていますが、下記のとおり決定内容の変更（廃止）をしたいので届け出ます。

記

指 定 取 扱 店 番 号	
店舗又は事務所の名称	
届 出 内 容	変 更 ・ 廃 止
変 更 （ 廃 止 ） 理 由	
変 更 （ 廃 止 ） 年 月 日	年 月 日より
担 当 者 氏 名	電話 FAX

変更内容

店舗又は事務所の名称	旧	
	新	
所 在 地	旧	
	新	
取扱指定袋の種類	旧	
	新	

○資源ごみ自主回収支援事業補助金交付要綱

制定 平成25年9月27日 告示第10号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域による資源ごみの自主回収に対し、地域のごみ資源化活動を支援し、あわせて資源ごみ収集に要する費用の削減に資するため、資源ごみ自主回収支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象者)

第2条 補助金の交付の対象となるものは、名張市地域づくり組織条例（平成21年名張市条例第3号）及び伊賀市自治基本条例（平成16年伊賀市条例第293号）に規定にする別表の地域組織（以下「地域組織」という。）とする。

2 補助金の交付申請を行おうとする者は、事前に事業認定を受けなければならない。

(対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、次に掲げる事業とする。

(1) 資源ごみの自主回収で地域組織の全域を対象とする事業とする。

ただし、区域のとおり管理者が認めた場合はこの限りではない。

(2) 自主回収は、家庭から排出される物で次に掲げる品目を対象とする事業でなければならない。

(ア) 紙類（新聞、雑誌・ざつ紙、段ボール、紙パック）

(イ) 繊維類

2 当該事業認定を行った区域については、伊賀南部環境衛生組合（以下「組合」という。）が実施している当該品目の資源ごみ収集を中止するものとする。

(事業認定又は変更)

第4条 事業認定を受けようとする者は、資源ごみの自主回収を4月から実施する場合に

あつてはその前年度の10月1日から12月28日まで、10月から実施する場合にあつてはその年度の4月1日から6月30日までの期間内において、管理者に資源ごみ自主回収支援事業認定申請書（様式第1号）により申請を行うものとする。

2 管理者は、前条の規定による申請があつたときは、当該申請に係る審査を行い必要な条件を付し、速やかに資源ごみ自主回収支援事業認定書（様式第2号）により通知しなければならない

い。

(事業廃止)

第5条 認定を受けた資源ごみ自主回収支援事業を廃止しようとするときは、資源ごみ自主回収支援事業廃止届出書(様式第3号)を速やかに管理者に届け出なければならない。

2 管理者は、前項の規定による届出を受けたときは、当該地区の収集を再開するものとする。
この場合において、再開時期は、12月28日までに届出があった区域は翌年度の4月から、6月30日までに届出のあった区域は当該年度の10月からとする。

3 組合収集の再開までの間に品目の全部又は一部の事業を廃止した区域については、当該区域が自らの責において廃止品目の収集及び処理を行わなければならない。

(補助金の額等)

第6条 補助金の年額は、当該自主回収をする区域内の対象品目について、申請期間内の回収実績数量合計1キログラム当たり3円を乗じた額又は100,000円のいずれか少ない額とする。ただし、当該年度内で6ヶ月間実施するものに対しては、年額の2分の1の額とする。

2 補助金は、予算の範囲内でこの要綱の規定による収集事業を開始した月から36月分を限度として支給するものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 資源ごみ自主回収支援事業の認定を受けた者は、翌年3月31日までに、事業認定した品目について申請期間内の計量証明書を添付し、資源ごみ自主回収支援事業補助金交付申請書(様式第4号)により申請を行うものとする。

(補助金の交付決定)

第8条 前条の規定による交付の申請があったときは、当該申請に係る審査をし、補助金を交付すべきと認めたものについては、速やかに資源ごみ自主回収支援事業補助金交付決定通知書(様式第5号)により通知しなければならない。

(補助金の請求)

第9条 補助金の交付の決定を受けた者は、当該年度末に資源ごみ自主回収支援事業補助金交付請求書(様式第6号)により、補助金の交付の請求をするものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に資源ごみの自主回収を行っている地域組織及び平成25年10月から実施を予定している地域組織については、第4条の規定にかかわらず、9月30日までに申請するものとする。

別表（第2条関係）

地域組織		収集区域	地区名
名張市	名張	名張1	桜ヶ丘、平尾、栄町
		名張2	丸之内、中町、上本町、柳原町、鍛冶町、本町、新町、豊後町、木屋町、元町、榑町
		名張3	南町、松崎町、朝日町
		名張4	上八町、東町
	鴻之台希中央台	鴻之台希中央台	希中央1番町～5番町、鴻之台1番町～5番町
	蔵持	蔵持	蔵持町里、蔵持町原出、蔵持町芝出、緑が丘東、緑が丘中、緑が丘西
	梅が丘	梅が丘1	大屋戸、松原町、夏秋、短野、下三谷
		梅が丘2	梅が丘南1番町～5番町、梅が丘北1番町～5番町
	薦原	薦原	薦生、八幡、西田原、鶴山、家野、葛尾、さつき台1番町～2番町
	美旗	美旗1	新田、美旗中村、東田原、上小波田、下小波田、西原町、南古山、美旗町藤が丘
		美旗2	美旗町池の台東、美旗町池の台西、美旗町中1番～3番、美旗町南西原
	比奈知	比奈知1	下比奈知、上比奈知、滝之原
		比奈知2	富貴ヶ丘1番町～6番町
	すずらん台	すずらん台	すずらん台東1番町～5番町、すずらん台西1番町～4番町
	錦生	錦生	黒田、結馬、井手、安部田、矢川、上三谷、竜口
	赤目	赤目1	赤目町丈六、赤目町相楽、赤目町一ノ井
		赤目2	赤目町新川、赤目町檀、赤目町星川、赤目町柏原、赤目町長坂、赤目町すみれが丘
	箕曲	箕曲	夏見、瀬古口、箕曲中村、中知山
	百合が丘	百合が丘1	青蓮寺、南百合が丘
		百合が丘2	百合が丘東1番町～9番町、百合が丘西1番町～6番町
	国津	国津	神屋、奈垣、布生、上長瀬、長瀬
	桔梗が丘	桔梗が丘1	桔梗が丘1番町～3番町
		桔梗が丘2	桔梗が丘4番町、桔梗が丘6番町～8番町

		桔梗が丘 3	桔梗が丘 5 番町
		桔梗が丘 4	桔梗が丘南 1 番町～ 4 番町
		桔梗が丘 5	桔梗が丘西 1 番町～ 7 番町
	つつじが丘	つつじが丘	つつじが丘北 1 番町～ 1 0 番町、つつじが丘南 1 番町～ 8 番町、春日丘 1 番町～ 7 番町
伊賀市	阿保	阿保	阿保、青山羽根、別府、寺脇、岡田、柏尾、奥鹿野、弥生、川上
	上津	上津	伊勢路、下川原、北山、勝地、妙楽地、瀧
	博要	博要	種生、老川
	高尾	高尾	高尾
	矢持	矢持	霧生、腰山、諸木、福川
	桐ヶ丘	桐ヶ丘	桐ヶ丘

様式第 1 号（第 4 条関係）

資源ごみ自主回収支援事業認定申請書

年 月 日

伊賀南部環境衛生組合

管理者 宛

申請者 住 所

氏 名

電 話

次のとおり、資源ごみ自主回収支援事業補助金交付要綱第 4 条の規定により申請します。

地 域 名		
地 区 名 (申請地区名)		
代表者	住 所	
	フリガナ	
	氏 名	
	電 話 番 号 (日常連絡先を併記)	
	F A X 番 号	
担当者	住 所	
	フリガナ	
	氏 名	
	電 話 番 号 (日常連絡先を併記)	
	F A X 番 号	
連絡及び 書類送付先	(1) 代表者 ・ (2) 担当者	

別紙

自主回収形態等

回収範囲		
回収方式	ごみ（または資源）ステーション ・ 戸別収集 地区内の集会所等（1～数箇所） その他（ ）	
回収品目	新聞、雑誌・ざつ紙、段ボール、紙パック、繊維類 その他（品名： ）	
回収頻度	年・月 回	
実施時間		
回収日 （日付指定 の場合記入）		
自主回収 団体の種類	自治会 ・ 子ども会 ・ P T A その他（ ）	
回収業者	業 者 名	
	所 在 地	
	電話番号	

（昨年度回収量実績

kg）

様式第 2 号（第 4 条関係）

資源ごみ自主回収支援事業認定書

年 月 日

宛

伊賀南部環境衛生組合
管理者

年 月 日付け資源ごみ自主回収支援事業認定申請書を審査しました結果、下記条件等を付し、貴地区を資源ごみ自主回収支援事業実施団体として認定します。

記

条件等	伊賀南部環境衛生組合が実施している紙類（新聞、雑誌・ざつ紙、段ボール、紙パック）、繊維類の資源ごみ収集を中止するものとする。
-----	--

様式第3号（第5条関係）

資源ごみ自主回収支援事業廃止届出書

年 月 日

伊賀南部環境衛生組合

管理者

宛

申請者 住 所

氏 名

電 話

下記の理由により資源ごみ自主回収支援事業を廃止しますので届出します。

記

理 由

時 期

年

月

日から

様式第4号（第7条関係）

資源ごみ自主回収支援事業補助金交付申請書

年 月 日

伊賀南部環境衛生組合

管理者

宛

申請者 住 所

氏 名

電 話

資源ごみ自主回収支援事業補助金の交付を受けたいので、資源ごみ自主回収支援事業補助金交付要綱第7条の規定により関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

地 域 名	
地 区 名 (申請地区名)	
実 施 期 間	年 月 ～ 年 月
事業認定年月日	年 月 日
回 収 実 績 数 量	k g

様式第5号（第8条関係）

資源ごみ自主回収支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日

宛

伊賀南部環境衛生組合
管理者

平成 年 月 日付で申請のあつた資源ごみ自主回収支援事業補助金の交付について、下記のとおり決定したので、資源ごみ自主回収支援事業補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

1 補助金交付の対象となる 自主回収資源品名	下記品名全て ア) 紙類（新聞、雑誌・ざつ紙、ダンボール、紙パック） イ) 繊維類
2 補助金交付決定額	金、 円
3 補助金交付期限	年 月 まで
4 補助金交付の条件等	(1) 虚偽その他の不正な手段により交付決定を受けたことが判明したときは、すでに交付した補助金の全部又は一部を返還していただきます。 (2) 管理者が必要があると認めるときは、資源回収の実施内容等について報告を求めたり、調査をすることがあります。 (3) 交付期限を延長することは出来ません。

様式第 6 号（第 9 条関係）

資源ごみ自主回収支援事業補助金交付請求書

年 月 日

伊賀南部環境衛生組合

管理者

宛

申請者 住 所

氏 名

電 話

年 月 日付けで交付決定を受けた資源ごみ自主回収支援事業補助金について、下記のとおり資源ごみ自主回収支援事業補助金交付要綱第 9 条の規定により請求します。

記

請 求 金 額	金、 円
---------	---

地 域 名	
地 区 名 (申 請 地 区 名)	

金融機関名		店 名	
口座種別	1 普通 2 当座	口座番号	
フリガナ 口座名義			

第9編 施 設

○伊賀南部リサイクルプラザの設置及び管理に関する条例

制定 平成21年1月6日条例第1号
改正 平成23年5月20日条例第1号
〃 平成24年2月13日条例第2号
〃 平成25年7月22日条例第3号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、伊賀南部リサイクルプラザの設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 一般廃棄物の減量化、資源化及び適正な処理に関する住民の意識の啓発を図るとともに、地域における住民の自主的なリサイクル活動を推進することにより、資源循環型社会の形成に寄与するため、伊賀南部リサイクルプラザ（以下「プラザ」という。）を設置する。

2 プラザの名称、位置及び施設は次のとおりとする。

名称	位置	施設
伊賀南部リサイクルプラザ	伊賀市奥鹿野1990番地	再生品工房、再生品保管室、再生品展示コーナー、市民活動室、研修室、環境学習コーナー及び浴室
伊賀南部リサイクルプラザ分館	名張市青蓮寺2723番地	多目的スペース

(事業)

第3条 プラザにおいては、次に掲げる事業を行う。

- (1) 一般廃棄物の減量化、再資源化及び再生利用に関する情報の収集並びに啓発に関すること。
- (2) 環境保全又は一般廃棄物の減量及び再生利用に関する活動を行うための施設及び設備の提供に関すること。
- (3) 不用品の再生及び補修に関すること。

- (4) 再生品の展示及び提供に関すること。
- (5) 余熱利用施設の提供に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、プラザの設置目的を達成するために必要な事業
(休館日及び使用時間)

第4条 プラザの休館日及び使用時間は、規則で定める。

(使用の許可)

第5条 市民活動室、研修室、浴室及び多目的スペースを使用しようとする者は、管理者の許可を受けなければならない。

- 2 管理者は、前項の許可について、管理上必要な条件を付すことができる。
- 3 第1項の許可の手続について必要な事項は、規則で定める。

(使用の制限)

第6条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を禁止し、又は制限することができる。

- (1) 公の秩序若しくは善良な風俗を乱し、又はそのおそれがあるとき。
- (2) 建物又は附属設備を損傷するおそれがあるとき。
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）の利益になると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、管理者が施設の管理上支障があると認めるとき。

(許可の取消し等)

第7条 管理者は、第5条の規定により使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は当該施設の使用を制限し、若しくは停止させることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則等に違反したとき。
- (2) 正規の手続によらないで使用の目的、内容等を変更したとき。
- (3) 前条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、管理者が特に必要と認めたとき。

(使用料)

第8条 浴室を使用する者から次の表に定める使用料を徴収する。

施設	区分	使用料（1人当たり）
浴室	中学生以上	100円
	3歳以上小学生以下	50円
	3歳未満	無料

- 2 前項の使用料は、前納とする。
- 3 次の表に定める施設の使用料は、無料とする。

伊賀南部リサイクル プラザ	再生品工房、再生品保管室、再生品展示コーナー、市民活動室、 研修室、環境学習コーナー
伊賀南部リサイクル プラザ分館	多目的スペース

(使用料の減免)

第9条 管理者は、公益上特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第10条 既納の使用料は、還付しない。ただし、使用者の責めに帰することができない理由により使用することができなかつたときその他特別の理由があると管理者が認めたときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。

(原状回復の義務)

第11条 プラザの施設を使用する者は、プラザの使用を終了したとき又は第7条の規定により使用の許可を取り消されたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

(賠償責任)

第12条 故意若しくは過失により、建物又は附属設備を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(免責)

第13条 施設の使用又は第7条の規定に基づく処分によって使用者に生じた損害については、管理者は一切の責を負わない。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成21年2月1日から施行する。

附 則（平成23年5月20日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年2月13日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則（平成25年7月22日条例第3号）

この条例は、平成25年10月1日から施行する。

○伊賀南部リサイクルプラザの設置及び管理に関する条例施行規則

制定 平成21年1月19日規則第1号

改正 平成24年2月13日規則第1号

〃 平成25年9月24日規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、伊賀南部リサイクルプラザの設置及び管理に関する条例（平成21年条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(休館日及び使用時間)

第2条 伊賀南部リサイクルプラザ（以下「プラザ」という。）の休館日及び使用時間は、次のとおりとする。

名称	施設	休館日	使用時間
伊賀南部リサイクルプラザ	再生品工房、再生品保管室、再生品展示コーナー、市民活動室、研修室及び環境学習コーナー	(1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。） (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）	午前9時から午後5時まで
	浴室	(1) 土曜日 (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日	午後3時から午後7時まで（日曜日及び休日にあつては、午後1時から午後7時まで）
伊賀南部リサイクルプラザ分館	多目的スペース	(1) 日曜日及び土曜日 (2) 休日 (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）	午前9時から午後5時まで

2 管理者は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、休館日及び使

用時間を変更し、又は臨時に休館することができる。

(使用の申請等)

第3条 市民活動室、研修室及び多目的スペースを使用しようとする者は、リサイクルプラザ使用許可申請書（様式第1号）をあらかじめ管理者に提出しなければならない。使用の許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 浴室を使用しようとする者（3歳未満の者を除く。）は、条例第8条第1項に規定する使用料の納付と引き換えに、利用券の交付を受けなければならない。

(使用の許可)

第4条 管理者は、前条第1項に規定する申請を受けたときは、申請者にその申請の審査結果を通知しなければならない。

2 前項の規定により使用の許可を通知する場合は、リサイクルプラザ使用許可書（様式第2号）を交付するものとする。

(浴室の使用及び心得)

第5条 浴室を使用しようとする者で、次の各号のいずれかに該当する者は、入浴してはならない。

(1) 感染症の疾病にかかっていると認められ、又は他の入浴者に支障を与えるおそれがあると認められる者

(2) 医師又は家族に入浴を制限されている者

(3) 酒類を飲んでいる者

(4) 身体の変調を感じている者

2 入浴者は、安全について細心の注意を払うものとする。

3 管理者は、入浴による事故について、その責を負わない。

(入館者の遵守事項)

第6条 入館者は、施設の使用に際し、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗の乱す行為をしないこと。

(2) 他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

(3) 火気又は危険物を取り扱わないこと。

(4) その他職員が指示すること。

(破損及び滅失の届出)

第7条 建物又は附属設備を破損又は滅失した者は、直ちにその旨を管理者に届け出なければならない。

(委任)

第8条 この規則の施行に関し、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、平成21年2月1日から施行する。

附 則（平成 24 年 2 月 13 日規則第 1 号）
この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 9 月 24 日規則第 1 号）
この規則は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

様式第 1 号

リサイクルプラザ使用許可申請書

年 月 日

伊賀南部環境衛生組合 管理者 様

申請者 住 所
氏 名
電 話
団体名

リサイクルプラザの施設を利用したいので、次のとおり申請します。

利 用 責 任 者	氏 名		電話	
	住 所			
行事・会議名 (利用目的)			参加 人員	人
行事等の内容 具体的に記入して ください。				
利 用 日 時	年 月 日 (曜日) 時 分 から 時 分			
利 用 施 設	・ 市民活動室 ・ 研修室 ・ 多目的スペース			

(注) 利用施設の欄は、希望するものを○で囲んでください。

申請受理日

様式第 2 号

リサイクルプラザ使用許可書

年 月 日

(申請者)

様

伊賀南部環境衛生組合 管理者

リサイクルプラザの施設の利用を次のとおり許可します。

利 用 責 任 者	氏 名		電話	
	住 所			
行事・会議名 (利用目的)			参加 人員	人
行事等の内容 具体的に記入して ください。				
利 用 日 時	年 月 日 (曜日) 時 分 から 時 分			
利 用 施 設	・ 市民活動室 ・ 研修室 ・ 多目的スペース			

リサイクルプラザの施設を利用するときは、利用許可書を持参してください。